

神皇正統記講義

上

210.3

シ

上

日本政論
文記本

講義錄

第拾四卷



神皇正統記講義



一



千

千

一



古

載仁親王題

古

載仁親王題



Small vertical text on the far left edge of the page.



神皇正統記講義

開題

この書は、後醍醐天皇の御代元亨建武の際より、後村上天皇の正平年中まで、南朝のために匪躬の節を盡くされし、源親房卿の編述せられたるものなり、卿、家の名を北畠、また中院と稱し、世人のよく知る如く、村上天皇の皇子、具平親王の後裔、いはゆる村上源氏にして、父は、權大納言師重卿なり、具平親王は、かの兼明親王と共に、才學雙びなくおはして、世人の尊崇おはかたならず、中務卿とならければ、後の中書王とまで稱せられ給ひき、親房卿、その後裔なればにや、學は、和漢を兼ねて、内典にさへ暗からず、識は、古今に通じて、遠く衆人の上に擢んでられしかば、昔、延久の頃にや、大江匡房、藤原爲房、藤原伊房の三人、博識なるを並び稱して三房といひしが、この時、又、卿と共に政事に與りし、宣房、定房の二人を加へて、後の三房と稱したりき、これまた、兼明親王の後に、具平親王の出でられたるに比すべきが如し

卿は、後伏見帝の御代より、後二條、花園、後醍醐、後村上に至るまでの五帝に歷事して、正平九年に薨せられき、年齢は詳かならず、はじめ、後伏見天皇の御時、彈正大弼の職を奉じたりしが、花園天皇の即位あらせられし後、從四位下に叙せられ、右近衛中將、左少辨を経て、參議に任せられぬ、後醍醐天皇御即位の元應元年、中納言となり、正二位に叙せられたり、後、五年を経て、元亨三年、大納言に任せられぬ、をりしも、皇子世良親王の傅を選ばれしが、卿、その選にあたり、補弼の任怠りあかりしに、僅かに數年にして、親王薨せられければ、その心遣も空しくなりたり、

卿、悲悼のあまり世をはかなみ、落髪して仕を辭し、また世事に預らずなりぬ、これよりさき、天皇、北條高時の專横にして、皇威の常に振はざるを慨み給ひ、いかにもして彼を滅さんと、種々の謀を廻らし給ひたりしが、その計、漸く彼に知られ、近臣の事に與りし者は、或は殺され、或は流されたれど、今は天皇御在位にては、北條の輩、枕を高くすること叶ひ難かりければ、遂に勤王の兵ありしにかゝはらず、高時、強ひて天皇を隱岐にうつし奉りぬ、されども、順逆の勢、いかでか久しきを保つべき、幾何もなく、正成、義貞をはじめ、諸國に勤王の兵起れりしかば、高時は、忽に誅に伏しき、世運こゝに一變して、萬機の政朝廷より出で、從ひて人才を要することも多くありたる上、世のさま、また卿の心を慰むるふしもありたりけむ、再、朝位に列して、從一位准大臣とはあられぬ、此の時元弘三年なりしが、急激の革新は、中々に武人の怨望をかもし、卿等の秘策などもありたりしなるべけれど、これを用ふるに所なく、世は、またも茹菰の亂れたちて、尊氏等の奸臣類に叡慮を惱まし奉れるは是非もなき、卿の長子顯家卿は、また文武の才に秀でたりしかば、王政の復するや、陸奥守に任せられ、鎮守府將軍を兼ね、義良親王を奉じて東奥の藩鎮たりき、然るに、尊氏等の勢猖獗なりしにより、兵を率ゐて都の方へ攻め上り、一度は、賊徒を西海に逐ひ落ししが、尊氏更に散兵を集め、新手を募りて、上り來しに、正成も討死し、義貞も敗れて退き、やがて天皇は、吉野に入り給ひしかば、顯家、また東國の兵を率ゐて打ち上り、所々にて賊を敗りしが、又利を失ひし事もありき、然るに、延元三年五月、和泉の國石津にての戦に、遂に討死したりき、時運の然らまむる所とは悟られけむ、卿の悲歎は、そもいかにかりなりけむ、その年、顯家の弟顯信、陸

奥介に任せられ、鎮守府將軍を兼ねて、又義良親王を奉じ、東奥に赴きしに、天皇、卿に命じてこれを輔けしめ給へり、即、出發せしに、上總の海上に至りし頃、風濤大に起りて、船舶四方に漂蕩し、親王と顯信とは、伊勢に着し、卿は常陸に着きぬ、よりて其の邊の賊徒を征せんと、まづ小田治久の籠れる小田の城に入りぬ、賊將高師冬、其の勢熾ならんとするを聞き、兵を率ゐて攻め圍みしを、卿、事どもせず、忽ち討ちてこれを退けたり、されども、この城もどより小勢なりければ、後難あらんことを憂へ、援を結城親朝に請ひたれど、親朝、賊軍を恐れてこれに應ぜず、剩、城主の治久さへ賊に降りしかば、其處を保つことを得ず、退きて關城に入りぬ、こゝにまた、怨なる書を親朝に送りて、大義を説き、百方これを諭ししかども、たゞその効なきのみならず、遂に叛きしかば、孤城益力を失ひ、ほどなく陥りぬ、よりて卿は、潜かに吉野にゆき、行宮に仕へ奉りたり、時に正平四年なりき、これよりさき、義良親王、伊勢より行宮に還り給ひしが、天皇崩じ給ひまかば、御位を繼ぎ給ひき、これ後村上天皇にまします、卿、この後は、多く帝の御前にありて、文武の政事に與り、帝業の恢復に力をつくされたれど、時勢日々に非に趣きて、終にいかにともなし難く、空しく志を齎して、正平九年賀名生野にて、この世を去られにき、さきつ年、三宮に准せられ、齡老いたればにや、輦車にて宮中に入出することを許されぬ、特別といひつべし、これ卿の事歴の大畧なり

さて、こゝにいふべきは、この書を著はされま主旨あり、卿は、東奥に在りしほど、はやく恢復の業のたやすく成り難きを洞察せられ、且、當世の君臣に省みる所あらまめ、且は、後世の人々の

惑を解かんとて、もとより羈旅の間、文書などはあらざりしよしなれど、わが皇統の、神代より正理にて受け傳へ來せしつる事を、極めて明確に、しかも、文章なだらかに述べられたり、これ實に、興國の初なりき、本書中、支那、天竺の歴代の事を述べられし次に、唯我が國のみ、天地開けし初より今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自、傍より傳へ給ひしすら、あは正に歸る道ありてずたもちまじしける、これしかしながら、神明の御誓わられたにして、餘國に異なるべきいはれあり、抑、神道の事は、たやすく顯はさずといふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし、その弊を救はんために、いささかあるし侍り神代より、正理にて受け傳へつる謂をのべん事を志して、常にさこゆる事は載せず、然れば、神皇正統記とや名づけ侍るべき、といひ大かた、天皇の世繼をしるせる文、昔より今に至るまで、家々にあまたあり、かくしるし侍るも、更に珍しからぬ事なれども、神代より、繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんかためなり、とあるにて、本書の主旨は、明らかに知られたり、卿の著書は、この他にも、職原抄、古今集註、東家秘傳、元々集、廿一社記などありて、世に傳はりたる中に、職原抄、最、世人に裨益を與ふ、なほ、卿につきて論すべきふしもあれど、さきに訂正して、普及舎より出だしたる、正統記の巻首にいひつれば、こゝには畧したり、志あらん者は、彼の書につきて知りぬべし

凡例

一本書は、さきに出版せる、竹取、伊勢などの物語、土佐日記等の講義にならひて、國文を講究する初學者の獨習、又は、諸學校教科書の參考書たらめんとて、誠之堂主人のこへるによりて、書きて與へつるなり

一本書の本文は、普通の本により、その誤謬ある点は、井上頼國翁校本、および、花山院本、白山本、青蓮院本等を合せて、校訂したり、今、これらの諸本の傳來も、一々挙げまはしけれども、必要なければ省けり、委しくは、さきに讀本用にとて出版せる、普及舎標註本の巻首にいへるを見るべし

一本文には、多少、文法語格の誤あり、故に、さきに普及舎より出版せる標註本には、悉くこれを訂正せり、されど本書は、もとより誤れりと思ゆるものは、餘りに甚しからざる限は、あへて改めず、そは、かれは、讀習の間に文法語格を悟らしむるを主とし、これは、專、意義を了解せしむるを主としたればなり

一本文にしるせるは、歴代治亂の事蹟あるを以て、もしその原因結果を詳細にわけんとせば、殆ど本書の數倍にも至りて、却りて讀者の不便を招くべければ、今は、たゞ簡畧に、うの事に關係あることのみを挙げつ、引用せる故事、釋義なども、また同じ

一本文の、國文中にて有益なるは、世すでに定論あれば、こゝには、その文に較べては、この講義は、たゞ蛇足を添へたるに過ぎざらむ、されど、未、類書なければ、いふかたにも、國文を學

ばん者の裨益をなさば、望外の幸といふべし

明治廿九年十月

講述者しるす

神皇正統記講義上巻目録

序論 一

神世七代 二六

天照大神 四〇

忍穗耳尊 五二

瓊々杵尊 五三

火々出見尊 六七

葦不合尊 七一

神武 七四

綏靖 八二

安寧 八二

懿德 八二

孝昭 八三

孝安 八三

孝靈 八三

孝元 八七

開化 八七

崇神 八七

垂仁 八九

景行 九一

成務 九七

仲哀 九七

神功 一〇〇

應神 一〇三

仁德 一一三

履中 一二五

反正 一二五

允恭 一二五

安康 一二六

雄略 一二七

清寧 一二〇

顯宗 一二〇

仁賢 一二一

武烈 一二三

繼體 一二四

安閑 一二七

宣化 一二七

欽明 一二七

敏達 一二九

用明 一二〇

崇峻 一二〇

推古 一二三

舒明 一二五

天皇 一二五

孝德 一二〇

齊明 一二四

天智 一二四

武極 一二四

持統 一二四

文武 一二七

元明 一二五

正統 一二五

聖武 一二五

孝	謙	一五五	廢帝淳仁	一五五	稱	德	一五七	光	仁	一六三	
桓	武	一六四	平	城	一六九	嵯	峨	一七〇	淳	和	一九八
仁	明	一九八	文	德	一九九	清	和	二〇一	陽	成	二〇九
光	孝	二二一	宇	多	二二九	醍	醐	二三五	朱	雀	二三〇

同下卷目錄

同下卷目錄

村	上	二三五	冷	泉	二四六	圓	融	二四八	花	山	二四八				
一	條	二五〇	三	條	二五三	後	一條	二五三	後	朱雀	二五六				
後	冷	泉	二五六	後	三	條	二五七	白	河	二六一	堀	河	二六九		
鳥	羽	二七〇	崇	德	二七三	近	衛	二七四	後	白	河	二七四			
二	條	二八二	六	條	二九〇	高	倉	二九〇	安	德	二九七				
後	鳥	羽	三〇一	土	御	門	三一二	順	德	三二三	廢	帝	仲	恭	三一五
後	堀	河	三二五	四	條	三二七	後	嵯	峨	三三八	後	深	草	三三九	
龜	山	三四〇	後	宇	多	三四一	伏	見	三五三	後	伏	見	三五四		
後	二	條	三五五	花	園	三五六	後	醍	醐	三五六	後	村	上	四三四	

以上

神皇正統記講義

今泉定介述

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我が國のみ此の事有り、異朝には其の類なし、此の故に神國といふ也、神代には豐葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ、天地開闢の始より此の名あり、天祖國常立の尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり、天照大神、天孫の尊に譲りしも、くしにも此の名あれば、根本の號なりといひ知りぬべし、又は大八洲國といふ、是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の島なりしに依りて名づけられけり、又は耶麻土と云ふ、是は八洲の中國の名なり、第八に當るたび天御虛空豐秋津根別といふ神を生み給ひし、是を大日本豐秋津洲と名づく、今は四十八ヶ國に分り、中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり、仍りて其名を取りて、餘の七州をもすべて耶麻土と云ふなるべし、唐にも、周の國より出でたりしは、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し、耶麻土といへる詞

は、山迹といふなり、昔天地分れて泥の濕いまだ乾かず、山をのみ往來して、其跡多かりければ山迹と云ふ、或は古語に居住を止と云ふ、山に居住せよによりて、山止なりともいへり、大日本とも大倭とも書く事は、此國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しるも耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の御國なれば、其の義をもとれるか、はた日の出る所にちなければ然いへるも、義はあゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓する事多くあくの如し、自ら日の本などいへるは文字によれるなり、國の名とせるにあらず、又古より大日本とも、若は大の字を加へず、日本とも書けり、州の名を大日本豊秋津といふ、懿德、孝靈、孝元等の御謚、皆大日本の字あり、垂仁天皇の御女大日本姫といふ、是皆大の字あり、天神饒速日の尊、天の磐船に乗り大虚をあけりて、虚空見日本の國と宣ふ、神武の御名を神日本磐余彦と號を奉る、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る、是は大を加へざるなり、彼是同じくやまとと讀せられど、大日靈の義を取らば、おほやまとと讀みても叶ふべきを、其後漢土より字書を傳へける時、倭と書て此の國の名に用ひたるを、即領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり。

○大日本は神國なり 神國とは、神のまします國土といふ義にて、天神の、この國を開き給ひしより、その御系統變りなく、天下を治め給ふに至るまで、皆これに含められたり、日本紀新羅王の語に、吾聞東有神國謂日本と見え、二代實錄に、我日本朝波、所謂神明之國余利と見えたるあど、皆この意なり○天祖始めて基を開き云々 國常立尊、この國の基を起し給ひ、天照大御神、幾萬代も御子孫に御位を傳へさせ給ふをいふ、こゝに天祖とあるは、次の文にも見えたる如く、國常立尊を申すなり、元來天祖は、高天原にまします皇祖を申すなれば、天御中主神等を申すが正しき事なるに、こゝにかくあるはいかなり、但、これ日本紀によりて記されたるものなる故、その書のまゝを用ひられしならん○神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ 大日本國を、神代にはかくいひたりとなり、豊とは、物の多く足りて豊かあるをいひ、葦原とは、古この國には、天祖などの、國土を固め給はんとて、葦を植ゑさせ給ひたるが繁りて、原の如くなりし故にいひ、千五百秋とは、萬歲なといふと同じく、限りなき行末まで榮ゆべきよしに祝ひていへるなり、瑞穂は、豊かに美はしく實れる稻穂をいへるにて、さる稻の出来る國といふ義、我が國は、上古より稻穀のよく實りしかば、かゝる名稱ありしなり、さて神代よりといへるは、日本紀に、天神、伊邪那岐伊邪那美の二神に詔を下し給へる事あるが、その中にこの號あるによりてあり○天地開闢のはじめより 開闢は、ヒラクルと訓み來りたれど、たゞこの世の中の最初をいふ事と心得べし○天祖國常立尊 國常立尊を天祖といふは、道理にあはぬよし、すでにいへるが如し、

この神は、この國にて始めて出來給へる神なり○陽神陰神 國常立尊より六代を経て、伊邪那岐伊邪那美の二神出來給ひしが、この神始めて、夫婦の道を始め給ひしにより、陽神陰神と申すなり○授け給ひし勅に聞えたり 此は日本紀の一書に、天神この二神に、瑞穂の地に往きて治むべしとて、天瓊矛を賜ひたるよしを載せたるにより、その天神を、直に國常立尊と解して、かく書されたるものなるべし、されどもこれは、一書にあるものなれば、その天神は、必ず造化の三神を云なるべければ、國常立尊とするは誤なり○天照大神天孫の尊に譲りまゝしにも云々 此は、古事記に、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子云々命之所知國言因賜而天降也、とある文によりてしるされたりと見ゆ、但、天孫は、瓊々杵尊を申す○又は大八洲といふ 島の名は後に見えなれば、こゝには擧げず○耶麻止 言の義は後に見ゆ○第八に云々天御虛空豐秋津根別といふ神を生み給ひき 此は八島を順次に生み給ひしが、其の八番目に、この神を生み給へりとなり、さて島を神といふ事不思議なるが如くなれど、右は、禽獸草木の類をも神と稱せし事あれば、怪むに足らず、ましてこれらは、其の國を造り給ひし神を稱したるにもあるべければ、おほ更怪むまじきあり○大日本豐秋津洲と名づく 秋津洲の事は、後に辨あり○今は四十八ヶ國に分てり 此の今は、親房卿の時代を指せり、即ちこの地は、陸奥の邊陲より、長門のはてまでをいふなり、當時分別して四十八國たりし故、かく書されぬ○中州たりし上に大八島の中にて、中央に位したる地なるをいふ○神武天皇東征より云々 此は畿内の大和と混らはしきかき方なれども、すでに四十八國に分てりともあれば、なほ本州全体を指せるあり○餘

の七州 四國、九州、淡路、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、等をいふ○周の國より出でたりしかば云々 周は、陝西省鳳翔府の地名あり、古公單父其處に居りしを、文王に至り天下を取り、遂に海内を周といへり、又漢も陝西省の漢中府より起りて、高祖天下を平げしかば、後に代を漢と號したり、これ一部分の名を以て全体の名としたるものなれば、よくわが國に似たるよしなり○耶麻止といへる詞は云々 この説は、釋日本紀にも見えて、古くよりいへることなれど、いづれも確かならぬ説なり、本居宣長翁は、ヤマトの名は、畿内の大和より起りたるものにて、トはツホの約まりたるなり、大和の國は、四方に山ありて、中は含まり洞の如きまじしたれば、かくいふものかといはれたり、されど、トは處にて、たゞ山ある地なれば、山處といひしにもあるべし○大日本、大倭なども書く事は云々しかも耶麻止と讀ませたるなり 此は、ヤマトといふ詞の義と、使用するに至りしは推古天皇より以後の事と察せらる○大日靈の御國なれば其の義をもとれるか云々 さて日本といふ文字を用ひしは、天照大御神のまします御國なる故、日の神の本國といふ義によりて、この字を用ひたるか、或は又、我國は東方にありて、日の出づる所に近き故、日の出づる本といふ義にて名づけたるか、いづれならんといふ意なり、按ずるに、此は日神の本國といふ方にはあらで、日の出づる本に近しいといふ義を取りたるものなるべし、うは後にも見えたる如く、推古天皇の御代に、使を隋に遣はし給ひ、日出處天皇云々と宣ひたるなどによりて考へらるゝなり○義はかくれども字のまゝに日の本とは讀まず耶麻止と訓せり云々 日本といふ字義

は、日の本といふ義にて名附けたるものなれど、字につきて直譯せずしてヤマトと訓ませたるあり、こは他にも例多しとなり○自ら日の本などいへるは文字によれるなり國の名とせるにあらざる時によりて、日の本など我國をいふ事もあるは、字につきて設けたる訓あり、もとより日の本といふを國名となしたるにはあらずとなり、我國の事を、日の本などいふは、萬葉にも見え、ヤマトの枕詞としたり、後には、一般にいひて怪む者も無きに至れり○州の名を大日本云々これより日本に、大を加ふると加へざるある、その例証を挙げたるなり○孝元等の御謚 懿德天皇は、大日本彦耜友尊と申し、孝靈天皇は、大日本根子彦太瓊尊、孝元天皇は、大日本根子彦國牽尊と申したり、されどこれを御謚と申さむこといかかと思はる、そは、神武綏靖など申すは、後世より奉りし事明なれど、こゝに挙げたる御名の如きは、すでにその宮居にて、天下を治め給ひつる時より、人々の稱へ申したるもあるべければなり、よし又後の世より稱へ奉りたりとするも、なほ後世の御謚とはことなることあるものなれば、あべて謚と申さむは、心ゆかぬ事なり○大日本姫 伊勢の齋宮とならせ給へる大倭姫命なり○饒速日尊 後に見ゆ○天の磐船 磐とは、船の堅固なる義にて稱美せしものなり、さてこれは、上代空中を乗り歩きたる船なり○虚空見日本の國と宣ふ 大空より見たる大和國といふ義なり、この文によれば、饒速日命自ら虚空見日本國と宣ひし如くなれど、日本紀によるに、さにはあらず、その時命の空より見給ひしにより、世人のかく名づけたるよきに記せり、その方穩かなるべし○神日本磐余彦 正しく申せば、神日本磐余彦々火々出見尊なり、磐余は地名により、彦火々出見は、御祖父の御名によられしものなり○孝安を日本足 日本足彦國押人尊と申す○開化を稚日本とも號し これも正しくは、稚日本根子彦大日日尊といふべし○日本武尊と名付け奉る この御名は、尊の熊襲を征討し給ひし時、川上島帥の尊に奉りしものなり、その事は後に見えたり○彼是同じくやまとと讀ませたれど云々 ここに挙げたるは、共にヤマトと訓じたれど、この名の起りを、大日靈尊の義によりて名づけたりとすれば、いづれをもオホヤマトと訓しまむるも困しかるまじとなり、こは大日本と書きたる方をいふにはあらず、たゞ日本と書きたる方につきていふなり○其の後漢土より字書を傳へける時云々こは漢字傳來の後、支那の人倭とかきて、我が國の事としたるより、我國にてもその字を用ひ、ヤマトと訓みて日本といふと同じさまに用ひたりといふ意、倭といふ事につきては次に説くべし○こゝまでは、まづ我國の稱號につきて辨論せられたるなり、

漢土より倭と名づけたる事は、昔、此の國の人初めて彼土に至れりしに、汝が國の名をばいふと云ふと問ければ、我國はと云ふを聞きて、即倭と名付たりと見ゆ、漢書に樂浪の彼土の東北に樂浪郡あり海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり、若前漢の時既に通じける一書には秦の代よりすでに通ずとも見ゆ、下に記せり、後漢書に、大倭王は、耶麻堆に居すと見えたり、耶麻堆はやまとなり、是は、若既に此の國の使人、本國の例により大倭と稱するにによりてよく記せる神功皇后の新羅、百濟、高麗をしたがへ給ひしは、後漢のすゑさまにあたり、漢地にも通せられたりと見えれば、文字も定めて傳れるか、一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して書傳に載せられたれば、此の國に

のみほめて稱するにあらず、異朝に大漢大唐など云ふ、唐書に、高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東に有り、日の出づる所に近きをいふと載せたり、此の事我國の古記には確ならず、推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送りしに倭皇と書く、聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝と有りき、彼の國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも倭とも載せられず、是より上代には牒ありとも見えざるなり、唐の咸亨の比は、天智の御代に當りたれば、誠に件の比より、日本と書きて送られけるにや、又此の國をば秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臂^{あきつ}の如く有る哉と宣ひしより、此の名ありきとぞ、然れど、神代に豊秋津根と云ふ名あれば、神武に始めざるにや、此の外もあまたの名あり、細^{くは}戈^は千^ち足^その國とも、磯^{いそ}輪^{りん}上^{かみ}秀^{ひで}眞^まの國とも、玉垣の内國ともいへり、又扶桑國と云ふ名も有る、東海の中に扶桑の木あり、日の出る所なりと見えたり、日本も東にあればよそへていへる、此國に彼木ありと云ふ事聞えねば、確なる名にはあらざるべし、

○漢土より倭と名づけたる事は云々、こは、我が國人彼の國に到りし時、國名を問ひたるに、我が國といひしにより、我が國は、わといふ國なりと心得て、倭と號つたりとの意なれど、我が國はといふ片言を聞きて、つけしといふは頗る疑はし、釋日本紀には、問、謂我國爲倭奴國其義如何、答、師說此國之人、昔到彼國唐人問云、汝國之名稱如何、自指東方答曰、和奴國耶云々、和奴猶言我也、自其後、謂之和奴國と見えたり、これとても甚だ疑はしき事なれど、參考までに擧げたり、又倭奴といふは、我國全体の稱號にはあらずして、今の筑前國怡土郡の邊をいひしものなりと、これらの事は、委しくは怡土國王金印考といふ書に見えたり、をりもあらば就いて見るべし、○漢書に樂浪の海中に倭人あり云々、こは、前漢書地理志中に、樂浪海中有倭人分^{ぶん}百餘國とあるを指せるなり、○若前漢の時既に通じけるか云々、かく前漢書に記載せるを見れば、我國は、前漢の時より、いやく交通せしものかとあり、こは表向に交通せしにはあらで、筑前國邊の土豪等、私に交通せしなり、それ故漢書などにかく記せるなり、又註なる秦の代より通せりといふは、始皇の命により、徐福の不老不死の藥を求めに遣はしたりといふ傳説をさせるなり、○後漢書に大倭王は云々、こは、後漢書に、倭王韓東南大海中依山島爲居凡百餘國、自武帝征朝鮮使驛通於漢者三十許國、々皆稱王、世々傳統、其大倭土居邪馬臺國とあるをいへるなり、こは我國の國造縣主などのさまを見て、書留めたるものなるべし、○神功皇后の新羅百濟高麗を云々、この時代、漢にては三國の時にあたれり、彼國に關接に通じ給ひしはいふまでもなし、○唐書に高宗咸亨年中に云々、この事は、新唐書に、日本古倭奴國也、云咸亨元年遣使賀平高麗、後稍習夏音惡倭名、更號日本、使者自言、國近日所出以爲名云々、日本乃小國也、爲倭所併故冒其號、使者不以情故疑焉と見え、又舊唐書にも、日本國者倭國之別種也、以其國在日邊故以日本爲名、或曰倭

自惡其名不雅改爲日本、或曰日本舊小國、併倭國之地など見えたり、本文にいふ所は、新唐書の方なるべし、さて感亨元年は、我が天智天皇即位三年庚午年に當れり、たゞし使を遣はされたるよしは國史には見えず○推古天皇の御時唐の隋朝より使ありて云々　こは推古天皇十五年に、小野妹子を隋に遣はされしが、彼國よりも、其の臣鴻臚寺掌客裴世清を遣はし、妹子と共に來朝せしめき、隋主の送れる書には、皇帝問倭皇使人大禮蘇因高等至云々とありければ、こは諸侯王に遣はす書式なり、返牒を遣はすべからずとの議もありしが、聖德太子の勸によりて、返書を賜ひたり、其書には、東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至云々とありき、本文にいふ所は、これをいふあり○これより上代には云々　すでに前にもいひし如く、朝廷より公に使を遣はされたるは、この時を以て始となせども、九州邊の酋長などは、この以前より彼國と交通せしものと見えたり、そは内治未だ整はず、その取締充分ならざりしかば、別段朝廷に允許を得たるにもあらずるべく、又自ら國王なりと稱して、大に誇りし事にもあるべし、なほ前後の文によりて、其の事情を覺るべし○誠に件の比より日本と書きて送られけるにや　こは唐書に感亨の頃より、我國の號を日本と改めたるやう記したれば、それを受けて實に唐書の如く、この頃より書狀に日本と書かれたるにもあるべしとなり、按ずるに、推古天皇の御時、すでに日出處天皇致書日沒處天子といふ書を作りて、隋主に賜ひたる程あれば、天智以前にも日本といふ事はありしなるべし、任那に日本府を置きしも、はやくよりの事なれば、尙更しと思はるるなり、されど、かゝる事は、いづれにてもあるべし○又此の國をば秋津洲といふ云々　日本紀によるに、神武天皇三十一年四

月、天皇諸國を巡幸して、大和の腋上アキフツナノセルガ噺間丘に登りて、國のありさまを廻見し給ひて、新哉國之獲矣、雖内木綿之眞アキフツナノセルガ逢國猶蜻蛉之臂アキフツナノセルガ焉と宣ひたるにより、秋津洲の號ある由を記せり、あきつは、今いふヤンマなり、又神代に秋津といふ號のあるは、何か他の事故によれるか、又は後世の號を前に廻らして名づけたるにもあるべし、さて後の方とすれば、秋津洲の號は、始はかく大和一國近傍の名なりしが、追々に全國に行き渡りて、遂に我國の名となりしなり○細戈千足國　こは、國民の勇武あるを稱賛せし名にて、細とは精細緻密なるをいひ、千足とは、數多く不足なきよしの義なり、即ち精良なる戈の多くて、又向ふこと能はざる國民の住む國といはむが如し○磯輪上秀眞國　本居翁の國號考に曰く、磯輪上は、シワノボルと訓むべし、しわは皺にて、波の事なるべし、ほに續きたるは、波の立ちのぼるさまを穗といへばなるべし、さる故に、シワノボルは、穗の枕辭なり、ホツマは、秀眞の字の意にて、我國のことに秀ですぐれたるを以て名づけたるからんとあり○玉垣内國　國號考にいふ、この名は、神社などの玉牆を造り廻らしたる如くに、山の周れる内なる國といふ意なりと、こは主と大和國を指していひしものなるべし○又扶桑國といふ名もあるか云々　扶桑は喬木の名、今も時々地中より發掘せるものにて、扶桑木と稱ふるものあり、宋の南史に、扶桑在大漢國之東二萬餘里北在中國之東其土多扶桑木故以爲名と見え、三才圖會に、葉似桐初生如笋、國人食之、實如梨而赤、續其皮爲布以爲衣云々とも見ゆ、平田篤胤翁は、大扶桑國考といふを著はされて、扶桑國の我國なる事を述べられたれど、事長ければ擧げず、就きて見るべし○日の出づる所なり云々　こは淮南子に、日出干陽谷浴于咸池拂于

扶桑とあるをいはれたりと見ゆ○此の段も、亦前段につぎて、國號の事を論じたるなり、

凡内典の説に、須彌といふ山あり、此の山を廻りて七の金山あり、其の中間ハ皆香水海なり、金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり、洲ごとに又二の中洲あり、南洲をは瞻部と云ふ、又閻浮提と云ふ、同じことばの轉なり、是は樹の名なり、南洲の中心に阿耨達阿耨達と云ふ山あり、山の頂に池有り、阿耨達といへるは無熱と云ふ、外書に崑崙といへるは即此山あり、池の傍に此樹あり、めぐり七由旬、高さ百由旬なり、一由旬とは四十七里也、六尺を一步とす、三百六十歩を一里とす、此里をもつて由旬を計るべし、此樹州の中心にありて最も高し、依て州の名とす、阿耨達山の南ハ大雪山、北は葱嶺なり、葱嶺の北ハ胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りてハ波斯國なり、此の瞻部州は縦横七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中により、依りて瞻部の中國とす、地のめぐり又九萬里、震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり、日本は彼土を離れて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中州なりと記されたり、然らば南州と東州との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや、華嚴經に東北の海中に山あり、金剛山と云ふとあるは、今の倭の金剛山の事なりとぞ、されば、この國は天竺よりも震旦よりも、

東北の大海の中にある別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり、同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならねど、三國の説各異なり、天竺の説には、世の初まりを劫初と云ふ、劫に成、住、壞、空の四あり、各廿の増減あり、一増一減を一小劫と云ふ、二十の増減を一中劫と云ふ、四中劫をあはせて一大劫と云ふ、光音と云ふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大雨を降らす、風輪の上に積りて水輪となる、増長して天上に至れり、又大風ありて沫を吹き立て、空中に擲け置く、即大梵天の宮殿となる、その水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大州、鐵圍山を成す、かくて萬億の世界同時になる、是を成劫と云ふ、此の萬億の世界を三千大世界と云ふ、光音の天衆下生して次第に住す、是を住劫といふ、此住劫の間に二十の増減あるべしとぞ、其初には、人の身、光明遠く照して飛行自在なり、歡喜を以て食とす、男女の相なし、後に地より甘泉涌出す、味酥蜜の如し、或は地味ともいふ、是をなめて味着を生ず、仍りて神通を失ひ、光明も消えて、世界大に暗くなりぬ、衆生の報しかくしめければ、黑風海を吹て日月二輪を漂出す、須彌の半腹におきて、四天下を照さしむ、是より始て晝夜晦朔春秋あり、地味に耽りしより、顔色かじけ衰へき、地味又うせて林藤と云ふ物あり、或は地皮ともいふ、衆生又食ども、林藤又うせて自然の秬稻有り、諸の美味を備へたり、朝にかれば夕に熟

す、此稻米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ、此の故に始めて二道あり、男女の相各別にして、終に姪欲のわざをなす、夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき、光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる、其後稗稻生せず、衆生愁へ嘆きて各境を分ち地田に種を施し植ゑて食とす、他人の田種をさへ奪ひ盜む者出來て、互に打ち争ふ、是を決する人なかりしかば、衆共に計らひて一人の平等王を立つ、名づけて刹帝利と云ふ、田主と云ふ心也其初の王を民主王と號しき、十善の正法を行ひて、國を治めしめば、人民是を敬愛す、閭閻提の天下豐樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし、壽命も極めて久しく無量歳なりき、民主の子孫相續して、久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて、八萬四千歳に至る、身の長八丈なり、其間に王ありて、轉輪の果報を具足せり、先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す、王出で給ふ事あれば、此の輪轉じて行く、諸の小王皆迎へて拜す、敢て違ふ者なし、即四大州に主たり、又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり、此の七寶成就するを金輪王と名づく、次に銀銅鐵の輪轉王あり、福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり、壽量も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり、百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給ふ、或は百歳の時云ふ、是より先に三佛出給ひき十歳に至らんころほひに、三災と云ふ事有るべし、人種殆ど盡きて唯一萬人を餘す、其の人善を行ひて、又壽命も増し、果報も進みて、二萬歳に至らん時、鐵輪王出で南一州を領すべし、四萬歳の時、銅輪王出で東南二州を領す、六萬歳の時、銀輪王出で東西南三州を領し、八萬四千歳の時、金輪王出で四天下を統領す、其の報上にいへるが如し、彼の時、又滅に向ひて彌勒佛出で給ふべし、八萬歳の時とも云ふ此の後十八ヶの減増有るべし、かくて大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ、三千大千世界同時に滅盡する是を壞劫といふ、かくて世界虚空黒穴の如くなる、是を空劫と云ふ、あくの如くする事七ヶの大劫を経て、大水災あり、此度は第二禪まで壞す、七ヶの火災、七ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す、是を大の三災といふなり、第四禪以上には内外の過患ある事なし、此の四禪の中に五天あり、四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて摩醯首羅大王の宮殿有り、大白在天、色界の最頂に居して大千世界を統領す、其の天の廣さ彼の世界に亘れり、下天も廣、初禪の梵宮は、一四天下の廣さなり、此の上に無色界の天有り、又四地を分てりといへり、是等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば、退没すべしと

見たり、

○これより佛説にいふ世界の成立、天地開闢説を擧げて、我が國史の傳ふる所と比較せられ、我が國の尊きよしを知らしめられたり○凡内典の説に須彌といふ山あり 佛書を内典といふ、こは僧侶は、己の方を親むにより、佛書なるとならぬとにより内外を分てるなり、須彌は、世界中第一の高山として傳ふるもの、大般若經音義に曰く、蘇迷盧山、梵語寶山名、或云須彌山、或云須樓山、皆是梵音聲轉不正也、正梵音云蘇迷盧と見えたり、翻譯名義集によるに、この山は、四天下の中心、大海の中に在りて、金輪の上に據り、日月の廻泊する所、諸天の遊舎する所、めぐりには七山七海あり、唐にては妙高と譯せり、うは七寶の成れる故に妙といひ、七金山の上に聳えたる故に高といふなりと云、其の高さは、大概三百三十六萬里にして、縦横もまた同じ程なりと見えたり、委しくは本書を考ふべし○七の金山 一は雙持山、二は持輪山、三は檐木山、四は善見山、五は馬耳山、六は障礙山、七は持地山なり、金山といふ故は、山皆金色の光明あるを以てなり、かくてこの山は、七重に須彌山の外を環繞してありといふ○この海中に四大洲あり 四大洲、又は四洲とも四大部洲ともいふ、東は弗于逮(又は弗菩提)南は閻浮提(又は瞻部州)西は瞿耶尼、北は瞿單越(又は俱盧州)と名づく○南洲をば瞻部といふこれは樹の名なり云々 大論に曰く、閻浮、樹名、其林茂盛、其樹於林中最大、堤名爲洲、此洲上有此樹林と見えたり○山の頂に池あり 西域記によるに、瞻部洲の中央の地に、阿那婆答多池といふあり、(唐には無熱惱と譯すべし、阿耨達といふは誤なりと云)其の位置は、香山の南大雪山の北に當り、周廻八百里、其の岸には、金

銀銅鐵琉璃等ありて、金沙あたりに充滿し、清波鏡の如くなりと云○外書に崑崙山といへば、即此山なり 外書とは、佛書を内典といふに對し、その外の書をいへり、崑崙山は、黄河の源をなし、縦の廣さ萬里、高さ萬一千里、青河白河赤河黒河ありて、其の墟を環りて、碧海の中に流れ出づ、上に九層の嶺あるよし、山海經に見えたり○一由旬とは四十里也云々 大論によるに、由旬にも三の區別ありて、大は八十里、中は六十里、下は四十里なり、かく差別ある故は、中邊の山川同じからざるにより、行程にも亦不同を生ずるによりとなり○大雪山 三才圖會に、黄河の源の内、朶甘思の東北に大雪山あり、山腹より頂に至るまで積雪常に消えず、その山最も高しとあり、これなるべし○北は葱嶺なり 西域記によるに、この山、南は大雪山に接し、北は熱海千泉に至り、西は活國に至り、東は烏鐵國に至るまで、東西南北各數千里、其の山嶽の峻しきこといふばかりなし、寒風勁烈にして多く葱を出だす、故に葱嶺といふ、又山峴の葱翠なるを以て名づくともいふと見えたり○五天竺 西域記によるに、天竺の稱種々の異議ありて確ならず、もと身毒といひ、或は賢豆といひたれど、正しくは印度といふべし、印度は唐譯して月といふ、月に名多けれど、こはうの一稱を取れるあり、まことに其の土聖賢相繼ぎ、凡人を導き物を御すること、月の下土を照臨するが如し、故にかく名づけたるなりと説きたり、五天竺といひ、中央と四方に分れたればいへるなり○震旦 今の支那國なれど、名の起りは諸説區々なり、華嚴經音義には、思惟といふ義にて、支那人の思慮工夫の妙なるにより名づけたるなりと説き、名義集には、峰河以東を震旦といふ、その意は、震は東方なり、日の始めて出でて耀く方なるを以て名づけたるといひ、

或は阿耨達池より發する徒多河の流入る國なるにより、シタといひしが、轉じて眞丹とも、震旦とも、支那ともなりしならんといふ○波斯國、古は、ハシ又はハルシヤと呼べり、西域記には、印度の路次にして、周數万里といひ、三才圖會には、人身黒く、金花布を以て身を被ひ、城郭なし、王は虎の皮を身につけ、出づる時は、軟兜に乗り、或は象に乗る、其の地は異寶の物を産すと書せり、これらにて古昔の風を悟るべし○南都の護命僧正北嶺の傳教大師は云々 南都は奈良にて、護命は奈良元興寺の僧なりしかばかくいひ、北嶺は比叡山にて、傳教は延暦寺の僧なりしを以てかくいへり、共に嵯峨天皇時代の人なり○金剛山といふとあるは云々 彼の名高き大和河内の境なる金剛山なり、この説疑はしき事にはあれど、當山は金峰山と同じく金山にして、金剛砂も亦出づとの傳へあれば、古くよりかゝる説をなせるなるべし○東北の大海の中にある別州にして云々 實にこの説の如し、もし前段より述べられし説のみなる時は、我が國は、天竺などに附屬したらん如くにも見ゆれば、更にかく斷はられたるなるべし、又儒者の、ともすれば我が國を支那の支配下にあるが如くいふと同じく、佛家も我が國の天竺に屬せらんやうにいふを惡みて、かく書されたるものなるべし○天竺の説には世の始まりを却初といふ 此れより我國天竺支那三國の開闢説を擧げて、我が國傳説の特に正しきよしを知らせたるなり、却は世といふと同じ、却初は世の初なり○却に成住壞空の四あり云々 却の事は、種々の佛書に見えられど、水鏡に見えたるもの、世人に解し易けなれば、こゝに擧ぐべし、水鏡に曰はく、まづ却の有様を申して、世の成行くまは、かくぞかしと知らせ奉らむ、人の命の八万歳ありしが、百年といふに一年の命の約なり

して、十歳にあるを、一の小劫とは申すなり、さて十歳より又百年に一年の命をそへて八萬歳にありぬ、これをも一の小劫と申す、この二の小劫を合せて、一の中劫とは申すなり、さて世のはじまる時をば、成劫と申して、この中劫と申しつるほどを、二十過すなり、其の初の一劫の程は、一切世の中なくて、空の如くにありしに、山河などいできて、かく世間の出でくるあり、今十九劫には、極光淨といふ天より、ひとりの天人生れて、大梵王とある、其の後次第にやうく下様の者生れて、次に人生れ、餓鬼畜生いできて、はてに地獄はいでくるなり、かくて成劫廿劫はさばまりぬ、世間も有様も成り定まるによりて、成劫とは申すなり、次に住劫と申して、又二十の中劫の程を過すなり、但はじめの一劫は、命次第に劣りのみして増ることなし、されば住劫のはじめの人の命は、八萬歳にはあらで、無量歳にて、それより十歳まであるあり、されども程の経ることは、一の中劫の程なり、さて第二の劫より十九の劫まで、先に申しつるやうに、八萬歳より十歳になり、十歳より八萬歳になり、劫ごとにかく侍るあり、さて第二十の劫は、十歳より八萬歳まで増ることのみありて劣ることなし、これも過ぐる程は一の中劫なり、これ天より地獄まで成劫はいできて、のほりて、有情のあるほどなり、さて住劫とは申すなり、次に壞劫と申してこの程又二十の中劫のほどなり、初の十九劫には、地獄よりはじめて有情みなうせぬ、この失すと申すは、何處ともなく失せぬるにはあらで、然るべくして天上へ生るゝなり、但地獄の業なほつきの衆生をば、異三千界の地獄へ暫しうつしやるなり、かくて第二十の劫に、火いできてしも、風輪とて風吹きはりたる所の上より、梵天まで山河も何もなく焼け失せぬ、かく破れぬれば

壞劫とは申すなり、次に空劫と申して、又二十の中劫の程を、世の中に亦にもなくて、大空の如くにて過ぐるあり、空しければ空劫とは申すなり、この成住壞空の四劫を経る程は、八十の中劫を過しつるぞかし、これを一の大劫とは申すなり、かくて終りてははじまり、始りては終りして、いつぞ限りといふことなし、かくの如くして、水火風空などあるべし、事長ければ申さず、この住劫と申しつるに、佛は世にいで給ふなり、その中に人の命まさりさまになるをりは、樂み奢れる心のみありて、教にかなふまじければいで給はず、命やう／＼おちつかたに物のあはれをしり、教事にもかなひぬべき程を見計らひて出で給ふあり、云々とあり、なほ本文にいふ所と、較べ見て、其の概畧を知るべし○光音といふ天衆空中に金色の雲を起し梵天に遍布す云々 光音云々は、廿八天の中に、光明を以て語音となす天あり、其處の天人なるべし、金色の雲を空中に彌たしめたりとなり○即大梵天の宮殿となる 佛書に謂はゆる、廿八天の第一なる梵天王の宮殿なり、この王は、娑婆世界の主にして、尸棄大梵といひ、大千世界を治む、威儀備はりて智徳圓滿なりといふ○欲界の諸宮殿乃至須彌山云々 欲界は、天台四教儀に、廿八天の中に欲界六天ありとあるこれあり、其處は四天王忉利天などの住せるなり、その他は上にいへり○三千大千世界 釋迦佛所化の世界をいふ、長阿含經の説に、四州の地心は須彌山なり、此の山に八山あり外を遶る、大鐵圍山あり周圍を圍繞す、並に一度日月晝夜に回轉して四天下を照すを一國土と名づく、かくて一千の國土を積みて、小千世界と名づけ、千箇の小界を積みて中千世界と名づけ、一千の中世界を積みて大千世界と名づく、三たび千を積むを以て三千大千世界とは名づくるなりとあり、委しく

は本書を見よ○此の住劫の間に二十の増減あるべしと云々 上に引ける水鏡を見て、その増減のさまを知るべし○味酥蜜の如し 酥は牛羊の乳をいふ、味の甘きよしなり、地味といふは、地中より出でたる食物なれば名づけしなり○味着 着は執着することなり、地味に執着する心を生じたるをいふ○衆生の報しからしめければ 衆民の慾心を生じたる返報にて、世界暗くなりしによりて、日月の光出でたるなり○林藤 これも、地味の類、やう成熟したるものなりと云○秬稻 糯米の類なり○身に殘穢出來ぬ 殘穢とは、男女の陰處をいふ○光音の諸天後に下生する者云々 光音天の下界に生出づる者は、これより女人の腹にやどりて、生るゝに至れりとなり○名づけて刹帝利といふ 譯して田主といふ、世間大地の主たり、後には天竺四姓の一となりき○十善の正法を行ひて云々 十善とは不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ、民主王よくこれを守り行ひしかば、民心を得たり○閻浮提の天下云々 閻浮提は南瞻部洲なり○此の七寶成就するを云々 普通にいふ七寶は、金、銀、瑠璃、車渠、馬瑙、頗梨、眞珠(これにも種々の説あれど)あり、こゝにいふは同じからず、混すべからず○釋迦佛 悉達太子なり、釋迦は太子の氏にして、天竺五姓の一なり、長阿含經によると、昔一の轉輪王ありしが、次妃の言を聽きて四の太子を擯けぬ、太子雪山の北に至りて、自ら城を築きて居りたりしに、諸人その徳を慕ひ來て、數年を経ざるに、一強國をなしき、文王悔いて使を遣はし四子を召ししかば、過を辭して遂に還らず、文王三度歎じて、我子は釋迦なるかなといひしより氏となれりぞ、釋迦譯して能仁といふ、これ即悉達之祖なり○三佛出で給ひき 毗婆尸佛、尸棄佛

毗舍浮佛これなり○小三災 火水風の災をいふ、後に大災あれば、それに對して小とはいへるなり
○彌勒佛 正しくは彌勒といふべし、南天竺婆羅門の子にして、國人を慈育せり、彌勒譯して慈氏
といふ○色界の初禪梵天まで焼けぬ 佛説にいふ廿八天の内、色界の初、初禪に三、天ありて、一
を梵衆人二を梵輔天三を大梵天といふ、然らば梵天とは、この初禪の三天を指せるなるべし○第
二禪まで壞す これまた廿八天の内なり、廿八天の内色界十八天は初禪に、三天、二禪三禪に各
三天、四禪に九天あり、後に見ゆる三禪四禪といふはこれなり○證果の聖者の住所なり よく戒
律を具足し、佛果を證して疑なき者の住所なりとの意○摩醯首羅天王の宮殿あり 譯して大自在、
又は威靈といふ、三目八臂白牛に騎り、白拂を執して大威力あり、菩薩の住處に居りて、よく大
千世界雨滴の數を知り、その世界を統攝し、色界中の獨尊王なるよし佛書に見ゆ○無色界の天あ
り云々 此に四地とあるは、無色界中の四天をいふか、然らば空處天、識處天、無所有處天、非
想非々想處天を指すなり○業力に際限ありて云々 前世の幸福に際限あるを以て、その應報無く
あり果つれば、世も滅ぶべしとあり○以上は佛説の大概をあげたるなり、

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥ならず、儒書には、
伏羲氏といふ王よりあなたをはいはず、但、異書の説に渾沌未分の形、天地人の
始をいへるは、神代の起に相似たり、或は又盤古といふ王あり、目は日月と成り、
髪は草木と成れりといへる事もあり、それより下つた、天皇、地皇、人皇、五龍等

の諸の氏打續きて多くの王あり、其間數萬歳を経たりと云ふ、我朝の始めは天
神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや、されど
も、是は、天祖より以來繼體違はずして、唯一種まします事、天竺にもその類なし、
彼の國の初の民主王も、衆の爲に撰び立てられしより相續せり、又世くだりて
は、その種姓も多く亡ぼされて、勢力あれば下劣の種も國主と成り、剩へ五天竺
を統領する族も有りき、震旦、又殊更みだりがはしき國なり、昔世なすほに道正
しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし、亂世に
なるまゝに、力を以て國を爭ふ、かゝれば民間より出でる位に居たるも有り、我
狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣として、其の君をしのぎ、終に讓
を得たるも有り、伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しさ
云ふに足らざるものをや、唯我國のみ天地開けし始より、今の世の今日に至る
まで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自傍より傳へ給ひし
す、猶正に歸る道ありてぞたもちまじくける、これしかしながら、神明の御
誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり、抑、神道の事は、たやよく顯さず
と云ふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端とも成ぬべし、その弊を

救はんために、聊の勅し侍り、神代より正理にて受け傳へる謂を宣へん事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき、

○これよりは支那の事をいへり○震旦は殊に書契を事とする國あれど云々 書契は、書籍文字なり、契とは、古、本を刻みてその側に書したるをいふ○伏羲氏といふ王よりあなたをばいはず 伏羲は三皇の一人、又は庖犧ともいふ、蛇身人首にして始めて八卦を畫し、書契を造りて、結繩の政に代へたるなど、その功少からず、普通の歴史には、この王以前の事は記載せずとなり○但異書の説に渾沌未分の形天地人の始をいへるは神代の起に相似たり 此に異書と指されたるは、いづれの書をいへたるにか、三五曆記には、天地混沌如雞子、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢陽精爲天陰濁爲地、盤古在其中、一日九變神於天、聖於地、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此萬八千歲、天數極高、地數極深、盤古極長、後乃有三皇と見ゆ、初句日本紀の文とは同じければ、かくいはれたるなり○或は又盤古といふ王ありて云々 此は述異記に、昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木とあると、盤古之君龍首蛇身、嘘爲風雨、吹爲雷電、開目爲晝閉目爲夜、死後左目爲日右目爲月、骨節爲山林、毛髮爲草木云々とあるなどを指して、いはれたるものと思はる、○天皇地皇人皇五龍等の氏打續き多くの王あり云々 天皇氏は、木徳の王、兄弟十二人、立ちて各一萬八千歲ありき、地皇氏は、火徳の王、姓十一人にして、亦各萬八千歲、人皇氏兄弟九人、分ちて九州に長たらしめぬ、凡一百五十世、合せて四萬五千六百年ありき、次に五龍氏ありて、兄弟五人、並に龍に乘りて上下せしかば、五龍氏といひ、其の後、なほ熾人氏、大庭氏、栢皇氏、中央氏、卷須氏、栗陸氏、鰐連氏、赫杵氏、尊盧氏など、甚だ多ければ、かくいはれたるなり○天神の種を受けて云々 高天原の天祖の御系統を受継ぎ給ひて、國土を經營し給ひし事をいふ○繼體達はすして唯一種まします事云々 御位の繼承正しく、たゞ一系にまします事は、天竺にも似たることなしとあり、豈にこれ獨り天竺のみあらんや、世界各國多しと雖も、かくばかり正しきはなし、實に無比の國体といふべし○勢力あれば下劣の種も國主となり云々 國主とは小き一國の君をいふ、種姓卑き者にても、勢によりては一國の王となり、はては天竺全体に君たるに至るものもありきとあり○賢を選びて授くる事ありしにより云々 彼の五帝の内、堯の子丹朱不肖なりしかば、位を舜に授け、舜の子商均亦不肖なりしにより、禹を天子としたるあやをいふ○民間より出で云々 漢の高祖の類をいふ○戎狄より興りて云々 元の世祖の類○或は累世の臣として云々 西晋の司馬炎の類なり○天子の氏姓をかへたる事云々 此は周の秦となり、漢とかはる類をいへるなり○日嗣 日の神天照大御神の御世嗣をいふが本にて、天皇の御位を指しても申し奉るなり○一種姓の中にねきても自ら傍より傳へ給ひしすら猶正に歸る道ありてぞたもちましましける 此れ、本書全部に通じての著者の精神なれば、その意して見るべし、わが皇統は、もとより萬世一系にましませども、天皇の大御心大御業などにより、時に皇嗣のれはせぬ事なきにしもあらず、さる時は、傍系の皇子入りて大統を繼ぎ給ふ、されども久しきを経るうちには、いつしかまた正しき御系統に復して、國土に君臨し給ふぞといふ意なり、なほ後段を参照すべし○これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきはいはれなり

ふと思へば偶然なるが如くなれども、これ全く、神々の御誓約明にして確あるによるものにて、我が國の他國に異なるべき理由も、亦ここに存するものぞとなり、神明の御誓とは、天壤無窮の詔を申すあり、あらたは新の意にして、古と更にかはらぬをいふ○抑神道の事はたやすく顯はさずといふ事あれど云々の弊を救はんために聊か勸し侍り 神道とは、神の行ひ給へる事柄をいふ、神道は畏多く秘密に屬する事多ければ、容易には述べべからずとは、昔よりいへど、その根本の事を知らざれば、正邪を別ち難し、故にその惡弊を匡正せんとて、いさゝか書記する所なりとの意○神代より正理にて云々 神代より今日に至るまで、正しき道理のまゝに、皇統の傳はり給へるゆゑよしをいはんと思ふなれば、通常知れ渡りたる事は畧せるもありとなり、きこゆるとは、世に聞え知れたるをいふ○されば神皇正統記とや名づけ侍るべき 右の如く、神代より人皇の今日まで、正理にて受け傳へ給へる皇統の事をする書なれば、神皇正統記と題せんと思ふとなり、侍るべきと云へるは、この書を読む人に對し敬ひていへるあり、さてこの表題もこれにて意義明かなるべし。

夫天地未分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如く、くぐもりて牙をふくめりき、これ陰陽の元初未分の一氣也、その氣始めて分れて清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつゞきて地となる、その中より一物出たり、狀葦牙の如し、即化して神となりぬ、國の常立の尊と申す、又は天の御中

主の神とも號し奉る、此の神に木火土金水の五行の德まします、先水德の神に顯れ給ふを國狹槌の尊と云ふ、次に火德の神を豐斟渟の尊と云ふ、天の道獨なを、故に純男にてます、純男といへども其相ありども定めがたし次に木德の神を埴土煮の尊、沙土煮の尊と云ふ、次に金德の神を大戸之道の尊、大苦邊の尊と云ふ、次に土德の神を面足の尊、惶根の尊と云ふ、天地の道相交りて各陰陽の形あり、然れどその振舞なしといへり、此の諸神、實には國常立の一神にましますなるべし、五行の德各神と顯れ給ふ、是を六代とも數ふるなり、二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや、次に化生し給へる神を、伊弉諾の尊、伊弉冊の尊と申す、是は、正しく陽陰の二に分れて造化の元となり給ふ、上の五行は、猶ひとつぐの德なり、此の五德を合せて萬物を生ずる始めとす。

○これより天地の初をいへるなり○夫天地未分れざりし時云々芽を含めりき 渾沌は、物の雜りて分明ならぬ事、くぐもりては、内に物を含みたる如くなるあり、されば、これい雞の子の如き物ありて、雜然たる圓き形をなせるが中に、物を含みて、外に顯はれ出づべき勢ありきとなり○これ陰陽の元初未分の一氣也 この物實に天地となるべきはじめの物にて、いまだ分れざりしほどの氣なり○其氣始めて分れて云々狀葦牙の如し 葦牙とは、葦の出で初むる頃の狀をいふ○

國の常立の尊と申す又は天の御中主の神とも號し奉る。この説は誤なり、國常立尊は、この國に
なり出で給へりしによりて、其の御名もかく負ひ給ひ、天の御中主神は、高天原になり出で給ひ
たればこそ、又しか名づけ申ししなれ、かく區別あるを一柱の神となすは、強ひ言といふべし、
又葦舟の如くある物より、國常立神の直に出來給へりといふもいかゞあるべき、こは古事記の如
く、甘美葦芽彦治神のなりいて給へりといふ方、然るべく覺ゆ○此の神に木火土金水の五行の德
まします。この説は、古くより俗神道家の唱ふる所なれど、正しき事にはあらず、わか古典には、
五行などを尊ぶことなし、これ中古漢學をぞの入り來りしより、彼此を混淆して、かゝる説を設
けたるものなり○天の道獨なす故に純男にてます。この時は、天地の道相交らず、たゞ天の道の
みにて成り出で給ひし故に、男女の神にはあらずして、たゞ男にのみましますとの意、注に其の
相とあるは、男子の形体をいふ○天地の道相交りて云々。埴土煮尊より以下は、天地の氣を受け
給ひし故に、男女相並びて、なり出で給ひて、其の區別あり、されどいまだ夫婦とはなり給ふこ
となしとなり○二世三世の次第を立つべきにはあらずるにや。後の御世の如く、明かに父子の關
係ましましたしにもあらずれば、世といひて別つべきにもあらずるが如きとなり○伊弉諾尊伊弉冊
尊。この二神は始めて夫婦の道を行ひ給ひ、互に誘ひあひて國土を經營し給ひしかば、かゝる御
名を負ひ給ひしなり○造化の元となり給ふ。人類を始め、山川草木の根源となり給へるをいふ○
此五德を合せて萬物を生ずる始とす。この二神は、前の神々の五行の德を合せ持ちまして、萬物
を化生する元となし給へりといふ意なり、

こゝに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉冊の二神に勅して宜はく、豐葦原の千五百
秋の瑞穂の地あり、汝往きてしらすべしとて、即天の瓊矛を授け給ふ、此の矛又天の魔返戈ともいへり。二神此矛を授かりて、天の浮橋の上にたゝずみて、矛をさし下して
あき探り給ひしあは、滄海のみ有りき、うの矛の鋒より滴り落つる潮、こりて一
の島となる、是を磯馭廬島と云ふ、この名に付きて秘説あり、神代梵語に通へる
か、その所も明かに知る人なし、大日本の國寶山なりと云ふ、口傳あり。二神この島に
降り居て、即國の中の柱をたて、八尋の殿を化作て共に住み給ふ、さて陰陽和合
して夫婦の道あり、この矛は傳へて天孫從へ天降り給へりとも云ふ、又垂仁天
皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御敎のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮
所を求め給ひし時、おほたの大田命と云ふ神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守り置
ける處を示し申しに、彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき、大倭姫命悅
びて、その所を定めて神宮を立らる、寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきと
も云ふ、又瀧祭の神と申すは龍神なり、その神あづかりて地中に納めたりとも
云ふ、一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます、此の神の預り給へる也仍
て天柱國柱といふ御名ありとも云ふ、昔磯馭廬島に持ち下り給ひし事は明か

なり、世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし、天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし、さし離れて五十鈴の河上に有りけんもおぼつかなし、但天孫も玉矛はみづからしたかへ給ふと云ふ事みえたり、古語拾遺の說なり、然れど矛も大汝の神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし、寶山に留りて不動のしるしとなりけむ事や正説なるべからむ、龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも深秘の心あるべきにや、凡神書にさまぐの異説あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は、末學の輩偏に信用し難かるべし、彼の書の中猶一決せざる事多し、況や異書におきては正とすべあらざる歟、

○こゝに天祖國常立尊云々 國常立尊を天祖といふは非なるよしすでにいへり、こゝは古事記の如く、たゞ天神とあるを正しとすべし○汝往きてしらすべし しらすは、後世にていへば、治むる事なり、我が國を統御せよとの詔なり○即天の瓊矛を授け給ふ 瓊は玉なり、玉を以て飾りたる矛あるを以てかくはいへり、注に逆戈とあるは、榮え戈の義、魔返才とは、邪神を退くる戈といふ義なるべし○天の浮橋 前に磐船とありしも同じ類にて、神々の乗らせ給へる船の類なり○これを磯敷島といふ 瓊矛の鋒より滴る潮、自から凝固りて一島となしたれば、おのづから凝

るといふ義にて、かく名づけたるなり、日本紀私記に、今見在淡路島西南角小島是也云、俗傳其名也と見えたり、この島二箇所にあれど、三原郡からぬ方正しといふ○この名につきて秘説あり云々 すべて秘説といふに正しきものは稀なり、おのづから島につきても亦然り、こゝに島名を梵語に通じたるものとするなどは、甚だ濫なり、寶山などいふも、佛家の造説なることいふまでもなし ○即國の中の柱をたて八尋の殿を化作てて共に住み給ふ 國の中の柱は、古事記には、國の御柱とあり、國の中央ある柱を起し立て給ひ、それによりて大きな殿舎を作り建て、相共に居住し給ひたるをいふ、八尋は、彌尋といふ義にて、大なる間の御殿なり○さて陰陽和合して夫婦の道あり 此は二神互に和らぎ給ひて、始めて夫婦の契をなし給へるよしなり○この矛は傳へて天孫云々 天孫とは、瓊々杵尊を申す、瓊矛を傳へ給へりといふは、確かならぬ説なり○又垂仁天皇の御宇に云々伊勢の國に宮所を求め給ひし時 御宇は、天下を治むといふ事より轉じて御代といふ意に用ふ、大倭姫は垂仁天皇の皇女なり、さてこの事は、其の天皇の廿五年の事なれば、委しくはその條にいふべし○太田命といふ神參りあひて云々彼の天逆戈五十の金鈴天宮の圖形ありき、これも確ならぬ説なり、太田命は、猿田彥神の子孫なり、五十鈴は、伊勢度會郡に属すること誰も知れるが如し、逆矛は、こゝの瓊矛、天宮の圖形は、高天原なる天照大御神の宮殿の繪圖をいふ、これらの物はやくより、この地にありて、太田命の守護せられしよしにいひなしたるなり、こゝに五十の金鈴といふは、川の名をいすといふより、思付きて誤けたる説にて、いすは、篤スミといふ草にて、この草多き地なりし故、この名ありしなれば、鈴ありしに由れるに

はあらず○その所を定めて神宮を立てらる 伊勢の大神宮即内宮なり○又瀧祭神と申す龍神なり云々 ことはたゞ石壇のみにて、別に神殿はましまさぬよし、地中に納むといふはいかゝあらん○一には大倭の龍田神は云々仍て天柱國柱といふ御名ありともいふ 龍田神の大和國平群郡にましまして、天御柱國御柱命といふ事はたしかなれど、瀧祭神と御同神といふは附會の説なり、これは瀧祭神を龍神といふにつき、龍田も龍の字の附くより、思附きしものか、されど龍田は風神なれば、その妄説なること明なるべし、まして天御柱國御柱といふは、風は天地の間に磅礴する物なるにより、名付け奉りしにて、戈によれるにはあらざるをや、返すくも強言といふべし○昔云々さし離れて五十鈴の河上にありけんもればつかなし まことにこの説の如し、おぼつかなしは確ならぬをいふ○但天孫も玉矛はみづからしたかへ給ふといふ事みえたり ことは、古語拾遺に、即以入咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫 永爲天璽 矛玉自從とあるによりて書されたり、されども、この矛は、平國矛にして、大倭神社ある八千矛神の御神體とされるものにして、瓊矛にはあらず、玉も同神社の大國魂神の御神體とされるものなり、自從はおのづから従ふにて、特に賜はりたるにては無く、自然の如くに附添ひたりとの意なること、先哲の説の如し○然れども矛も大汝神の奉らるる國を平げし矛もあればいづれといふ事を知りがたし 古語拾遺によるに、鹿島香取神、この國を平定し給ひし後、大己貴神平國矛を二神に授けて曰はれけるは、吾この矛を以て天下を治めたり、天孫もしこの矛を用ひ給ひなば、必ず平安にましますべしとて、國を避け給ひたりとあり、本文にいふ所はこれなり○寶山に留りて不動のしるしをなすは、事や正統なるべからむ云々 寶山は、大和平群郡に寶山寺といふありて、從小角の修行せよ地なるよしなれば、其處をいふならむ、不動のしるしとは、大御世の常なる兆とされるよしなるべし、龍田も同じ平群郡の内なれば、寶山に近しいなるなり、按ずるにこの説も亦信難し○凡神書にさまじくの異説あり 上古は、人々口々に相傳へたりしかば、其の人によりて傳ふる所同じからず、これを書に載するに及びて、後人又種々の説をなす、かつい事の奇怪なるより、異説極めて多きなり○日本紀舊事本紀古語拾遺等に載せざらん事は云々 日本紀は、三十卷あり、元正天皇の御時、舍人親王等の勅を奉して撰錄せられし書、神代より持統天皇までの國史あり、舊事本紀は、十卷、神代より推古天皇にいたるまでの事を書せり、聖德太子、蘇我馬子の、勅を奉じて撰せし書なれども、今傳はるものは、後人の古傳を取合せて偽作せしものなり、古語拾遺は、平城天皇の大同二年、齋部廣成、古道の衰へしを歎きて上奏せし書なり、神代以後の事蹟を大略に記したり、これらの書は、古より正しく事實を傳へたる者あれば、初學の者といへども信用すべしとなり、これは正しく論なるが、舊事紀のみは、全くは信用し難き、又この他にも、古事記は、元明天皇の和銅年中に、太安膳の勅を奉じて撰錄せし書にて、頗る正しきものなり、末學は後學といふに同じ○彼の書の中云々 上の三部の書すら、なほ確に定め難き説あり、されば正しからぬ他書の説は、猥りに信ずまじきものなりといふ意なり、

かくて、此二神相計らひて八の島をうみ給ふ、先、淡路の洲を生みます、淡道の穗之狹別と云ふ、次に伊與の二名の洲を生みます、一身に四面あり、一を愛上比賣

と云ふ、是は伊與なり、二を飯依比古と云ふ、是は讃岐なり、三を大宜都比賣といふ、是は阿波なり、四を速依別といふ、これは土佐なり、次に筑紫の洲を生みます、又一身に四面あり、一を白日別といふ、是は筑紫なり、後に筑前、筑後と云ふ、二を豊日別と云ふ、是は豊國なり、後に豊前、豊後と云ふ、三を速日別といふ、是は肥の國なり、後に肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云ふ、これは日向なり、後に日向、大隅、薩摩と云ふ、筑紫豊國、肥國、日向などいへるも、二神の御代のはじめの名にはあらざるか、次に壹岐の洲を生みます、天比登都柱といふ、次に對馬の洲を生みます、天の狹手依比賣と云ふ、次に隱岐の洲を生みます、天忍許呂別と云ふ、次に佐渡の洲を生みます、建日別と云ふ、次に大日本豊秋津洲を生みます、天御虚空豊秋根別と云ふ、總て是を大八洲と云ふなり、この外あまたの島を生み給ふ、後に海山の神、木のおや、草のおやまで悉く生みましてけり、何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるゝ、はた洲山を生み給ふに神のあらはれまじけるゝ、神世のわざなれば誠に測り難し、

○此の二神云々 伊邪那岐伊邪那美の二神なり○淡路の洲淡道の穗之狹別 此は今の四國の邊

四面あり 人の身の一肘にして、四つの顔面あるが如くに、別れたるをいふ○四を速依別といふ

古事記には建依別とあり○次に筑紫の洲を生みます 此は今の九州なり○大日本豊秋津洲 此は

すでにいへる如く、長門より陸奥の果までの總名なり○これを大八洲といふなり 以上に見えたる

淡路、四國、九州、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、本洲い、最初に出で來しものなれば、これを特に

大八島といひしなり○この外あまたの島を生み給ふ 古事記日本紀等によるに、吉備の兒島、

小豆島、大島、女島、知訶の島、兩兒島等をいふ○後に海山の神木のおや草のおやまで悉く生み

ましてけり 海神は大綿津見神、山神は大山津見神、木のおやは久々能知神、草のおやは鹿屋野比

賣神、一名を野椎神と申す、これらの神々、皆その所々を掌り給ひしなり○何れも神にませば云

々誠に測り難し 實に測り難きことにはあれど、これは後の如く神のあらはれまじけるにはあらで、

生み給へる神の洲をも山をも作り給へるをいふなり、

二神又計らひての給はく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり、如何ぞ天

の下の君たるものを生まざらむやとて、先づ日神を生みます、此の御子光り麗

しくして國の内にてりとはる、二神悦びて、天に送りあげて、天上の事を授け給

ふ、此の時天地相去る事遠あらず、天の御柱を以てあげ給ふ、是を大日靈尊と申

す、靈の字は靈と通すべきなり、陰氣を靈と云ふとも

いへり、女神にませばおのづから相叶ふにや、又は天照大神とも申す、女神にてま

しますなり、次に月神を生みます、其光日につけり、天にのぼせて、夜の政を授け

給ふ、次に蛭子を生みます、三とせになるまで脚たえず、天の磐椶樟船にのせて、風のまに／＼放ち捨つ、次に素戔嗚尊を生みます、勇みたけく不忍にして、父母の御心に叶はず、根の國にいねとの給ふ、此の三柱は男神にましまされ依りて、一女三男と申すなり、総てあらゆる神、皆二神の所生にましませど、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更に此の四神を申し傳へけるにこそ、其の後、火の神軻俱突智を生みまし、時、陰神やられて神退給ひにき、陽神恨み怒りて、火の神を三段に切る、其の三段各神となる、血のしたよりそゝいで神となれり、經津主の神、齋主の神とも申、健甕槌の神、武雷の神とも申、の祖なり、陽神猶したひて黃泉までおはしましてさま／＼の誓ありき、陰神うらみて、此の國の人を一日に千頭ころすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生すべしとの給ひけり、仍りて百姓をば天益人とも云ふ、死するものよりも、生るゝものゝ多きなり、陽神あへり給ひて、日向の小戸の橋の樟原と云ふ所にて御祓し給ふ、この時あまたの神化生し給へり、日月神もこゝにて生れ給ふと云ふ説あり、伊弉諾の尊神功既に終りにければ、天上にのぼり、天祖に報命申して、即天に留まり給ひけるとぞ、或説に伊弉諾伊弉冊は

○如何天の下の君たるものを生まざらむや 既に、山川土地を生きたる上は、いかにして世界を統御すべき人主を生まざるべき、必ず生むべしと宣ひたるなり○先づ日神を生みます、その御身、光彩六合に亘りましたれば、日球を支配せられしにより日神といふ、即天照大御神なり○二神悦びて天に送りあげて云々、これは古事記に、此の時伊邪那岐命、甚だ歡喜ひて、吾は御子生みて、生みの終に三柱の貴子を得たりと詔ひて、其の御頸珠の玉を振り搖かして、天照大御神に給ひて詔はく、汝命は高天原を知らせと事よとして賜ひきとあるが如し、こゝに高天原とあるは、日球を指せるものなり○此の時天地相去る事遠からず云々、この時代に當りては、天地開闢を去ること僅なりしにより、天地の距離後世の如くあらず、故に大神を、天の御柱の上になしめしめて、天上に送りあげ給へりとなり、一説に、天の御柱といふは、眞の柱にはあらずして、風的事をいふともいへり、即ち風にて吹上げしめられしなりといふ○是れを大日靈尊と申す云々、大日靈は、オホヒルメと訓むべし、ヒルは晝にてメは女神の義、又天照大神と申すは、天上にて世界を照らしてまします大神といふ義なり○次に月神を生みます其の光日につげり云々、月神は、御名を月讀命と申す、其の御身の光、日につづきて明かなりしかば、これをも亦天上に上らしめて、月界を治めしめ給ひきとなり、夜の政とは、月は夜見えて照るもの故、夜中の事といふ義にていへるなり○次に蛭子を生みます云々、この御子は、水蛭の如くくた／＼とせし故、蛭子といふ御名あるなり、さてこの御子、三年を経るも歩行協はざりしにより、樟にて造りたる船にのせ、海原に流しやり給ひたるよしなり、されどこの傳は誤にて、この御子の生れしは、古事記の傳の如

く、いまだ大八島國を生み給はざりし始の事とするを正しとす、ことにこの御子は、御子の中に入れずと記したる程にて、決してかく天下の主として生み給ひしにはあらず、従ふことなかれ、さて磐椽樟船とは、樟にて造りたる船にて、岩とはこの船の堅固なるべきを稱したる詞あり、又風のまにまは、風の吹くにまかせやるをいふ○次に素盞鳥尊を生みます云々 素盞鳥尊は、勇み健く荒き事を好み給ひし故、かゝる御名を負はれたり、委しき事は、後に見ゆ、不忍とは、通常情にて、堪へ忍ばれぬ事、即殘忍なるをいふ○根の國にいねとの給ふ 地底の國に退去せよと、二神の宣へるよしなり、さて根の國とは、大地の根本、下にある國といふ義なり、わが古傳説によると、太古天地の分れし時、ろの清き一部は、上に上りて高天原日球とあり、清濁半ばしたるは地球となり、殊に汚濁なるは下りて、この地底につきて一國とあれり、これを根の國とも、底の國とも、根の片隅國とも、又は月夜見國とも黄泉國ともいひたりき、されば神代史を繙かん者、まづこの意して見るべきなり○一女三男と申すなり 此は、二神の御子多くあれど、特別に御子は、一女三男にましますよしを稱すとなり○殊更に此の四神を云々 特に、この四神を二神の御子といひ傳へたるなるべしといふ意○其の後火の神軻俱突智を生みます時、陰神やかれて神退給ひにき 軻俱突智は、火の赫くよしの御名あり、この神を生み給ひし時、伊邪那美神御身を火傷して、夜見國に立退り給ひたりとなり○陽神恨み怒りて火の神を三段に切る云々 伊邪那岐神、女神の負傷せるを怒り給ひて、御子ながらも軻具稚神を三つに切り給ひしが、各神となりませるをいふ○血のしたゝもろゝいふ神とされり經津主神健甕槌神の祖なり 日本紀によると、

經津主神の祖は、五百箇磐村の神にましまし、健甕槌神の祖は、甕迷日神なれば、かく記されたるなり、したゝりは、及につきたる血の流れなり、註に齋主神とあるは、この神天孫降臨の時、神々を齋と祭る主となり給ひしによる、機取は、今の下總の香取神社、鹿島は、今の常陸の鹿島神社なり○陽神猶したひて黄泉までおはしまして云々 古事記に、伊邪那岐命、女神に逢はんとて、黄泉國に至り給ひ、御殿にて語り給ひし時、女神に、汝と諸共に造り玄國、いまだ造り卒へざれば、還り給へと宣ひしに、疾く來給はざりしにより、妾はすでにこの國の食物を喰ひし故、歸り難し、されども、かく、夫の命の來給ひし事なれば、黄泉神と談りて歸るやう取計らはむとて、内に入り給ひしが、久しく出で給はざりき、男神待兼ねて、火を燭して内に入り、其の様を見給ひしに、女神の御身は穢らはしくなり居て、恐しき者ども居りしかば、逃げ出でましむを、女神に恥恨みて、後を追ひ、黄泉平坂まで至りて、御夫婦の縁を斷ち給ふなど、種々の事ありき、次に見えたる、此の國の人を千頭殺すべしと宣ひしは、その時の事なりき、御誓とは、これらの事といふ○千頭千五百頭 たい大凡に、千人、千五百人程といふ事なり、頭といひしは、本書によるに、絞殺すべしと宣ひしかば、頸の縁によりたるなり○天益人 追々に繁殖して行く人といふ義なり○日向の小戸の橘の憶原といふ所にて御祓し給ふ この祓をし給ひし地は、今の筑前糟屋郡の立花か、早戸郡の青木村かなるべしといふ、さて憶をアヲキと訓みて、青木といふ木と心得たる誤なり、こはアハギと訓みて、萩の一種、今のソミハギといふ物あるべしとぞ、御祓は、身濯滌にて、黄泉國にて、種々穢きものに觸れ給ひしかば、そを祓はんとて、水を以て御身を洗ひ

給ひしなり○この時あまたの神化生し給へり云々　この時あり出で給ひし神は、道の長乳齒神、
奥疎神、大禍津日神、直日神、底津綿津見神を始、合せて廿餘柱の神々なり、かくて前に見え
たる日月の神も、こゝにて生れ給へるを正説とす○神功既に終りにければ云々　こは始、命を受
けて國土を經營し給ひしなるが、その功業すでに成就したれば、其の由を天祖に奏して、高天原
に留まり給へるをいふ○或説に伊弉諾云々　こは、佛説に、伊舍那天云々といふ似寄りたる名の
あるより、附會したるものにて、前にもいひたる如く、二神の御名は、相共に誘ひ勸めて、國土
を經營し給ひえより負ひませるにて、梵語にあらざることを明かなり、

地神第一代、大日靈尊、これを天照大神と申せ、又日神とも皇祖とも申せなり、こ
の神生まれ給ふ事三の説あり、一には伊弉諾伊弉册の尊相計りて、天下の主
を生まざらんやとて、先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔嗚の尊を生
み給ふといへり、又は伊弉諾の尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈の尊
を化生し、右の御手に取りて月弓の尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に、
素戔嗚の尊を生むともいへり、又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給
ひし時、左の御眼を洗ひて、天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀の尊を生じ、
御鼻を洗ひて素戔嗚の尊を生じ給ふともいふ、日月神の御名も三あり、化生の

所も三有れば、凡慮計り難し、又おはします所も、一には高天の原と云ひ、二には
日の小宮と云ひ、三にはわが日本國これなり、八咫の御鏡を執らせましめて、

われを見るが如くにせよと勅し給ひける事、和光の御誓も顯はれて、殊更に深
き道有るべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり、爰に素戔嗚
尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣で、姉の尊
に見え奉りて、ひたぶるにいと申し給ひければ、許しつとの給ふ、仍りて天
上より昇ります、大海轟ろき山岳なり响えき、この神の性たけきが然らむるに
なん、天照大神驚きましまして、兵の備をして待ち給ふ、彼尊黒き心なき由を答
へ給ふ、さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし、誓約の御中より女を生ま
せは黒き心なるべし、男を生ませは清き心ならむとて、素戔嗚尊の奉られける
八坂瓊の玉を取り給ひしかば、その玉に感じて男神化生し給ふ、素戔嗚尊悦び
て、まよやあれあちぬどの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天の忍穗
耳の尊と申すこれは古語拾遺の説、又の説には、素戔嗚鳥の尊、天照大神の御頸に懸け給へる
御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすぎ是をのみ給ひしあは、先吾
勝尊生れます、その後猶四柱の男神生れ給ふ、物ざねは、わが物なればわが子な

りて、天照大神の御子になし給ふといへり、これは日本紀の一説あり、この吾勝尊をば大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにすゑ給ひしうば腋子と云ふ、今の世に幼き子をわろ子と云ふは僻事なり、

○地神第一大日靈尊 天照大御神を地神と申すことはいかゞなり、ろは大神は、この國にてこそなりいで給ひたれ、天神の御子にて、後に高天原にましましたればなり、まして其の御子孫を、天神の御子とも、天孫とも申すにても明かなるべし○一には伊弉諾伊弉冊尊云々 此は、すでに上に見えたるが如し○又は伊弉諾尊左の御手に云々 此は、日本紀一書の説なり、されど、なほ第三の説を正しとす○白銅の鏡 或は眞澄鏡とも書す、曇りなき鏡をいふ○月弓尊 月夜見尊といふも同じ、眉弱王を眉輪王ともいへるが如し○日向の小戸の川にて 前にいひし、日向の橘の小戸の櫓原とある所なり、さて御生れになりし所は、この説を正しとす○日月神の御名も三あり 此は、上の三説中に見えたる、日神、大日靈尊、天照大神、月神、月弓尊、月讀尊とあるを指していはれたるなり、此は其の文字にはかはりあれど、其の意はさまで變りたることのあるにはあらず、たゞいひ傳の異りたるまでの事と知るべし○凡慮計り難し 凡人の思慮にては、彼此と道理を推測し難しとなり○又おはします所も云々 天照大御神の御座所につきていふなり、高天原とは、たゞ廣く天上を指してもいへど、こゝは太陽界をさまたるなり、日の小宮も、亦太陽界中にある宮殿の名にして、天照大御神の御座所と給ひし所なり○又其の御尊と云ふは、

云々 天照大御神の勳なるが、おは後に委しくいふべし○和光の御誓も顯はれて云々 和光は、

老子に、和光同其塵とあるより出でたるにて、尊と神も人々を救はんがために、或は卑しうさ

まを顯はし、凡人おどに交りて、功德を施し給ふ類をいふあり、されば、こゝも天照大御神の御

自身を、八咫鏡にならへて見よと、天孫に詔ひし事は、和光同塵の義あるべければ、前の三説

あるも亦これと同じわけにて、或は人々の如く卑しき様子にて、世に顯はれ給ひしわけにもわる

べければ、いづれを是いづれを非とは、定め奉るまじき事ありとなり○父母二神にやはられて根

の國に云々 素盞鳥尊は、御親の二神に、この國を遂ひ遣られて、夜見の國に至り給ふに定まれ

りとなり○ひたふるにいかんと申し給ひければ許しつとの給ふ 此の文いささか混乱したり、

素盞鳥尊、すでに根國に行き給ふべきに定まりし故、尊父母の二神に請ひて、何とて高天原にゆ

きて、姉尊に辭見し、さて後に根國に行かんといはれたれば、二神は、その請を許すと宣ひたり

といふ意あり、ひたふるは強ひてなり、是非天照大御神に暇乞して行かんといはれしをいふ○大

海といろき山岳あり响き云々 その上り給ひし時には、大海も鳴り響き山谷も動揺したりき、こ

は尊の御性質勇猛にましましし故に、自然どうの勢によりて、右の如くになれるなりといふ意○

兵の備をして待ち給ふ 古事記によるに、素盞鳥尊のかゝる勢にて上り來給ふは、必ず我國を奪

はんとし給ふなるべしと、天照大御神は考へ給ひ、自ら男の装をなして、弓矢を執りて、尊の上

り來給ふを待居給へるよしを記せり、されば、隨從の神等も、必ずその用意ありしならん○彼の

尊黒き心なき由を答へ給ふ かくて尊の昇り來給へる時、大神何故に上り給へるが、惡心を持ち

給ふならんと問ひ給ひしかば、否、決して少かも邪曲ある心あしと答へ給ひたるをいふ○さらば誓約をあして清きか黒きかを知るべし 誓約とは、古、事の疑はしきがある時、或る一事を豫定して、その事の出来ばえによりて、疑はしき事を決定せしをいふ、こゝは次にある如く、成出づる御子の男女によりて、心の正邪を判せられんとせしなり○八坂瓊の玉を取り給ひしかば云々 麗はしく赫く玉を、天照大御神の手に取り給ひしをいふ○まさやあれかちぬ かく男子の生れたるを見れば、全く正しきことにてあるなり、然らばわれはこの争に勝ちたるなりとなり○正哉吾勝々速日天の忍穂耳尊、正哉吾勝は、今こゝにて、素戔嗚尊の右の如く申し給ひたる故の御名にて、勝速日は、又素戔嗚尊の勝ちて暴きことをなし給ひしより負はせ奉りし御名、以下はたゞ尊びたる稱なり○御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて云々 御統の玉とは、古、頸又は手などにて附くるため、多くの玉を緒に貫きて統べ括りたるものをいふ、又天の眞名井は、高天原ある井戸の名なり、ふりすゝぎは、その井水にて振洗ふなり、かみは噛み碎くことなり○四柱の男神生れ給ふ 天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野久須毘命の四神なり○物ざねはわが物あれば云々 物ざねとは、其のものの種となるべきものをいふ、こゝの神等の出来給ひしは、天照大御神の御頸玉が本とありし故、それを物ざねといへるなり○めぐしとおぼして 愛らしめて御寵愛ありしをいふ○常に御脇もとにする給ひしかば云々わか子といふは僻事なり 日常御身の傍を離さず愛し給ひし故、御脇にあるといふ義を以て、吾勝尊をば腋子と申したり、然るを、今世幼兒を解してわか子といふは、間違ひなりとなり、故するに、こゝ古語拾遺に、是は天照大御神尊

尊、特甚鐘愛常懷腋下稱曰腋子、今俗號稚子謂和可古、是其轉語也とあるによりて記されたりと見ゆ、されどこの説は、誤にて、ワキコ、ワカコ共に、幼稚の兒の義にて、今ワカといふを、古はワキといひしものあり、ことに原文は、轉語とあれば、なほ可なるを、こゝには僻事なりとあれ

べく、ことに惡ろし、あくて素戔嗚尊、猶天上にまじけるが、さまぐの科を犯し給ひき、天照大神怒りて天の石窟に籠り給ふ、國の中どこやみになりて晝夜の辨なかりき、もろもろの神たち愁へ歎き給ふ、その時諸神の上首にて高皇產靈の尊と云ふ神ましくき、昔天御中主の尊、三柱の御子おはします、長を高皇產靈と申す、次をは神皇產靈、次を津速產靈といふと見えたり、陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事ればつあなし、この三柱を天御中主の御子と云ふ事なり、この神、天のやすきはの邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ、其御子に思兼と云ふ神のたばありにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ、その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず、これは紀伊國日前的神にます、次に鑄給へる鏡うるはしうましくければ、諸神悦び崇め給ふ、初めは皇居にまじく、今は伊勢五十鈴の宮にいつかれ給ふこれ也、又天の明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして青幣白幣を

りゝあくて罪を素戔嗚の尊によせて、おほするに千座ちくらの置戸おかどを以て首の髮手足の爪を抜きて贖はしめ、其罪をはらひて神かみやわらひ逐おとにやらなれき、

○神皇正統記講義

原郡なり○出雲の大神 出雲國出雲郡杵築大社にて、今官幣大社あり○大國主の神とも大物主とも申す 國主は、この國土の主人の義、物主は、多くの神々の主人の義にて、名づけ奉りし御名なり○幸魂奇魂 人民に幸福を與へ、奇特を顯はる給ふ神靈をいふ○三輪の神 大和城上郡大神の大物主の神社を申す、

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳の尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姫の命にあひて、饒速日の尊、瓊々杵の尊を生ましめ給ふ、吾勝の尊、葦原の中洲に下りますべありしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります、饒速日の尊を下し給ひし時、外祖高產靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一是なり、此尊早く神さり給ひにけり、凡國の主とは下し給はざりしにや、吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へ給ふ、後に又瓊々杵の尊にも授けましに、饒速日の尊は、これを得給はず、然れば、日嗣の神にはましまさぬなるべし、この事舊事本紀の説なり、日本紀にはみえず、天照大神、吾勝の尊へ、天上に留り給へど、地神の第一二にさぞへ奉る、この始め天下の主たるべしとて生まれ給ひし故なり、

○栲幡千千姫命 栲幡は、栲の皮にて織りし布なり、千千は、縮むに、この神は、経緯の業に勝れ給ひし故、この御名ありき○あひて 娶り給ふをいふ○吾勝尊葦原の中洲に下りますべかりしを云々 此は、既に下りますべきに定まりて、装束を整へ給ふはに、瓊々杵尊生れ給ひしかば、彼の尊を下し給ひしなり○外祖高皇產靈尊 御母、栲幡千千姫命の御親あれば、外祖にあたり給へり○十種の瑞寶 瑞り、みづくしき良きあり、とくさの神寶とて、後世まで尊びたるものなり○瀛津鏡邊津鏡 此は、二種の鏡を海の沖と岸とに准じ、相對して名づけたるなり○八握劍 十握劍と同じ類あり○生玉死反玉 生き榮ゆる徳の玉、死者を蘇生せしむる功德ある玉といふ義禮 比禮とは、何にても手に執りて振動かす類の物をいふ、さてこれは振動かせば蛇の退散し、又は蜂の逃げ去り、種々の惡しき物の去る比禮にて、これらはいづれも咒詛に用ふる寶あり○神さり給ひにけり 薨去せられしをいふ○日嗣の神には云々 皇統を繼ぎ給ふ神には、おはしまさぬならんとなり、まことにこの説の如く、はやく大和に下りましけれ、この國の君主としてにはあらず○地神の第一二にかへ奉る かゝる説もあれど、正しとはいふべからず、やはり天神と申すべきなり、

第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す、皇祖天照大神、高皇產靈の尊いつきめぐみましくて、葦原の中洲の主となして天降し給はんとす、

爰にろの國の邪神あれてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せ給ひしに、大汝の神の女下照姫にとつぎて返り事申さず、三歳になりぬ、仍りて名なし雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ、ろの矢天上にのぼりて大神の御前にあり、血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に當りて死ぬ、世に返し矢を忌むはこの故なり、更に又下さるべき神を撰ばれし時、經津主の命機取の神、武甕槌の神鹿島之神、勅を受けて下りましけり、出雲國に至り、はかせる劍をぬきて地につきたてその上に居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ、その子都波八重事代主の神今葛鴨に、相共に隨ひ申しぬ、次の子健御名方刀美の神今の諏訪の神に、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしをば、又隨ひぬ、あくて諸々の惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて返事申し給ふ、大物主の神大汝は、この國を去りやがて隠れ給ふとみゆ、この大物主は、さきに云ふ所の三輪の神にますなるべし、事代主の神、相共に八十萬の神を引きぬて天にまうづ、大神ことほめ給ひき、宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれどて、まづ返し下し給ひけり、その後天照大神、高產靈尊相計りて皇孫を

の中に五部の神と云ふは、天兒屋命中臣の祖、天太玉命總部の祖、天鈿女命媛女の祖、石凝姥命鏡作の祖、玉屋命玉作の祖なり、この中にも中臣忌部の二神は、むねどの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ、又三種の神寶を授けまします、先づ豫め皇孫に勅して宜く、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣、又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ、八坂瓊の曲玉、天の紫雲の劍を加へて三種とす、又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下をしめせ、神劍を提けて不順ものを平け給へと勅ましくけるどぞ、

○天津彦々火瓊杵尊 火瓊々杵は、稻穂の賑はしく豊ある義の御名あり、天孫は、天神の御孫、皇孫は皇大神の御孫の義○いつきめぐみましゝて 大切にいつきかしづき憐み育て給ひたるをいふ○その國の邪神あれて 當時この國は、大國主神主宰し給ひしかど、所々に種々の神々ありて、その擾亂甚しかりしかば、すでに降りまさんとせしを、一旦中止して、まづ征討の神を下し給へり○とつぎて返り事申さず とつぐは、婚姻を結ぶ事なり、天稚彦征討の命を受けてこの國に下りしかど、下照姫を娶り、且つ自らこの國の主たらんと欲して、返事を申さざりしなり○天

稚彥新嘗してふせりける胸にあたりて死せぬ 古、新米の出来し頃、その米を神にも献り自も食ふを新嘗祭といひき、天稚彦この祭を行ひ、胡床により居たりしが、天神の矢、その胸を貫きしかば死去したり○世に返矢を忌むはこの故なり 返矢とは、一度放ち去矢を彼方より更に放ちかへすをいふ、今天稚彦の放ちし矢を取り給ひて、天神、放返し給ひしが、かく身にあたりて死にしかば、この矢は、極めて縁起悪き事となりたれば、後世も返矢といふ事を、非常に忌み嫌ふこととされりとなり○都波八重事代主神 都波は、日本紀に都牟波となり、積葉の意なり、さてこの神は、大和國葛上郡に御社あれば、注に葛木の鴨にますといへるなり○健御名方刀美神隨はずして逃げ給ひしを云々 古事記によるに、二神、大國主神等とこの國を譲り給ふことを議せられける時、この神は、大なる石を手にて捧げつゝ出で来て、わが國に來り、忍びくゝに物言ふは如何なる神ぞ、請ふ、われと力競べして其の優劣を試みんといはれければ、武甕槌神いであひ、忽ちに其の手を取りて挫き給ひしかば、大に怖れ、逃げくゝて、信濃の諏訪湖まで至りしが、遂に降服して、この地より外には行くまじと誓ひしかば、許されき、後に信濃國諏訪郡に社を建て諏訪神社といふ○相共に八十萬神を率ゐて天にまうづ云々 二神、すでに歸順せられしかども、いまだその精神も確かならねば、かく多くの神々を引き連れ、眞に忠義を存するよしの志を述べられたりしなり、されば大神も、その心を酌みて厚く慰勞し給ひき○諸神の上首三十二神あり諸神を率ゐて仕へ奉るべき重立ちたる神々三十二柱ありとなり○その中に五部の神といふは云々

の氏々は、皆天照大御神の岩屋に入り給ひし時功ありし神々なり、即中臣忌部は、幣帛を捧げ祝詞を讀み、媛女は俳優をなし、鏡作は八咫鏡を作り、玉作は八坂瓊曲玉を作りなせしなり○中臣忌部の二神はむねと神勅をうけて云々 古語拾遺に、大御神、この二神に勅して、天上の如くにこの國にても神祭の事を掌り行ふべし、又皇孫の殿内に侍して、よく防衛をなせと宣ひたるよし見えたり○葦原千五百秋之瑞穗國 ことはすでに前にいへり○實祚之隆當與天壤無窮者矣 實祚は、天皇の御位をいひ、天壤は天地なり、皇位の隆盛にましまさむことは、天地の窮まりなきが如く、缺けず崩れず、千萬歳もかはるまじと祝ひ給ひしなり○吾兒視此寶鏡云々 寶鏡は、八咫鏡なり、齋鏡とは、齋祭る御鏡といふ義にて、大御神の御神体とするをいふ、まことに、この勅の如く、代々の天皇同床共殿にてましまししが、崇神天皇に及び、神威を瀆さんことを恐み給ひ、別に鏡劍を作りて内裏に奉安し、この御鏡をば、大和に遷し給ひしが、後に伊勢に祭られ給ひぬ、これ伊勢の内宮なり、これらの事は、なほ後に見えたれば、その所々にいふを見て知るべし、さて八咫鏡とは、手の指を開きたる大さを、二つ並べたる程の大さの鏡といふ義なり○八坂瓊曲玉 八坂瓊は、まことに明かに光照りて、美はまき玉といふ義にて、曲玉は字の如く形の曲れる玉なり、されば、これは明玉を以て作れる曲玉をいふ、さて曲玉は、古、頸手足などに緒に貫きて、下げ纏ひて飾とせしものなり○天襲雲の劍 ことはすでに見えたる如く、この劍のありて上に常に一叢の雲棚引きたりしかば、かく名づけしなり○八坂瓊のひろがれるが如く曲妙を以て天下をしるしめせ この意は、曲玉の長く廣さが如く、行渡らぬ所あることなく、和かに穩に妙

なる御意を以て、天下を治め給へどあり、しろしめせば、前に照臨し給へどあると同じく、天下を治め給ふをいふ○勅しまし／＼けるとぞ かゝる詔勅を皇孫に下し給ひたりといふ事なりとなり、この言は、又この鏡の如くに云々とあるより、下に係るにて、この事は、確實の古書になければ、オホカサ大方に書かれたるなり、

この國の神靈として、皇統一種たゞしくまします事、誠にこれ等の勅にみえたり、三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ、鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劔は星の氣なり、深き習ひあるべきにや、抑かの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、八咫に口傳あり、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉とも云ふの作り給へる也、八坂にも口傳あり、劔は素戔嗚尊の得給ひて、大神に奉られし葉雲の劔なり、この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずと云ふ事なし、その姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劔は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり、この三徳を翕受けずしては、天下の治まらんこと誠に難かるべし、神勅明にして、詞約かにむね廣し、勅へ神器にあはれ給へり、いと心をなやませ給へり、

し、宗廟の正體とあふがれ給ふ、鏡は明を形とせり、心性明かなれば、慈悲決斷はうの中にあり、又まさしく御影をうつし給ひしあは、深き御心を留め給ひはんかし、天にある物日月より明なるはなし、仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり、わが神大日の靈にましますば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽におきてはかりがたし、冥顯につきて頼みあり、君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり、たれかこれを仰ぎ奉らざるべき、この理をさとり、その道に違はずは、内外典の學問も爰に極まるべきにこそ、されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりと云つべし、魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得る事難きが如し、應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これみな權化の神聖にましますば、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし、

○この國の神靈として皇統一種たゞしくまします事云々 わが皇室ハ、神胤にましますば、アキツ現御神と申して、その御稜威も熾んにまします、その御系統一筋にして正しくおはします事ハ、今この勅語を奉讀するにつき、明に窺ひ知らるゝ事となり○三種の神器世に傳ふ事日月星の天に在

るに同じ 三種の神寶の缺けず崩れず、この世に存在する事は、恰も日月星の天空にありて、常に變らぬと異ならずとなり○鏡は日の体なり云々深き習ひあるべきにや それ鏡は、太陽の形体を摸したるもの、玉は、月の精髓を表はし、劔は星の氣にならひて、光更に鋭し、されば今この三種を選びて、これを皇孫に賜へる事決して偶然にあらず、深意のまします事なるべきかとなり、按ずるに、これは例の考へ過ごしにて、わが古傳の意にあらず、たゞこの三種は、上古の世ことに尊べる物にて、大御神の寶物として、脇に置き給ひし物なりければ、今度降りますにつき、御遺物などやうの御意にて、授け賜ひしことと推測られ奉らるゝなり○石凝姥命の作り給へりし云々すでに岩屋戸の段に見えたりし如く、この神の二度目に作り給ひし御鏡なり、注に八咫に口傳ありとあるは、八咫といふ事につきては、秘説ありて、口づから熱心の者に話すはか、容易に書には顯はし難しといふ意なり、すへで口傳とは、秘密の大事を、師の口づから弟子に傳ふるをいひて、近世まで、道々によりて、少かの事にて口傳といひ離して、其の説を尊くせんと構へたる事なるが實はいふにも足らぬ事のみ多かりき、八咫も前にいへる如く、別に秘密にすべき程の義にはあらず、次の八坂も亦同じ○玉屋命天明玉ともいふ 玉屋は、玉祖にて、玉を作り給へる祖先にましますよしなり、明玉は、字の如く玉の美麗なる義によりて、褒め奉りしものなり○素盞烏尊の得給ひて云々 これもすで見えたる如く、尊の大蛇を殺し給ひし時、尾の中より獲給ひて、大御神に獻じ給ひしをいふ、されどこの御劔は、もと大御神の御許にありし物なるが、岩屋に籠り

る神勅は云々 この神器に就きて皇孫に下し給へる神勅は、疑もなく、國家を平安に治め給ふべき方法と申すも可なるべしとなり、ここに神勅といふは、前に見えし、又この鏡の如くに分明なるを以て云々とある一段を指したるなり○鏡は一物をたぐはへす云々これ正直の本源なり 明かなる鏡は、本來の色といふものなし、さればうれに映り来る物は、皆うの自然の形を顯はし、是非にもせよ善惡にもあれ、ありのまゝの見えずといふことなし、故に彼方次第にて、如何なる事にも變通自在に相應するを鏡の持前とするにて、これ實に正直の源といふべしとなり○玉は柔和善順を徳とす慈悲の本源なり 玉は、その形圓さを常とし、光和かに溫然として潤ひあり、さればおとなしく、柔順なるをうの持前とす、これ實に物を慈み慈む源をなすものといふべしとの意なり○劔は剛利決斷を徳とす智慧の本源なり 劔は、剛健にして一揮して亂麻を斷つが如く、快きを其持前とすれば、事物の疑を決すべき才智の源といふを得べき、故にかくいへり○この三徳を翕受けずしては天下の治まらんこと誠に難かるべし 國君とまします御身は、これにいへる三徳を兼備し給はずば、天下を太平ならしめられんこと難かるべしと思はる、さればこの意を以ちてこの神寶を授け給ひしは、實に宜なりといふべし○神勅明にきて云々いと忝き事にや 神勅の道理明にして、言語は簡略なれど其の意味深し、加之、其の御意を神器の上に顯はし示し給ひたり、まことに尊き御事と考へ奉らるゝとなり○宗廟の正体とあふがれ給ふ 伊勢太神宮の御神体と祭られ給ふをいふ、されど宗廟といふは、支那にて其の王の祖先を祠る屋の名にて、その祖先は、わが皇祖の如く尊くまします者にあらず、さればそれらに准へて皇祖を宗廟といふは、甚だしく

倫を失へる事といふべし○又まさしく御影をうつし給ひしかば深き御心を留め給ひけんかし八咫鏡は、上に見えたる如く、其の初大御神の御像を摸して造りしものなれば、大御神も、これに深く厚き御心をうつし附け給ひたるべしとなり、御影を摸せるよしは、上に見えぬ○日月を明とすといへり 此は明といふ字は、日偏に月を書きたればいふにて、明の字、制作の本義をいへるなり○陰陽におきてはかりがたし冥顯につきて頼みあり 陰陽冥顯は、いづれもかけひなた、人の目に見ゆる現在の事と目に見えぬ幽冥の事とにて、實際の上に於きても、又道理の上に於きても、ろの御徳の測るべからざる程勝れてましまし、又甚だ頼もしく、尊くあり難く思はれ奉るなり○君も臣も神朋の光胤を受け或はまさしく勅を受けし神達の苗裔あり云々 上は天皇より、下の臣下に至るまで、いづれも神々の御系統をひき、或は又親ら皇祖の御前にありて親しく天壤無窮の勅を承りし神々等の子孫にあらざるはなし、されば如何なる人もこれを尊崇せずしてあるべきぞ、尊崇するは自然の道理なりとの意○この理をさとりその道に違はずば内外典の學問もこゝに極まるべきにこそ この意は、上に述べたる道理を知り、各自の行ふべき筋に背かずば、世に少からぬ學問の事も、たゞこの一点に歸着して、他に何事をなす必要もなきに至るべしとあり、なほいはば、吾人の佛學をし儒學をするも、何の爲かといはば、ろの目的は必竟たゞ、上の道理を知り人の道に違はぬやうにするに止まるべしとなり○されどこの道の弘まるべき事は内外典流布の力なりといふべし 然れども、又一方よりいへば、佛書儒書の世に廣く行はるることによりて、この道も行はるることとなりし、何と云ふれば、佛書儒書の中には、この道の事と書してあるものあり、

を行ふべき道理を説きたればなり、されば、この二つは相俟つて用をなすともいふべしとなり○佛をうる事は網の一目によるなれと云々 目的は、たゞ一つの所にあれど、これを弘むるには不用なるが如きものも入用なりとの譬喩なり○應神天皇の御代より儒書を弘められ云々 應神天皇の御代王仁來りて論語千字文を獻じ、欽明天皇の御代百濟の聖明王佛像經論を獻せしが、推古天皇の御時聖德太子馬子と謀り、大に佛法を興隆し給へり、委しくはその條々に見えたり○これみな權化の神聖にましませば云々 權化は、神佛の世人を救はんために、假りに人の姿となりて、この世に生れ道を説き給ふといふ義なり、故に儒書の聖人などいふ、尊き人をいふ稱なり、さて應神天皇聖德太子は、共にこれ世にすぐれし御方にましませば、儒佛の書を弘め給ひえも、大御神の御心を受けて、わが國の古道を人心に行き渡らしめ給はんとての御所業なりしなるべしとあり、按ずるに、儒にもあれ佛にもあれ、わが國に渡來して、古の道を補ひし事もなきにあらねど、又ろの害を爲しし事も甚だ多し、されど、後世となりて、これを統御せんとするには、こゝに上へる如き意を以て臨まざれば、叶ひ難し、故にこの論は、たゞ利の一方をいひて、害のかたは、避けて論せざるものと見てあるべし

かくてこの瓊々杵の尊天降りまじゝに、猿田彦と云ふ神參りあひき、これちまたの神なり、照耀きて目を合する神をありしに、天の鈿目女の神行きあひぬ、皇孫いづくにゐるに至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯にまします

すべし、われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す、かの神の申このまゝに
 榎觸の峰に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神こ
 も伊弉諾尊の御子、又はあは塩土の翁といふ、参りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべきと申
 しければ、その所に住せ給ひけり、爰に山の神大山祇の二の女あり、姉を磐長姫
 と云ふ、これは磐石の神なり、妹を木花開耶姫と云ふ、これは花木の神なり、二人をめし見給ふ、姉は形醜
 かりければ返しつ、妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、
 世の人は命ながくて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれば、生めらん子は木
 の花の如くに散り落ちなんと、詛けるによりて、人の命みじくなれりとぞ、木
 花開耶姫めされて一夜にはらみぬ、天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室を
 作り籠り居て、みづから火をはなちしに、三人の御子生れ給ふ、焰の起りける時
 生れますを、火闌降の命と云ふ、火の熾なりしに生れますを、火明の命といふ、後
 に生れますを、火々出見の尊と申す、此の三人の御子をば、火もやあらず、母の神も
 そこなはれ給はず、父の神悦びましくけり、此の尊天下を治め給ふ事三十萬
 八千五百三十三年といへり、是よりさき天下に留ります神達の御事は、年序は
 ちの難きにや、天地分れしより以來の事、
 し、抑天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を
 減じて、百二十歳の時、或は百歳ともいふ、釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年、
 草葺不合の尊の末ざまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年、百年に一年
 を増して是をはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひ
 ける時にや當り侍らん、人壽二萬歳の時、この佛へ出で給ひけりとぞ、

○猿田彦といふ神参りあひさ云々 古事記によるに、天孫の降りまさんとする時、途中に、いか
 めしき神ありて、上は高天原を照し、下は葦原中國を照し、威凄じかりしかば、諸神これに對す
 るものなかりき、天祖、即ち天鈿目命をして、その名を問はしめ、かつろの途上にある故をも問
 はしめ給ひければ、ろの神、われは名を猿田彦といひ、天孫の降りますよしを聞きて、迎へ奉ら
 んために、かく出で居るなりと答へしかば、群神始めて安堵しぬ、命、更に天孫の降りますべき
 地を問ひ給ひしに、榎觸峰よろしからんと答へたりと見えたり○これちまたの神あり ちまたは、
 衢なり、この神、皇孫を迎へ奉りし時、途中天の八衢にありし故、かく書されしものなるべし、
 されど、この神は、道路の事を掌り給ふ神にはあらず○目を合する神 相對して、其處にある故
 を問ふべき勇氣ある神をいふ○日向の高千穂の榎觸の峰 日本紀などに、襲之高千穂峰とあるを
 見れば、今の大隅國贈嶽郡霧島山あるべし、大隅は、古、日向の中に入りたり、又今の日向國臼
 杵郡知舖郷に、高千穂といふ山あるを以て、其處なるべしともいふ、確には定め難し○塩土の翁

こは甚だ才智ある神なれば、知ること多きよしの名なり○吾田の長狭の御崎 古事記には、笠沙の御崎とあり、今の薩摩國阿多郡加世田港の邊なるべし○大山祇 伊邪那岐神の御子あり○磐長姫木花開耶姫 磐長姫とは、岩の千萬年も變らぬ如く、長く榮え給ふべき義の御名にて、木花開耶姫とは、櫻花の咲き匂ふ如く、美はしき御容貌にてましますよしの御名なり、されば、この注に、或は磐石の神、或は花木の神とあるは誤なり○磐長姫恨み怒りて 古事記には、大山祇神の恥ち恨み給ひしよしに書せり○めさましかば 后として召仕ひ給ふをいふ○木の花の如く云々脆く世を去るをいふ、詛ふい詛し祈るなり○あやめ給ひければ あやめは怪むなり、開耶姫の一夜に姫めるを、不審に思召せるよしなり○無戸室 字の如く、出入口のなき家屋なり、皇孫、姫を疑ひ給ひしかば、姫は姪める子天孫の御子にましますば、無事に成長せよ、もし然らずば、火に焼けて滅びよと誓ひて、無戸室を造り、内より火を放ち給ひしあり○火闌降命火明命 この二神は、順序の前後せるものなるべし、そは火明命とは、火の始めて明く燃えあがる時の御名なるべく、火闌降命とは、火の熾んに進み燃え行く時に生まれませるよしの御名と覺ゆればなり○穗々出見尊 この御名は、稻の穂によりたるにて、火に因りたるにはあらず○三十萬八千五百云々 こは確ならぬ説なり、なほ下にいふを見るべし○抑天竺の説に云々 上の開闢の條に云へり○未だまの事なれば 崩御に近き頃なる故といふ義、されど、この注に云へる説は信じ難し○迦葉譯して飲光といふ、人壽二萬歳の時出で、正覺を成しぬ、釋迦の弟子たる迦葉といふがれ

第四代彦火々出見の尊と申す、御兄火闌降の命海の幸ます、此尊のは山の幸ましけり、試に相換へ給ひしに、各其の幸なかりき、弟の尊の弓箭に兄の釣鉤をかへ給へりしを、弓箭をば返しつ、弟の尊釣を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給ひしに、せむすべなくて海邊にさまよひ給ひき、塩土の翁此の翁神のことに見ゆ、参りあひて、憐み申して謀をめぐらして、海神綿積の命小童とも書けりの所に送りつ、其の女を豊玉姫と云ふ、天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ、遂に其の女にあひ住み給ふ、三とせべありありて、故郷をおぼす御氣色ありければ、其の女父にいひあはせて歸し奉る、大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女と云ふ魚病ありとて見えず、しひて召し出づれば、其の口腫れたり、是をさぐりしに、失にし釣をさぐりいづ、一には赤女と云ふ、又此の魚はなよしと云ふとみえたり、海神いましめて、口女今より釣くふな、又天孫の饌にまねるなどなん云ひ含めける、又海神干珠満珠を奉りて、兄をしたがへ給ふべきおたを教へ申しけり、さて故郷に歸りまして、釣をば返しつ、満珠を出だしてねぎ給へば、潮満ち來て兄溺られぬ、惱まされて俳優の民とやらんと誓ひ給ひしかば、干珠をもちて潮をしりぞけ給ひき、是より天日嗣を傳へましけり、海中にて豊玉姫姪み給ひしが、

産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき、果して其の妹玉依姫を
ひきかねて海邊に行きあひぬ、屋を作りて鷗鷯の羽にてふかれしが、ふきもあへ
ず御子生まれ給ふによりて、うがやまきあへず鷗鷯草葺不合の尊と申す、又産屋をうぶやと云ふ
事も、この羽をふきける故なりとなん、さても産の時見給ふなど契り申しを
のぞきて見まじければ龍になりぬ、恥ぢ怨みて、我に恥みせ給はずば、海陸をし
て相通はしへだつる事なからまじとて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ、後
に御子のきらくしくましますことを聞きて、あはれみあがめて妹の玉依姫
を奉りて、養ひまつらせけるとぞ、此の尊、天下を治め給ふ事六十三萬七千八百
九十二年といへり、震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混
沌といふ、其の後輕く清き物は天となり、重く濁れる物ハ地となり、中和の氣は
人となる、是を三才と云ふ、是までは我國の始まりをいへるにあらざるなり、其の始めの君盤古氏、天下を治
むる事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八萬二千
七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七千六十年、是一説なり、實に
は明らかあらざる、廣雅といふ
書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歲とも云ふ、獲麟とは孔子の在

世の末つ方に當るべきにや、

○海の幸山の幸 魚獵と獸獵とをいふ、魚は海にて獲るものなれば、海の幸といひ、獸は山に
て獲るものなれば、山の幸とは、いへるなり、二尊、各々の道に妙を得給ひしなり○試に相換へ給
ひしに各其の幸なかりき 二尊、或時兼ねて各、得意なりし釣針と弓箭とを試に換へ給ひしに、い
づれも獲物のなかりまのみか、火々出見尊は、兄尊の釣針をさへ失ひ給ひたり○あまのちの攻め
給ひしに云々 古事記によるに、弟尊、釣を失ひし由を、兄尊に申し給へとも、許し給はざりし
かば、自の持ち給ひし十握劍を毀ちて、五百ほども新しき釣を作りて、罪を謝し給へともさかず、
又千個ほども作りて、送り給ひしかど、なほ聽かずして、あはもとの釣を返せとのみいひ給ふに
、弟尊之を得むに方法をく、海邊に出で泣き居給へりと記せり○謀をめぐらして 海神の許
に至りて釣を得しめむことを謀り、籠の如き舟を造りて、綿續神の御許に送りたり○遂に其の女
にあひ住み給ふ 豊玉姫を娶りて、海神の御許に居給ひしをいふ○大小のうろくづを集へて問ひ
けるに云々 もと釣を取りしは、魚のしわざなれば、多くの魚を集めて、いつれか釣を取れる、
取りたるものはありやなしやと質し問ひ給ひしあり○口女 古事記には、赤海鯽魚とあり、され
どこはたの鯛にはあらずして、尾張邊にてメダヒといふ物なりとぞ、又注に赤女といひ、なよ
しといふと見ゆたりとあるによれば、今鯛の如くにして目の赤き魚あり、決して餌を喰ふことを
きものなり、これをメナダといふ、この時海神の釣くふなどいはれたりといふにも由あれば、そ
れかとも覺ゆ○又海神千珠滿珠を奉りて兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり 千珠滿

までは、周おこりて一百二十年、この年は葦不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり、今年天竺に釋迦佛出生します、同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり、唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり、其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隱させましくつ、すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり、是より上つたを地神五代とは申す也、二代は天上に留まり給ふ、三代は西洲の宮にて多くの年を送りまします、神代の事なれば行迹たしあならず、葦不合の尊八十三萬餘年ましくしに、其の御子磐余彦の尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりける事、疑ふ人も有るべきにや、されば神道の事にしてはかりがたし、誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかへり、頓て人の代となりぬるにや、天竺の説の如く、次第ありて滅じたりとは見え、又百王ましまさべしと申すめり、十々の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり、百官百性など云ふにて、とるべきなり、昔皇祖天照大神、天孫の尊にみことのりせしに、（まこと）實祚之隆當與天壤無窮とあり、天地も昔にかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神、世に現在し給へり、（まこと）實祚之隆當與天壤無窮とあるべし、

實祚なり、仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になんおはします。

○豐玉姫の名づけ申しける御名なり、この事詳ならず、日本紀、古事記共に、たゞ鰐鰐の羽の背

きあへぬほどに生れ給ひし故、名づけ奉りぬとのみ記し、誰の命名し給ひしともいはず、その方

穩かなるべし○親經中納言新古今集の序を書くに云々、新古今集は、土御門天皇の元久二年、後

鳥羽院の院宣によりて撰進せし歌集なり、さてこの事は、同集漢文の序に、伏羲基皇德而四十万

年、異域自雖觀聖造之書史焉、神武開帝功而八十二代、當朝末聽教策之撰集矣云々とあるをい

ふなり○庚申に當る年此の神隱れさせまします、この庚申は、神武天皇御即位の前年なるべ

ければ、この説の誤なる事は明かなり、火々出見尊は、神武天皇御即位以前はやく崩御ましまし、

たゞ御兄弟等のみにて、東征し給ひしなり○地神五代、天照大御神以下を、すべて地神といふ事、

甚だ理由なし、これは當時の俗神道家の唱へし説にて、誤なること、上の條にいへるが如し○西洲

の宮、瓊々杵尊は、笠狭の宮にましまし、火々出見尊と葦不合尊とは、高千穂の宮にましまし

○俄に人皇の代となりて曆數も短くなりける事云々、神武天皇と、日向にましまし葦不合尊との

間にて、大なる世の狀の變化ありとは見え、特にこの書にいへる如く、神武天皇より、甚だし

く御寶算の減じたるにはあらざるべし、たゞ日向にましましし程の事は、何事も詳ならざれば、

その年數も、この書の如く、非常に多きものと假定せられ、從つて神武天皇より、俄かに壽命の

短くなりし如く感ぜらるるなるべし、又神武天皇を、人皇として第一代に數へ奉るは、この天皇、

中州を平定して、大和國に都を奠め給ひしなど、大なる功業をなし給ひたればなり、かゝればこ

の書にいへる如き疑は、決して懐くに及ばぬ事ともなり○又百王ましますべしと申すめりこの事は、當時の俗説と見えて、愚管抄三にも、人代となりて神武天皇の御後百王と聞ゆる、すでに残り少く、八十四代にもなりにけるなかに云々ともあり、百王といふ事、もとより確かなるにはあらねど、もしさる文のありとするも、この書に辨せるが如く、極なき數をいへること勿論なり○わが國を傳ふる寶祚なりわが日本國を受繼ぎて、傳へ治め給ふ天皇の御位なり○日嗣はうけ給ふ皇になんおはします御位を受繼ぎ給ふ天皇が、第一にましますといふ意にて、日嗣はすでにいへる如く御位にて、皇とは天下を統御する君といふ義にて、天皇を申すなり○この書、上の條に擧げたる神代の年數は、大概弘仁曆連記といふ書によりて記されたるものと見ゆれど、確説にはあらず、又平田篤胤翁は、古書及び漢土の説を併せ考へて、天孫降臨より神武天皇崩御の年までを、二千四百七十六年と定められたり、これとて、たゞ一人の考なれど、参考のためにとて、こゝに掲げぬ、

◎人皇第一代、神日本磐余彦の天皇と申を、後に神武と名づけ奉る、地神鷦鷯草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女なり、伊弉諾尊には六世、大日靈の尊には、五世の天孫にまします、神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまことばなり、神武は、中古となりて、唐の詞によりて定め奉る御名なり、又、

の天皇をば、橿原の宮と申すこれなり、又天神の代より、至りて尊きを尊と云ひ、その次を命といふ、人の代となりては、天皇とも號し奉る、臣下にも、朝臣宿禰臣などといふ號出來にけり、神武の御時より始れる事なり、上古には、尊とも命とも、兼ねて稱しけりと見えたり、世下りては、天皇を尊と申す事も見えす、臣を命といふ事もなし、古語の耳なれずなれる故にや、

○人皇 神代に對して、人の代となりての天皇といふ義にていへるなり、この事は、すでに本居翁なども、いはれたる如く、この御代以前を神代とし、以後を人の代とすること、明かなる差別あるにはあらざるなり、されど、この天皇の御時、中國を平らげ、都を大和に奠め給ひたれば、こゝにて一段をなすものなれば、古よりこれを人皇の始と申し奉ること、故なきにあらず、されば、親房卿も、亦これを第一代と算へ奉られしなり○神日本磐余彦の天皇 この御名は、中國を平らげ、武勇秀で給ひし天皇といふ義にて、其の時代に稱へ申しし御稱なり○地神 高天原にまゑます神を、天神と申すに對し、この國に生れ、この國にまゑす神をかく申せるなり○神代よりのやまことばなり 神代より傳はりし邦訓なりとの義、こは、漢土の例にならひて、字音の證を牽りしかば、それに對して、かく斷れるなり○神武は中古となりて云々 日本紀の私記によるに、神武以下歴代の御謚は、桓武天皇の御代、淡海三船、勅を奉じて撰し奉れるよしに見ゆ、然るに、文武天皇の御代、淡海公藤原不比等、神武以下の謚をば、撰し奉れるよしにも見えたるは、いづ

れか誤なるべし、よりて先哲は、淡海公と淡海御船とは、其の文字同じければ、この二人を混じて一となしたるものにて其の實不比等は、神武以下文武以前の諡を定め奉り、それ以下は、淡海御船の撰し奉れるものなるべしと解釋せり、この説然るべく覺ゆ○其所を名づけて云々 御坐所の名稱を以て、御代の名ともせしなり○樞原 かしはらと訓むべし、常にかしはらと訓むは誤なり、桓武天皇を柏原帝と申し奉れることあれど、それとこれとは同じからず○至りて尊を尊と云ひ云云 此は日本紀撰定の時、皇室の尊と、臣下の卑と差別なからむことを懼れ、かく區別したるなり、されば神代紀の註に、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等也といへるなり、されば、こはたゞ文字上尊卑を區別したるに止まり、かつ日本紀の書例なるに過ぎざれば、一般に通じてかゝるにはあらずと知るべし○天皇とも號し奉る 天皇の訓は、スメラミコトなり、天下を統べくより給ふ御方といふ義、故に尊といふと大差なし○臣下にも朝臣、宿禰、臣など、いふ號出來にけり これらの號は、いづれも尊稱にて、これを戸といへり、戸とは、氏姓の下につけていふものにて、例へば、大中臣朝臣、武内宿禰などいはんが如し、されどこれも、天武天皇の御代に至りて、八等の級を定めて姓となし給ひき○神武の御時より始れる事なり 天皇及び、朝臣、宿禰などの稱號は、神武の御代に始れりとなり、こはこの以前とても無かりしにはあらざりけむと、この御代に、かゝる事の規則だちて見えなれば、かくしるされたるなり○世下りて、後世となりてはの意○故にや 故にやあらん意、實に親房卿の考の如く、後世は尊といふことを稱へるに至りしかば、ものづから稱になりしなり、

この天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて、父の神にかはりて、皇位 即しめ給ふ、今年辛酉の歲なり、筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達、及び皇子群臣に勅して東征の事あり、この大八洲は、皆これ王地なり、神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ、天皇舟楫をどこのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ、道のついでに國々を平げ、大倭に入りまさんとせしに、その國に、天の神饒速日の尊の御末、宇麻志間見の命といふ神有り、外舅を長髓彦と云ふ、天神の御子兩種有らんやとて、軍を起して防ぎ奉る、其軍強くして、皇軍しばし利を失ふ、又邪神毒氣を吐きしあは、士卒皆病み臥せりき、爰に天照大神、健甕槌の神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平けよとみことのりしたまふ、健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劔有り、あれを下さば、自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に、高倉下の命と云ふ神に示して、この劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆起さぬ、又神魂の命の孫武津之身の命、大鳥となりて軍の御さきにつかうまつる、天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ、又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり、その光てりあぐやけり、これによりて皇軍大に勝ちぬ、

○太子に立ち 東宮なり、上古は、皇位を嗣ぎ給ふべき皇子一柱のみにはまさりしなり、多き皇子の中より、卓れ給へる御方をば、選びて太子とし給ひ、其中より出で、皇位をば嗣ぎ給へり、この時も、神武天皇のみ太子にはましまさで、皇兄五瀬尊も、また太子にておはしましき、されば、始は御軍の事も、五瀬尊主として掌り給ひしならんを、中途にして薨じ給ひければ、この天皇、終に御位に即き給ひ、始よりこの天皇のみ事を執り給ひし如くにはしるせるあり○父の神にかはりて 父蒼不合尊の後を受けて、帝位に即き給ひしをいふ、この時まで父命のましまし、にはあらず○今年辛酉の歳なり、こゝは、橿原にて即位し給ひし年をいふなり、日向を出發し給ひしは、甲寅なれば、こゝと同じからず○宮崎宮 今の日向國宮崎郡にて、官幣大社あり○兄の神達 五瀬命、稻飯命、御毛沼命などを申す○この大八洲は云々、こゝは地の文なり、天皇の勅語にはあらず、大八洲の事は前に見ゆ○送られけるにこそ、こゝは、こゝわれの畧、送られたるわけに相違なしとの義○道のついでに國々 順路に當れる諸國にて、豊前、安藝、吉備などをいふ○天の神饒速日命の命の御末云々 饒速日命は、天忍穗耳命の御子なる事、上に見ゆ、故に天の神といふ、饒速日命、長髓彦の妹を娶りて、宇麻志間見命を生ましめ給へり、故に外舅を云々といへるなり○天神の御子兩種有らんやとて云々 長髓彦は、天神の御子なる饒速日命を奉ずる故、決して他に天神の御血統あらぬことと信せしに、今神武天皇、また天神の御子と稱して來給ひし故、かくは疑ひしなり○又邪神毒氣を吐きしかば 天皇熊野に行き給ひし時、大なる熊ありて穴を出で、毒氣を吐きしことといふの爰に天照大神云々、こゝより以下は、高倉下の夢中に見えたることなり○さわぐ音す 騒動するが如くに思はるゝとあり○昔國を平げし時の御あり 天孫降臨以前、健甕槌神、この國の賊徒を征討し給ひし事ある故、その時用ひ給ひし劍なり○自平ぎなん 如何なる擾乱も、それによりて平定すべしとあり○高倉下の命云々 神とわれど人なり、示しては、夢中に示し給へるなり○この劍を奉りければ 高倉下をして、平國の劍を天皇に献らしめ給ひしなり○軍の御さきにつかうまつる 皇軍の先鋒となりて、御軍を導き奉れるなり、つかうまつるは、奉仕の義○八咫鳥 大なる鳥といふ義○皇弓のはずに居たり 金色にして光り輝ける瑞、天皇の持たせ給へる、弓の先に止まりし故、賊軍の目くらみて退きしをいふ、弓の前後に弭あり、こゝは前のなるべければ、未弭ならん、さて昨今、世に耀ける金瑞勳章は、この故事によりて制定せられしものあり、

宇麻志間見の命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつゝ、その軍を引きおて隨ひ申しにけり、天皇、甚ほめましくて、天より下れる神劍を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける、この劍をば、豊布都の神と號す、初は、大和の石上にましくき、後には、常陸の鹿島の神宮にまします、その宇麻志間見の命、又饒速日の尊天降りしとき、外祖高皇產靈の尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたけけるを、天皇に獻る、天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき、この寶をも、即宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す、又ハ布留と號す、

この瑞寶を一つと呼びて、咒文してふると有るによれるなるべし、かくて天下悉く平ぎにしまは、大和國橿原に都を定めて宮作りす、その制度、天上の儀の如し、天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくしまし、皇宮神宮一なりしかば、國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきためなかりき、天兒屋根の命の孫、天種子の命、天太玉の命の孫、天富の命、専ら神事をつかさどる、神代の例にことならず、又靈時を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ、此の御代の始辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君惠王の十七年なり、五十七年丁巳は、周の二十一代の君定王の三年に當れり、今年老子誕生す、これハ道教の祖なり、天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九十年になれるか、此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳おひしましき、

○其の舅のひがめる心を知りてたばかりて殺しつ　ひがめるは、邪曲なるなり、たばかりは、謀り考ふるなり、はじめ、天皇の長髓彦を征し給ひし時、彼、天皇に天神の御子なりとの表物を見せさせ給へて、天羽々矢、天歩鞠を献りしかば、天皇も亦同じ物を見しめ給ひしに、彼、天皇の、眞の天神の御血統なるを知りて、愕然たりしか、なほ諸國の心なかりき、

の、眞に曉すべからざる者なるを知り給ひ、終に殺して皇軍に属し給へり、これその事實なり○天より下れる神劍　こは、先に高倉下の天皇に献せしものにて、師靈劍といふ○豊布都の神と號す　劍の銳利類なきを稱へて、かくは申し、なり○石上鹿島　石上は、大和國山邊郡石上神宮のある所なり、鹿嶋は、上にいへるの如し○かの宇麻志間見の命又云々　こは、この命の、十種の瑞寶を天皇に献れるよしをいへるなり○其の祭を始められにき　後世の謂はゆる鎮魂祭なり、舊事紀によるに、天皇の元年十一月庚寅、宇麻志麻治命、はじめて帝后の御爲に、この祭を始められしよし見えたり、この縁によりてか、後世は、毎年十一月中の寅の日に行はる○又は布留と號す　石上の神宮を、又は布留の社とも稱すとあり○大和國橿原　高市郡、畝傍山の東北の地なり○その制度天上の儀の如し　宮室の結構、高天原ある皇居に准へて造り給へれば、廣狹大小すべて異ならずとなり○國々の御調物をも云々　この頃は、後世の如く、租税を徵集し給ふことばかりしかば、なほ諸國には、皇室の御領地あり、その他人民、私に献るものもありければ、それらを指して、國々の御調物とはいへるなり、齋藏とは、清潔を旨とせる藏といふ義、わきためは差別なり、一口にしまへば、なほ萬事單純なりきとなり○神代の例にことならず　天富命は、諸齋部を率ゐ、天璽、鏡劍を捧げて神殿に奉安し、天種子命は、天神壽詞を奏する類なり○又靈時を鳥見山の中に建て云々　靈時は祭場なり、日本紀によるに、四年二月、鳥見山中に祭場を設け、其の地を上小野榛原下小野榛原と號けて、皇祖天神を祭り給ひしよしなり、鳥見山は、城上郡と宇陀郡との境にあり○五十七年丁巳云々　こは老子の事をいはんとて擧げたるなり、老子は、老聃

とて、老子道德經を著しし人○天竺の釋迦如來入滅云々 釋迦はいはゆる佛、悉達太子なり、

◎第二代綏靖天皇、これより和語の尊號をばのせす、神武第二の御子、御母は輔五十鈴姫、事代主の

神の女なり、父の天皇かくれまして、三年有りて即位し給ふ、庚辰の年なり、大倭

葛城高岡の宮にまします、三十一年庚戌の歲、唐の周の二十三代の君、靈王の二

十一年なり、今年孔子誕生す、これより七十三までおひしけり、儒教を弘めらる、

この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはじめの文王、武王、

周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身を直くし、家を治め

國ををさめて、天下に及ぼすを宗とす、さればことなる道にはあらねども、末の

世となりて、人不正になれりし故に、その道ををさめて、儒のをしへを立てらる

となり、天皇、天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳おまします、

◎第三代安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主の神の少女な

り、癸丑の年即位、大倭の片塩浮穴の宮にまします、天下を治め給ふこと三十八

年、五十七歳おまします、

◎第四代懿德天皇は、安寧第二の子、御母は淳名底中媛、事代主の神の孫なり、辛

七歳おまします、

◎第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり、父の天

皇のくれまして、一年有りて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまします、天

下を治め給ふ事八十二年、百十四歳おまします、

◎第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲

の女なり、己丑の年即位、大倭の秋津島の宮にまします、天下を治め給ふ事一

百二年、百二十歳おまします、

○和語の尊號 神倭磐余彥命といふ類なり○高岡宮 葛上郡○さればことなる道にはあらねども

云々 この論極めて正し、孔子の道は、決してむづかしき道にあらず、たゞ人の日常行ふべき道

なるのみ、然るを、後世これを高遠にし、人をして行ひ易からぬ感あらしむるは、これ説く者の

誤にして、行ふ者の惑へるなり○其の道ををさめて、をさめては、これを修束せるにて、その道

の亂れたるを齊へ、これを身に行ひ、これを書に著して、天下に施ししをいふなり○片塩浮穴の

宮 葛下郡○曲峽の宮 高市郡○池心宮 葛上郡○秋津島宮 葛上郡

◎第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女也、辛未の

年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまします、三十六年丙午にあたるとし、唐の周の

國滅ひて秦にうつりき、四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む、日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る、その後三十五年有りて、かの國書を燒き儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に留まるといへり、この事、異朝の書に載せたり、わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれり、とぞ申ならはしたる、孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事は、たしかにしるし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だにも、今は皆見えす、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけん事も、あながちに疑ふまじきにや、凡、この國をば、君子、不死の國ともいふなり、孔子、世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんと給ひける、日本は、九夷のうの一なるべし、異國には、この國を東夷とす、この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し、四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南は、蛇の種なれば虫をいたがへ、西は、羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は、犬の種なれば犬を從へたり、たゞ東は仁ありて壽長し、よりに大の字を從ふなり、しむにたゞぬ事にや、この天皇天下を治め給ふ事七十六年、百十歳まじき、

○黒田麻戸宮 城下郡○三十六年丙午にわたる年云々 按ずるに、この前、周の赧王秦に入り、

悉く周の地を獻せしが、この年恵公、王となり、後七年を経て、周全く滅びたるなり○四十五年

乙卯秦の始皇即位 始皇の天下を一統して、皇帝の位に即きしは、この天皇の七十年に當れり、

こゝはたゞ始皇の秦王となりを指していへるなり、思ひたがふること勿れ○仙方を好みて 始皇、すでに天下を一統して、何事も意の如くならざること無ければ、いかで長壽の法を授かりた

しと思ふほどに、機に乗じて方士等、種々の説をなし、三神山に往きて、不老不死の藥を求むと

稱し、船に乗じて東方に來りし事史記始皇本紀に見ゆ○五帝三王 一本に、三皇五帝に作る、同

じことなれど、後の方普通のとなへ方なり、三皇は、伏羲、神農、黃帝、五帝は少昊、顓頊、帝

嚳、唐堯、虞舜をいふ、さて五帝三王の遺書とは、上古より遺り傳はれる書にして、其の中には經

書どもをも含みたるなり○かの國書を燒き儒を埋みにければ 始皇、學者の、往々天下の事を誹

議するを憤り、醫曆卜筮の書を措き、他は皆これを焚燒し、儒生を捕へて、悉くこれを生埋にし

たるをいふ○孔子の全經 今、詩、書、易、春秋、禮記を五經と稱すれど、元はこれに樂經を加

へて、六經といひしなり、されば、こゝは、孔子の手入れせし六經といふ意なるべし○この事異

朝の書に載せたり 此は、歐陽全集中の、日本刀の歌に、徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存とあ

るをさせるなるべし、徐福の我國に來りし事は、舊くよりいひ傳へて、強ち虛妄にもあらざる

如し○わが國には神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ 此は、大なる事のみをいひたるに

て、委しくいへば、神代に素盞鳴尊、五十猛命と共に、韓國に渡り給ひ、彼國を經營し給ひしを始、崇神天皇の御代、鹽垂津彦を新羅に遣はし給ひし事、其の他なは多くあるべし○應神の御代より云々 應神天皇十六年二月、王仁來朝して、論語十卷、千字文一卷を獻りし事見えたるが、其の後、五經博士を貢せし事もあり、これらを稱するなり○應神の御代に渡れる經史だにも云々こゝは、例を擧げていへるにて、應神の御時に、傳來せし書にても、今は傳はらぬ程なれば、況して、これはそれより以前の孝靈天皇の御代の事をいへば、よし彼國より傳來せしにもせよ、今に傳はらぬ事もあるべし、故に傳はらぬといふ点のみを以て、この事實を偽といふは、非なりと云り○吉備大臣 右大臣吉備眞備なり、後に見ゆ○君子不死の國 後漢書東夷傳に、東方に君子不死の國ありと記し、文武天皇の御代粟田真人の入唐せしをり、孝謙天皇の御代藤原清河の唐主に見えし時、いづれも君子國の名に背かずとて、大に稱讃せしこと見えたり○孔子世の乱れたる事を嘆きて云々 論語子罕篇に、子欲居九夷、或曰、陋如之何、子曰、君子居之、何陋之有とあるこれなり、この意は、同じ論語中に、乘桴浮海などあると同じく、世の乱を厭ひての事なれば、かくいはれしあり、九夷とは、玄菟、樂浪、高麗、蒲飾、靑夷、索家、東屠、倭人、天鄙の九種の東夷をいふ○南は蛇の種なれば虫をしたがへ云々 これは、字につきていへるにて、西の羊を隨ふといふは、羌の字の上、羊なればいひ、北狄の獸屬、犬なれば、犬を從へたりとはいへるなり、又太尉の二字は、夷の字を分ちたるにて、しかるを持てるが仁者なるよしは、往古未開の世には、各偏勝、互に攻伐を言ひせしむ、夷夷は、その勝大なりと稱して、人々を誹謗し、人々の善を毀するを免れしめし故、人民安堵して業務を營み、その恩恵に浴したればなり、かく仁を誹ししにより、仁者は壽しといふ言の如く、自ら長壽を保ちしものあるべし、これこの説ある所以なり。

◎第八代孝元天皇は孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり、丁亥の年即位大倭の輕の境原の宮にまします、九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき、この天皇天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳にまします。

◎第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄の妹なり、甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にまします、天下を治め給ふ事六十年、百十五歳にまします。

◎第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元の妃とし、大綜麻杵の命の女なり、甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします、この御時神代を去る事、世に十つぎ、年は六百餘になりぬ、漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より此已、神代は六百二十九年、神代の鏡造石凝姥の神の裔をめぐして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ、大和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき、これを護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡、及び靈劍をば、皇女豐鋤入姫の命に付けて、大倭笠縫の邑といふ所に、神籬を

建て、あがめ奉らる、これより神宮、皇居、各別になれりき、その後、大神の教ありて、豊鋤入姫の命、神軀を頂戴して所々をめぐり給ひけり、十年の秋、大彦の命を北陸に遣はし、武渟川別たけふがわの命を東海に、吉備津彦よひつひこの命を西道に、丹波たにはの道主の命を丹波に遣はす、共に印綬を賜ひて將軍とす、將軍の名初めて見ゆ、天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りければ、將軍等を留めて、先追討しつ、冬十月に將軍發路す、十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平くけぬるよし復命す、六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る、筑紫を去ること二千餘里と云ふ、天皇、天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳おましくき、

○輕の境原宮 高市郡○率川の宮 添下郡○初は孝元の妃として云々 これは、事實の誤なり、元來伊迦賀色許賣といふに、同名二人ありて、一は、内色許男の女にて、これ孝元天皇の妃となられしもの、一は、内色許男の弟大綜麻杵命の女にて、これ即開化天皇の皇后にまします、かく系統も近く御名も同じきにより、觀房卿は、かく誤られまなり○瑞籙宮 城上郡○即位六年己丑の年本によりては、この六年を六十六年に作る、六十六年も、干支は己丑なれど、鏡劔を模造せられしは、諸書皆六年なれば、六年に従へり、されど、注に六百廿九年とあるに由る時は、六十六年ならずは年數合はず、按ふに、この注は、後人前に、年は六百餘になりぬとあるに合せんとて、

ざるか○うのし鑄せしめ 模造せしめられしをいふ、鑄せしめは、正しくは鑄しめといふべし○

同殿に安置す 以前、眞の鏡劔を奉安せられま如く、天皇と同じ御殿に齋き祭らせ給ひしをいふ

○笠縫の邑 十市郡と聞えられど、其の地確かならず○神籬 宮殿なり○十年の秋大彦命を云々

これいはゆる四道將軍なり、しかして、この將軍等は、皆皇族にて、貴き御身なりしにもか、

はらず、遠く四方を征せられしは、辱き御事なり、まづ、大彦命は、孝元天皇の皇子、次に武渟

川別は、大彦命の子、吉備津彦命は、孝靈天皇の皇子、道主命は、開化の皇子彦坐王の子なり、

さて又、北陸、東海、西道、丹波といふも、我國中を概略に分ちていへるものにて、後世にいふ

東海道、北陸道などは、もとより同じからねば、その心して見るべし○共に印綬を賜ひて將軍

とす 印綬とは、支那にて將軍の印に、天子より授くる緒なり、こゝはそれと同じ物にはあらね

ど、たい將軍たる印の物を賜ひたるを、支那の文によりて、印綬とは、書かれたるものあるべし

○任那の國云々 任那といふ號は、この時入貢せしより負せし名にて、この天皇、御名を御間城

入彦命と申しにより、其のミマを與へ給ひしなり、この時來りし使者は、蘇那喝叱知といふ者に

て、新羅の、己の國を侵掠するによりて、援兵を乞ひしなり、朝廷これを許し、菰垂津彦を將軍

として、征討せしめ給ひき○筑紫を去ること二千餘里 此は、六町一里にて計算せしもの、任那

は、今の朝鮮内にありて、新羅の西南に接したる地あり

○第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大姫の命孝元の命、の女な

り壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします、此御時、皇女大倭姫の命、豐

鋤入姫に代りて、天照大神をいつき奉る、神の教により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡、五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太敷立てと、しづまりましくぬ、この所は、昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神参りあひて、われは、伊勢の狹長田の五十鈴の川上に至るべしと申しける所なり、大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人、又は興玉、参りあひて、この處を教へ申しき、この命ハ昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かの川上に五十の鈴、天上の圖形など有り、天の逆戈も此處に有八萬歳の間、守り崇め奉りきとなん申しける、かくて、中臣の祖、大鹿島の命を祭の主とす、又大幡主と云ふ人を、大神主になさる、これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします、この天皇天下を治め給ふ事九十九年、百四十歳おましましき、

○珠城の宮 城上郡○猶國々をめぐりて 倭姫命、神體を奉じて、大和より近江、美濃を経て、伊勢國に到り、終に五十鈴の川上に、宮を建てられしなり○高天の原に千木高知云々 宮殿を莊嚴に造れる稱へ詞なり、高天の原は天なり、千木は轉風なり、高知りは高く表はすなり、故に轉風と高く天にましましたるを、高天の原に千木高知りとはいふなり、下津磐根は地盤の磐石なり、

太敷立は太く丈夫に突き建つるあり、故に神の宮柱を丈夫に地盤に突き建つるを、下津磐根に云々とはいふなり、かくて、其の地に御鎮坐あるを、しづまりましくぬとはいふなり○この所は云々 この事すでに上の文に見ゆ狹長田は、地名なり○かの川上に五十の鈴天上の圖形などありこは、五十鈴といふ名につきて、設けたる説にて、正しき據あるにはあらず、天上の圖形といふも、日の若宮の繪圖をいふなるべけれど、これまた信するに足らず、五十鈴といふ名の起は、この邊に古籙といふ、草多くありしかば、名づけしにて、文字は、後より當はめたるものなり、籙は、草などの類にて、みすゝかる信濃なといひて、信濃邊にも多かりし物なり○天の逆戈も云々 逆戈は、かり字にて、榮戈の義なるべし、天上より持ち降り給ひし物故、天とはいへるなり、されど、こゝにありしにあらざることを、前に注せるが如し○八萬歳の間云々 文の意は五十の鈴、天上の圖形をせと、猿田彦の神の裔が、大御神を待ちて、八萬歳の間保護してありたりとなり、されど、この事も、亦確なる書に見えねば、信をおき難し○大鹿島命 天種子命七世の孫にして、神宮祭主の始なり○宗廟 宗廟とは、支那にてその代その代の天子、己の祖先を祭る廟をいへるなれば、我國の如く、萬世一系にまします皇室の祖宗を祭らせ給ふ所を申し奉らむは、憚あることなり、こゝは皇祖の神社といふほどの意にてさへるなり

○第十二代景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり、辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします、十二年秋、熊襲あり、そむきて

貢奉らず、八月に天皇筑紫に幸して、これを征し給ふ、十三年夏、悉く平げて、高屋の宮にまします、十九年秋筑紫より還り給ふ、二十七年秋、熊襲、又反いて邊境を侵しけり、皇子小碓尊、御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛け給ひしめば、熊襲を討たしめ給ふ、冬十月に、密にかの國に至り、奇謀を以て、その梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ、梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり、悉く餘黨を平げ、かへり給ふ、所々にして、あまたの惡神を殺しつ、二十八年春、あへりて申し給ひけり、天皇、その功をほめて、惠み給ふ事諸子にことなり、四十年夏、東夷多くをむきて、邊境さわがしかりければ、又日本武の皇子を遣はす、吉備の武彦、大伴の武日、を左右の將軍として、相副へしめ給ふ、十月に、枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまゐり申し給ふ、その命、神劍を授けて、つゝしみてなおこたりそと教へ給ひけり、駿河日本紀説或相摸古語拾に至るに、賊徒、野に火を付けて害し奉らん事をはかりけり、火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劍自抜けて、傍の草をなぎ拂ふ、これより、名を改めて草薙の劍と云ふ、又火打を以て火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を燒き殺されしに、これより、船に乗り給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國そのとこに至り、悉く蝦夷を平け給ひて、あへりて常陸を経て、甲斐に越え、又武藏、上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ、上總へ渡り給ひし時、風波あらかはんとて海に入りし人也、東南の方を望みて、我孀者耶との給ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ、

○日代宮 城上郡○熊襲 古、日向、大隅、薩摩の邊を襲の國といひ、其處に住へる人種を、熊襲といひき、注に日向とあるは、今の日向のみにあらず、其の邊をなべていひしものなり○高屋宮 肥後國天草郡○容貌魁偉云々 身體大にして、人に勝れ、常人の動かし得ぬものをも、容易く指舉げ給ふ程の、力量まじしよしなり、鼎を扛ぐといふ、支那にて、力量強き人のさまを形容していふ語なるを、假り用ひていへるなり、實に鼎を扛げ給ひしにはあらず○冬十月に云々 日本紀によるに、この時、熊襲の魁帥を取石鹿文とも、川上梟帥ともいひたり、或日、梟帥、新築の落成を祝ひて、郷黨親族を集めて酒宴を催したり、尊、これを聞き給ひ、童女の装をあして、劍をは裯中に隠し持ちて、侍婢等の中に入りて、居給ひしを、梟帥、見て歡び、己の傍に置きぬ、かくて時移り、梟帥等酒を被りて打伏しければ、尊かねて、隠し持ちたる劍を出だして、梟帥を刺し給ひき、梟帥大に驚きて、吾昔より多くの人に接せしかど、未だ武勇皇子の如き者にあはず、願くは、名乗給へよと申しければ、尊委しく、御身の上を語り給ひしかば、梟帥愈畏み、われ賤しけれども、佳號を奉らん、今よ日本武尊と申し給へと曰ひき、日本武の御名、

これより起れり、かゝれば、この御名は、ヤマトタケルの尊と申し奉るべきなり○所々にしてあまたの惡神を殺しつ　尊、歸路吉備にて、穴海の惡神を殺し、難波にて柏濟の惡神を殺し給ひし等をいふ○かへりごと　凱旋を復命し給ふなり○東夷　東國の蝦夷なり、關東八州より、北海道に至るまで、蝦夷人種多くありて、時々叛きたりき○枉道　寄り道し給ふなり○まかり申し給ふ　御暇乞を申されしなり○神劍を授けて云々　神劍は叢雲劍なり、授けるに、この時尊怠り勝ちに見えさせ給ひければ、御叔母命も、殊に注意して、かく慎みて怠る勿れとは、宣ひたるなるべし、又燐火をも與へ給ひしを、こゝには畧したるなり○駿河に至るに　注にもある如く、古語拾遺には相模とあり、この難に遭ひ給ひし地は、今の益頭郡なれど、古はこの邊をも、相模といひたるるべければ、傳へることなるにもあらずるべし○賊徒野に火をつけて云々　日本紀によるに、賊陽はり降りて、尊に、この野に麋鹿多ければ、狩し給へど勧めたり、尊、信と思召して、野中に入り給ひし時、四方を圍みて燐火を立てぬ、尊、欺かれしを知り給ひ、劍を抜きて草を薙ぎ掃ひ、燐火を出して、此方よりも草に火を附け給ひしかば、其火却りて賊徒を燒き殺して、大なる利を獲給ひきとあり○草薙劍といふ　これまでは、叢雲劍といひしが、この時、草を薙ぎ掃ひしによりて、かく改めしなり、さて、かく賊を燒き掃ひ給ひし故、其の地を燒津といひしを、後に文字を益頭と書さしより、訛りてマシツと訓むに至りたるなり○日高見の國　今の北海道なりといふ、然るに、延喜式に、陸奥國桃生郡に、日高見神社あり、又常陸風土記に、信太郡、此地本、日高見國也ともあるによりて、この邊なりとの説もあるなり、故に、注に異説ありとは、記されたり

るなるべし○確日坂　古事記には、尾柄の坂本とあり、傳説の異なるなり○と總へ渡り給ひし時、云々　こは、陸奥に至らんとせられしをり、相模より上總に渡る海中に、暴風起りて御船進まざりければ、これ必ず海神の祟ならんとて、妃橘姫、尊の御命に代りて、海に入り給ひしをいふ○我婦者耶　はやは、歎息の辞、さても、わが最愛の妃を失ひて、口惜しき事よとの意なり、

これより道を分け、吉備の武彦をは、越の國に遣して、不順の者を平けしめ給ふ、尊は、信濃より尾張に出で給ふ、かの國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種いなたねの宿禰の妹なり、この女を召して、淹留いんりゅうり給ひし間、五十葦よその山に荒神有りと聞えければ、劍をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます、山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり、尊またぎこにて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり、それより伊勢に移り給ふ、能褒野のほのと云ふ所にて、御病甚しくなりければ、武彦の命をして天皇に事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ、御年三十なり、天皇、きこしめして哀しみ給ふ事限なし、群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴とくもりの原と云ふ所に留まれり、其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る、その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ、依りて三の陵有り、あ

詣て、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ、爰に神ありて、皇后に語り奉る、これより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉冊の生み給へりし國なれば、うたずとも、終には隨ひ奉りなんと有りしを、天皇、うけがひ給はず、事ならずして、橿日の行宮にして隠れ給ふ、長門に納め奉る、これを穴戸豊浦の宮と申す、天下を治め給ふ事九年、五十二歳おまじましき。

○高穴穗宮 滋賀郡○武内の宿禰を大臣とす 大臣は、オホオミと訓むべし、されど、諸臣の上に立ちて、百官を統ぶること、後世の三公に異ならず○仲足彦 此は、足仲彦の誤なるべし○代のまゝに繼體し給ふ 父子相受け相繼ぎて、即位し給へるをいふ○代と世とは常の義差別なし云々 此は、世代を分つにつき、親房卿、その理由を述べられしなり、平生用ふる上にては、代といひ世といふも、さまで相違あることにはあらず、されど、今本書に二つの區別を立てたるは、たゞ一通の御代々々の順序と、まことに父子の間にて、天位を授受せしめしとを知らせんとての事なり、あは世代一通は、區別なれども、字書によれば、代は、たゞ代のかはるといふ義、世は周禮に、父の後を子の繼ぐをいふとも見えなれば、余の區別も、謂はれなきにもあらずといふ意なり、さて親房卿の、かく世と代とを分け、御系統の事を委しくせられしも、後に至りて、南朝の、正統を授受し給ひし君にまして、決してたゞ、普通に御位に即かせ給ひしとの事と、いからずといふ事を、確に知らせんとての心持なり、故に、この後、御系統の事をいひたる所々

をも、徒に看過することなくば、大に著者の心を知らしむべきなり、
り、容貌壯麗にましくしなり○筒飯の神 敦賀郡にあり、氣比ともしるす○これより西に
あり 主に新羅をさす、日本紀古事記には、明に其の名を挙げたり、寶の國としめいへるは、彼國々には、金銀綾羅の類、多ければなり○又伊弉諾伊弉冊の云々 もとよりわが日本國の内にある地なればといふ程の意なり○天皇うけがひ給はず うけがふは、其の事を尤も承諾することなり、こゝは、天皇の信じ給ひざりしをいふ○橿日の行宮 筑前國糟屋郡、今も神社ある地なり○穴戸豊浦宮 長門を古、穴戸とも稱せしなり、豊浦宮は長門豊浦郡なり、天皇、嘗てこゝに坐しことありしにより、假にこゝに葬り奉りしなり○日本紀によるに、仲哀天皇八年秋九月、群臣を會して熊襲を討たんことを議し給へり、時に神、皇后に憑りて曰はく、天皇、熊襲の服はぬを憂ひとし給ふべからず、西の方別に寶の國あり、多く金銀を産す、その名を考余新羅國といふ、もしよく我を祭らば、乃に血ぬらずして、其の國自ら服はん、然らば熊襲も、亦自ら御稜威に靡さぬべしと宣ひぬ、天皇これを訝かり、山に登りて海を望み給ひしかど、たゞ眇々たる蒼海のはてなきのみ、國のあるべくもなし、嘆じて曰はく、海あれども國なし、神徒らにわれを誘ひ給ひたるのみかどて、終に信じ給はず、進みて熊襲を討じ給ひしが、克たずして、宮に還り給ひき、然るに、九年二月に至り、天皇俄に橿日宮に崩じ給ひたり、皇后及び武内宿禰、秘して喪を發し給はず、終に議して新羅を征し給ふに至りしなり、凡そ、これらの事につきては、世すでに種々の議論あり、余もまた考ふる所なきにあらず、されど、今は省きて、たゞ事の大略を書したるのみ

○十五代神功皇后は、息長宿禰おきながすくねの女、開化天皇四世の御孫なり、息長足姫の尊と申す、仲哀立てゝ皇后とす、仲哀神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋こもらせ給ふ、この時、應神天皇へられさせましゝけり、神かゝりて、様々の道を教へ給ふ、この神は、表筒男うはつづのを、中筒男なかつづのを、底筒男そこづのをなりとなん名のり給ひける、これハ、昔伊弉諾の尊、日向の小戸の川、櫓が原にてみそぎし給ひし時、化生しましける神なり、後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり、かくて新羅、百濟、高麗此三ヶ國を三韓と云ふ、正は新羅にかざるべし、然れどもふるくより百濟高麗をくはへて三韓といひならはせり、を伐ち隨へ給ひき、海神形を顯し、御船をはさみて守り申ししかば、思ひの如く、あの國を平け給ふ、神代より、年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし、海中にして、如意の珠を得給へりき、さて筑紫に歸りて皇子を誕生す、應神天皇にましまさ、神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す、皇后、攝政して、辛巳の年より天下を知らせ給ふ、皇后、未だ筑紫にましましけり時、皇子の異母の兄忍熊王おしのくま謀叛をおこして、防ぎ申さんとしければ、皇子をば、武内大臣に懷らせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后は、そぐに難波につき給ひて程なく、この皇子を平けられたり、

ひしかば、皇太子とす、武内の大出、専ら朝政を輔佐し申しけり、大倭の磐余稚櫻の宮にましまさ、これより三韓の國、年毎に御調ををなへ、この國よりも、あの國に鎮守のつゝあさを置かれしかば、西蕃相通じて、國家とみ盛なりき、又もろこしへも使を遣されけるにや、倭國の女王、遣使來朝すと、後漢書に見えたり、元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る、漢の代始まりて十四代と云ひし時、王莽と云ふ臣、位を奪ひて十八年ありき、その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき、この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて魏の文帝に譲らる、これより天下三に分れて魏、蜀、吳となる、吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたくみなさまでも渡されき、又魏の國にも通ぜられける、あゝ見えたり、四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代に移りにき、蜀の國は、三十年癸未に魏のために滅され、吳は魏より後までありしが、應神十七年辛丑晉のためにほろぼさる、この皇后、天下を治め給ふ事六十九年、一百歳おましましき、

○七日ありて云々、こは、別殿を作りて、七日の間、其處に齋みこもらせ給ふといふ意なり、○應神天皇はられましましけり、西征の御時、適に産月にあたり給ひしが、祈願によりて、凱旋の後生れさせ給へり、○住吉にいつかれ給ふ神、攝津國住吉郡住吉神社これなり、いつかれは、齋さ

祀らるゝなり○正の新羅にかざるべきか 此は三韓といふ名は、正しくいへば、新羅のみに限るべき筈なりとなり、其の故は、次にもある如く、もと三韓といふは辰、馬、辨の三つの韓國ありしより起りて、そは後に新羅の爲に滅され、其の地は、新羅に属したればなり○海神形を顯はし御船をはさめりければ云々 對馬島の和珥津を發せられしより、大魚船を夾み、順風船を追ひ、鰯掙を勞せずして、直に新羅にいたり、海水奔騰して、國中に及べるをいふ○海中にして如意の珠を得給へりき 此は、三韓征討の時にはあらで、仲哀天皇の二年七月、豊浦津にて得給ひしに、日本紀に見えなれば、それをいへるあるべし○神の申し給ひしによりて云々 仲哀天皇神教に順ひ給はざりしかば、凡この國ハ、汝の治むべきにあらず、皇后の胎中にまします皇子の、知しめすべきものなりと宣ひしにより、胎中天皇と申すよしあり○皇子の異母の兄忍熊王云々はじめ仲哀天皇、大中姫を納れて、麿坂、忍熊の二皇子を生ましめ給ひき、然るに、應神天皇の生れ給ふに及び、二皇子、其の下風に立たんことを恥ぢ、相謀りて、天皇を討たんとす、未だ事を行はざるに、麿坂王、赤猪のために害せられしかば、忍熊王大に恐を懷き、難波より菟道に退きたりしを、武内宿禰、計を按じ、王を取りぬ、王、終に瀬田渡に沈みて薨せられき○稚櫻宮十市郡○年毎に御調をとあへ 毎年、八十船を定額として貢獻せり○かの國に鎮守のつかさを置かる 姓氏錄に、皇后凱旋の日、大矢田宿禰を、新羅に留めて鎮守將軍とせられしよし見え、又任那には、日本府といふを置かれて、三韓を統御せしめられし由も見えたり○倭國の女王遣使來朝す云々 此は、新羅の國にありて、三韓を統御せしめられし由も見えたり○倭國の女王遣使來朝す云々 此は、新羅の國にありて、三韓を統御せしめられし由も見えたり○倭國の女王遣使來朝す云々

彼國に交通せしものなるべし○吳の國より云々 應神天皇十七年、此に倭國の王女を娶られ、雄略天皇の十四年、吳國より手末才伎漢祓、吳祓と、衣縫兄媛、弟媛を獻じたり、この外にもかは多かるべし○又魏の國にも通せられけるかと思へたり 此は、魏志に、景初及び正始の頃、此方よりも使を遣はされ、彼方よりも使の來れるよしを載せられたれば、それによれるか、されど、我國の正史にも見えず、事實も疑はしければ、九州邊の首長等、私に往來せしものなるべし、

◎十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり、胎中の天皇とも、又は譽田ほんだの天皇とも名づけ奉る、庚寅の年即位、大倭の輕島かろしまの豐明とよあけの宮にまします、この時、百濟より博士をめし、經史を傳へらる、太子以下、これを學び習ひ給ひき、この國に、經史及び文字を用ふる事は、これより始まれりどぞ、異朝の一書の中に、日本は、吳の太伯が後なりといふといへり、かへすぐあたらぬ事なり、昔、日本は、三韓と同種なりと云ふ事の有りしが、彼の書を、桓武の御代に燒き捨てられとなり、天地開けて後、素戔嗚尊、韓の地に到り給ひきなど云ふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならん事、あながち苦しみなきにや、それすら昔より用ひざる事なり、天地神の御末なれば、なにしろ、代下れる吳の太伯が後にはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人、多くて國に歸化し

き、秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝にも人の心まち／＼なれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、後漢書よりぞ、この國の事をはあ／＼／＼しるせる、符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや、唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで、明かに載せたり、さてもこの御時、武内大臣筑紫を治めんために、あの國に遣されける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり、かほかたち、大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる、大臣は、忍びて都に詣で、科なき由を明らめられにき、上古神靈の主、猶あるあやまちまし／＼／＼のば、末代いかで、あ慎ませ給はざるべき、天皇、天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳おまし／＼き。

○譽田の天皇 河内國古市郡に譽田村あり、その地名によれる御名なり、日本紀の注によりて、輒によりるといふは誤なり○豐明宮 高市郡なり○この時百濟より博士をめし云々 十五年に、百濟王阿直岐を貢せしかば、苑道稚郎子、これに就きて學び給ひき、明年王仁また召に應じて來

たる始なり○異朝の一書の中に云々 日本紀纂疏によるに、晉書に倭人、自ら本朝の傳を讀み、いふこと見えたりとあれば、それを異朝の一書とは、かゝれたるものが、妄誕なることは、言は

ましくも更なり○昔日本は三韓と同種なりといふ事のありしが云々 日本後紀によるに、大同四年

二月、勅して、倭漢總歷帝譜圖といふ書中に、三韓の王も、我國の人々も、同じく天御中主神の子孫とせるは、皇統を垢す恐れあれば、この書を所有せる人は、皆官に進るべし、若し隱匿する者あらば、重科に處せんと宣ひき、燒棄せられしとは、別に見えねど、事情を推すに、さることもありしあるべし○素盞鳴尊韓の地に到り給ひき云々 此は、日本紀の一書に、素盞鳴尊、其の子五十猛神を帥ゐて、新羅國に到り、曾尸茂梨の地にまゐ／＼けるよしを書せり、其の傳をいふ

○秦の末漢の末云々 秦の後、秦氏、漢の後、漢氏、吳の後、吳氏といひて、朝廷に仕へ、其の他の歸化人も、地など給ひて、本邦人と同じさまありき○姓氏錄といふ文をも作られき 嵯峨天皇の弘仁六年、勅によりて、萬多親王、藤原園人等の撰錄せし書あり、我國は、古よりことに血統を重んずる國柄なりしかば、允恭天皇の御代、盟神探湯せしめて、姓氏を正したるをはじめ、寶字年中にも、氏族志を撰せしめられしが、成らざりき、天皇外蕃より歸化せる者多く、華夷混亂して、氏族の明かならぬを憂へ給ひて、この舉ありき、卷中、姓氏を別ちて、神別、皇別、諸蕃の三類とし、其の別を明にせられぬ、但、今に傳はりしは、抄本にして全部にはあらぬよしあり○弟の讒によりて云々 九年四月、武内、筑紫を巡察せしをり、弟甘美内、武内三韓と謀を通じ、筑紫によりて叛くと讒す、天皇よりて誅せられんとせしなり○科なき由を明らめられにき 甘美

内の誣告なるよしを申し、兩人互に争ひし末、終に盟神探湯せしに、甘美内、罪に服しぬ、
欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池と云ふ所に顯
れ給ふ、われは、人皇十六代譽田の八幡丸なりと宣ひき、譽田はもとの御名、八幡
は垂迹の號なり、後に豐前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇、東大寺を建立
の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき、仍りて威儀をどくのへて迎へ申さる、又神
託ありて御出家の義ありき、やがて彼の寺に勸請し奉らる、されど猶勅使など
は、宇佐に参りき、清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告あり
て、今の男山石清水に遷りまします、爾來、行幸も奉幣も石清水にあり、一代一
度、宇佐へも勅使を奉らる、昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき、大物
主の神、隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり、今までも幣帛を奉らるゝ
神三千餘座なり、然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申
さるゝ事、いと貴き御事なり、八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示
入正道垂權迹、皆得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩とあり、八正とは内典に、正
見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ、凡心正なれ
ば、身口は自然清まる三業に邪なくして内外眞正なるを、神佛出生の本體と云ふ神

明の垂迹も又これがためなるべし、又八方に八色の幡を立つる事あり、密教の
習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり、うの故にや、行教和尚には、彌陀三尊の形にて
見えさせ給ひけり、光明袈裟の上につらせましゝけるを頂戴して、男山に
は安置し申しけるとぞ、神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の
應迹は、昔より明らかなる證據はしますにや、或はまた、昔於靈鷲山說妙法
花經とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ、中にも八正の
幡をたてゝ八方の衆生を濟度し給ふ、本誓、よくゝ思ひ入てつかふまつるべ
きにや、

○欽明天皇の御代に始めて神と顯はれて云々、これより宇佐神社の緣起を述べたるなれど、この
事は、法師等己に都合よき本地垂迹の説を立てたれば、信じ難き事多し、其の意をて見るべし○
肥後國菱形池、扶桑略記によるに、欽明天皇二十三年、豐前國宇佐郡菱瀉池邊に顯はれて、託宣
し給へる由を記せり、然らば、こゝに肥後とあるは、誤なるべし○八幡は垂迹の號なり、垂迹と
は、跡をこの世に垂れて、神佛と顯れ給ふをいふ、聖武天皇東大寺を建立の後云々、聖武天皇の、
天平勝寶元年十一月、大神京に向ひ給はんと、託宣ありしかば、天皇、參議石川年足、侍從藤原
魚名等を迎神使として遣はされたり、又路次の諸國は、兵士一百人已上を差はし、前後を驅除し、
歷る所の國々は、殺生を禁せられ、御供の人々は、酒肉を用ふることを禁せられしなど、其の儀

甚だ鄭重なりき○後に豐前國宇佐の宮に鎮り給ひしを 聖武天皇神龜元年、豐前の小倉に移り給ひしが、これ宇佐宮なり○又神託ありて云々勸請を奉らる これらもとより、佛家の假托、信ずるに足らず、かの寺とは、東大寺を指す、續日本紀によるに、新殿を皇宮の南ある梨原宮に造りて、神宮とせられしよしなり○男山石清水に遷りまします 清和天皇の貞觀二年の事なり○八百萬、八十萬 いづれも大數をいへるにて、數多の神々といふ意なり○幣帛を奉らる、神云々 祭日に供物を捧げらるる神々をいふ、延喜式によるに、これらの神、すべて三千一百三十二座と見ゆ○八幡と申す御名は御託宣に云々 この意は、御身に、佛道の備はりましますれば、八の幡に八正道を表はして、この世に垂跡しましたしぬ、かゝれば、渴仰する衆生は、皆苦痛を脱することを得べし、故に八幡大菩薩と號するものなり○八正とは内典に云々 内典とは、佛經をいふ、正見とは、人、無漏の道を修して、四諦を見ること分明なれば、外道有無等の、種々の邪見を破するをいひ、正思惟とは、人、四諦を見る時、正念に思惟え、觀察籌量して、觀察を増さしむるをいひ、正語とは、人、無漏の智慧を以て、常に口業を攝し、一切虚妄、不實の語を遠ざくるをいひ、正業とは、人、無漏の智慧を以て、其心を修攝し、清淨の正業に住し、一切邪妄の行を斷除するをいひ、正命とは、出家の人五種の邪命利養を離れ、常に乞食を以て其の命を自活すべしをいひ、正精進とは、雜らざるを精と名づけ、間無事を進と名づく、故に、人、戒定慧の道を勤修し、一心專精にして、間斷あること無きを正精進といふ、又正定とは、人、諸の散乱を攝し、身心寂靜にして、正しく眞實の理に住し、決定して不動なることを正定といふ、人、戒定慧の道に

道、及び五停心の助道の法を思念し、能く進みて涅槃に至るに堪ふるをいふなり、參しくは、佛家に就きて賢すべし○三業に邪なくして云々 身口意を三業といふ、身に邪行なく、口に惡口なく、意に惡念なき時は、一身のうちすべて正しかるべし、これ諸佛の世に出で、衆生を濟度する第一の目的なりとなり○密敎の習西方阿彌陀の三昧耶形なり これ密宗の常にて、西方なる阿彌陀如來の佛道を修する形狀なりといふ意○行敎和尚 大和國大安寺の僧にして、武内宿禰の孫なり、その縁により、ことにこの僧に託宣ありしなりとぞ、和尚の義は、近誦と同義にて、弟子の師の許を離れず、經を受けて讀誦するより起れり○神明の本地をいふ事は云々 神明の本地とは、中古、佛家、神威の熾んなるを妬み、我國の神々は、その本皆佛なるが、假りに神と形を顯はし給へるものなりとの説を立て、佛を神の上に置きたり、其の本を本地といふ、故にこゝに、神の本は、何の佛にましくたりなどいふ事はの意なり○或は又昔於靈鷲山説妙法花經とも 靈鷲山は、天竺なる山の名、釋迦の業を修め、法を説きし地なり、譯して鷲の御山といふ、妙法花經は、經文中最も尊なるもの、故に一乘法ともいふ、さて靈鷲山にて、法華經を説きたるは、釋迦なれば、八幡神の本地は、釋迦なりとも宣へりとなり○或は彌勒なりとも大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ 彌勒の事は、神代の條にいへり、大自在王菩薩は、涅槃經に、大者、其性廣博、猶如虚空といひ、無量壽經に、自在者、於一切萬物、隨意自在也といへるが如し、

天照大神も、唯正直をのみぞ、御心とし給へる、神鏡を傳へまじく、志事の起りは、前にもあると侍りぬ、又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗

の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出で、後神主物忌等ばかり留まりしに、皇大神、豊受の大神、倭姫命にありて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり、心神を破る事なけれ、神は、たるゝに祈禱を以てさきとし、冥は、加ふるに正直を以て本とすとあり、同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は、四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照らすべしとあり、されば、二所宗廟の御心をしらんと思はゞ、唯正直を先とすべきなり、大方、天地の間にありとある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず、殊更に、この國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり、倭姫の命、人に教へ給ひけるは、黒き心なくして、丹心^にを以て清く潔く齋愼め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にあり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元^はを元とし、本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を教へん事も、かゝるべしとぞ覺え侍る、少しの事も、心にゆるす所あれば、大に誤る本となる、周易に霜を履で堅氷に至るといふ事を、孔子釋しての給く、積善の家は餘慶あり、積不善の家は餘殃あり、君を殺す事、一朝一夕の故にあらざるべし、

る心を萌すものは、必ず亂臣となる、芥蒂も親をおろそかにする形有るものなり、果して賊子となる、この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらざると説けり、但、その末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり、その源と云ふは、心に一物をたくはへざるをいふ、しかも虚無の中に留まるべからず、天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し、己が欲をすて人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照らすが如く、明々として迷はざらんを、誠の正道と云ふべきにや、代下れりとして自賤しむべからず、天地の始めへ、今日を始めとする理あり、しかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せんことを心ざし、邪なからん事を思ふべし、

○神鏡を傳へましゝし事の起りはさきにもしるし侍りぬ、この書、神代の條に、鏡は、一物をたぐはへず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずといふ事なし、其の姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なりと、書されたるを指せるにて、大神の正直を本とし給へるよしを述べたるなり○神主物忌等、いづれも、大神に仕へ奉る人ながら、神主は上に立ち、物忌は下に屬して、神饌の調理を掌りたり○人は則天下の神物なり、人は、萬物の靈との義○心

神を破る事なかれ 心を損ひ破るべからず、即邪心惡念ある時は、完全の心神を損ふ所以なるを以て、さる事をなすべからずとなり○神はたるゝに祈禱を以てさきとし 神明は、救護を垂れ給ふに、まづ祈禱せる人の身の上に於てし給ふよしにて、神は、まづ信仰者を憐み給ふべしとなり○冥は加ふるに正直を以て本とす 冥も、幽冥にて、神といはんが如し、これまた、正直の者を加護し給ふ意なり○日月は四洲を廻り云々 四洲は、上に見えたる四大洲なるべし、四方の洲の意なり、六合は、上下四方なり、六合を照すと云へども、の義解し難けれど、強ひていはば、既に六合を照してはあれど、尙正直者の頭を照らし、ことに憐を垂れ給はんといふ意なるべし○一日も日月を戴くまじさいはれなり 冥罰立所に至るの義○元を元とし本を本とする故なりとなん 神道の教は、左右本末を亂さぬを本旨とする故なりと、教訓し給へりとなり、なんの下に、宣ひけるといふを省きたり○周易に霜を履んで堅氷に至る云々 原因なくして、結果あるべきにあらずとの意にて、堅厚なる氷の張るに至るも、其の始は、霜の置く如き、僅かに寒き程の氣候を積みてなるものなり○孔子釋しての給はく 小善を積みて幸至り、小惡を積みて殃至ると、霜を経て堅氷の候に至ると、同じ理なりと解釋せりとなり○芥蒂も 塵埃はども、いさかにてともといふ義○心に一物を貯へざるをいふ 心中に、一点の邪心をも殘し留めざるをいふ、即清淨無垢なるをいふ○しかも虚無の中に留まるべからず かく、心に一物をとめざるべしといひたればとて、心を虚無にし、世事に關せざれといふにはあらず、世には、我身につきて種々の關係する所あれば、それ相應に勤め行ふべしとなり○境々に對する事 種々の場合、事物に對して、應處する事

をいふ○代下れりといふ 古、東洋は、すべて上古を以て完全の世となし、年數を經るに從ひ、人心追々惡しくあり、世風、日に汚濁となるものと思へり、故に、後世を末世と稱し、賤しきものとせり、こゝに代下れりといふも、それらの意を以ていへるあり○神を去る事遠からず 神の御血統より出て、遠く離れ居らざるをいふ○冥の知見をかへりみ 幽冥より、神明の見給ふことを知り、恐れ慎むべきよしなり○神の本誓 正直なるをいふ○この末段の論、甚だ世道人心に益あり、熟讀玩味すべし、

◎第十七代仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姫の命、五百城入彦の皇子景行の皇子の女なり、大鷦鷯おほささぎの尊と申す、應神の御時菟道稚郎子うさみちわかいらつこと申すへ、最末の御子にてまじくしを、うつくしみ給ひて、太子に立てんと思し召しけり、兄の御子達うけがひ給はざりしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまじて、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける、應神かくれまじしかば、御兄達、太子を失はんとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にし、かれを誅せられにき、爰に太子、天位を尊に譲り給ふ、尊固くいなみ給ふ、三年になるまで、互に譲りて位を空しくす、太子は、山城の宇治にまします、尊へ、攝津の難波にまじけり、國々の御調物も、あなたにたにうけとらずして、民の

愁となりしかば、太子自失せ給ひぬ、尊驚き歎き給ふ事限りなし、されど遁れま
すべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします、日嗣を受け
給ひ志より、國をしづめ、民をあはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事にや、民
間の貧しき事を思ひて、三年の御調を留められぬ、高殿にのぼりて見給へば、に
ぎはしくみえけるに依りて、

高き屋に、のぼりて見れば、煙たつ、民のあまどへ、にぎはひにけり

とぞよませましくける、さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もた
まらず、宮人の衣やぶれて、うの粧ひも全うらず、帝は、これを樂しみとなん思し
召しける、あくて六年と云ふに、國々の民、各参り集りて大宮作りし、色々の御調
を備へけるとぞ、ありがたありし御政なるべし、天下を治め給ふ事八十七年、百
十歳おましくき、

○兄の御子達 大山守尊をいふ○高津宮 東成郡、大阪安國寺阪の邊にありき、後世タカツをカ
ウツといふ○高き屋にのぼりて見れば云々 高樓に登りて、四方を眺むれば、炊煙盛んに起るを
見る、然れば、貧しかりし民の家々も賑はひ、富み榮えたることと思はるとなり、かきぞの賑ふ
と云ふは家の富りたることと云ふことなり、

しか思ひ居れば、何調も新しく、且の正史にも見えぬ、もしもことに詠をせ給ひしならは、必ず
正史にあるべき事の体を知るに、無きは御製にあらねばなるべし、按ずるに、日本紀實の歌に、

左大臣時平、大鵬鶴尊を得てと題し、たか殿に登りて見れば、天の下四方に煙りて、今や富みぬ
る、といふ歌を詠めるよしを載せたり、然らば、これもさる類の歌なりけむを、誤りて御製とせ
しにやあらん○猶三年をゆるされければ云々 三年に重ねるに、三年を以てし、御調を受け給は
ざりしをいふ、民の力によりて、皇室の御用度を足し給ひしはとされば、六年も御調を納めしめ
ざりせば、宮室の壊れたるもの、おまはかり奉らるべし、實に、あり難き御政治にて、人民の聖
帝と稱へ奉りまも宜なりけり、

○第十八代履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり、庚
子の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にまします、後の稚櫻の宮と申す、天下を治
め給ふ事六年、六十七歳おましくき、

○第十九代反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟也、丙午年即位、河内の丹比
柴籬の宮にまします、天下を治め給ふ事六年、六十歳おましくき、

○第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり、壬子の年即位、大
倭の遠明日香の宮にまします、この御時までは、三韓の御調、年々にあはらざり
しに、これより後には、常におこたりけりとなん、八年己未に當れりし年、もろこ

しの晉ほろびて南北朝となる、宋、齊、梁、陳相次ぎておこる、これを南朝と云ふ、後魏、北齊、後周つきく、に起れりしを北朝と云ふ、百七十餘年並びて立ちたりき、この天皇天下を治め給ふ事四十二年、八十歳おまじくき、

○稚櫻宮 十市郡○柴籬宮 丹北郡○遠明日香宮 高市郡○これより後には常におこたりけりとなん 日本紀を按ずるに、四十二年に、この天皇崩じ給ひければ、新羅王聞きて駭き悲み、調の船八十艘と、樂工八十人とを貢し、難波津に至り、皆素服して京に入り、哀を挙げたり、かくて新羅の弔使、還らんとしける時、畝傍耳成の二山を見て歎美せしが、其の言、うねめを姦せし如く、聞えしかば、倭飼部、これを大泊瀬皇子に告げ奉りぬ、皇子悉く使者を執へて推問ありしに、怪しむべき跡も無かりしかば、宥し給ひき、新羅王、聞きて、大に怨み、これより貢献の船數を減じぬとぞ、神功征韓の時より、是に至るまで、凡二百五十餘年を経たり○後周 或は北周といふ後に別に後周といふあれど、それと同じからず、

○第二十一代安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子應神の御子の女なり、甲午の年即位、大倭の穴穗の宮にまします、大草香の皇子仁徳の御子を殺して、その妻を取りて皇后とす、あの皇子の子眉輪の王をさなく、母に隨

ひて宮中へ出入しけり、天皇高樓の上へ醉臥し給ひけるをうづひて、さして

六歳おはしましき、

○第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり、大泊瀬の尊と申す、

安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる、剩へ、その事にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ、今年丁酉の年なり、大倭の泊瀬朝倉宮にまします、この天皇、性猛くまじくけれども、神に通じ給へりどぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井の原よりして、豐受の大神を迎へ奉らる、大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る、九月に、度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ、垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより四百八十四年になんなりける、神武の始よりは、既に千百餘年になりぬるにや、又これまで、大倭姫命垂仁の御女也存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりどぞ、抑、この神の御事異説まします、外宮には、天祖天御中主の神と申し傳へたり、されば、皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる、神を拜み奉るも、まづこの宮をさきに、天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依て、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にま

なり、これより二所大神宮と申す、丹波より移らせ給ひける事は、昔、豊鋤入姫の命崇神の御女、齋宮の始也、天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神、天降りて一所におはします、四年ありて、天照大神は、又大倭に歸らせ給ふ、それよりこの神へ、丹波に留らせ給ひしを、道主命と云ふ人、いつき申しけり、古へ、この宮にて御饌をどこのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉るとなむ、かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ、天孫さへ、相殿にましませば、御饌の神と云ふ説は、用ひがたき事にや、この天皇、天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おまじくき、

○大草香皇子を殺して云々　かくいへば、其の妻を取らんとて、大草香皇子を殺されたるが如くあれど、さにはあらず、始、天皇、皇弟大泊瀬皇子のために、大草香の妹を聘せんとし、旨を諭されければ、大草香大に喜び、寶物を捧げて信とす、使者、これを奪ひ、偽りて詔を奉せすと奏す、天皇怒りて皇子を殺し、其妹を大泊瀬の妃とし、御身も其妃中落姫を納れて后とせられたり、○肩輪の王と云ふは、神代年十歳、○のしとて、神代年十歳、○のしとて、

なまたるなり○泊瀬朝倉宮　城上郡の神に通じ給へりと云、四年二月、高城山にて、一言主神と

共に、遊獵して禮遇を受け給ひしことなどといふならん○丹波國興佐の眞井の原より云々　延暦

儀式帳には比沼の眞奈井とあり、同じ地なるべし、後世には、丹波に属せりと見え、神名式に丹

後國丹波郡に比沼麻奈爲神社あり○勅使をさきて迎へ奉る　朝廷より使を遣はして、豊受の大神

を伊勢に迎へしめ給へりとなり○垂仁天皇の御代に云々　垂仁天皇廿五年なり○日の小宮の圖形

文形によりて云々　日の小宮とは、高天原にて、天照大御神のまゝくし宮殿なり、圖形文形は、

繪圖なり、伊勢の内宮外宮の制作は、日の小宮に倣ひて、造られたりとの意なり○外宮には天祖

天御中主神と申し傳へたり　この説は、後世外宮にて、内宮よりも已の方を尊さものにせんとて、

作り設けたるなれば、信するに足らず、抑、天照大御神は、神代卷にも見えたる如く、米穀は、

民命を繋ぐべきものなればとて、殊に重んじ給へり、豊受神は、其の穀物の事を掌り給ふ神かれ

ば、ことに尊び給ふこと、自然の勢なり、豊受の大神の、丹波より遷り給ひしも、この宮の祭を

先にせらるゝも、外宮にて、内宮の神饌を調へられしも、皆右の理由より起りたるものにて、天御

中主神にまします故にはあらざるなり、思ひ違ふること勿かれ○この宮の相殿にまします　相

殿とは、同一の宮殿に、相共に鎮り座しますをいふ○二所大神宮　内外の二所大神なり、外宮

は、もと天照大御神の離宮といふ義より起りしものにて、かく外宮といふ稱起りしより、それに

對して、本宮をも内宮といふに至れるなり、かくて内外宮の稱は、村上天皇の頃より始まれりといふ○この神天降りて一所におはします　豊受の姫神、太御神と一所に御鎮座ありしあり○神龜

年中 聖武天皇の神龜六年○御饌殿 字の如く神饌を調理する御殿なり○天の狹霧國の狹霧の神
こは、伊邪那岐神の御子にて、坂に緣故ある神故、坂限の意なるべしと、本居翁はいはれたり、
されど、この書にては、サは眞の意にて、霧は字の如くに解し、天地間の氣といふ意とせしなり、
御名の義は、かくてもありぬべけれど、御食といふを、御氣と解し、豐受神を、御中主神とする
は、甚しき誤なり、されば、猶さきの説を正とすべしといふには、同意し難くなん、

◎第二十三代清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり、庚
申の年即位、大倭の磐余瓊栗の宮にまします、誕生の始より白髪におはしけれ
は、しらがの天皇とぞ申しける、御子なかりしうは、皇胤のたえぬべき事を歎き
給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる、市邊の押羽の皇子、雄略に殺れ給
ひし時、皇女一人、皇子二人ましけるが、丹波の國に隠れ給ひけるを、求め出で、
御子にして養ひ給ひけり、天下を治め給ふ事五年、三十九歳おまし〜き、

◎第二十四代顯宗天皇は市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり、御母
韓媛、蟻の臣の女なり、白髪^{ハクハツ}の天皇、養ひて子と給ふ、御兄仁賢、まづ位につき
給ふべかりしを、相共に譲りまし〜しかば、同母の御姉飯豐^{イヘトヨ}の尊、暫く位に居
給ひさ、これとて、^{いそのかみのひろたか}顯宗天皇の御子と給ひさ、天下を

かどへ奉らぬなり、乙丑の年即位、大倭の近明日香^{キナアスカ}八釣^{ヤツリ}の宮にまします、天下を
治め給ふ事三年、四十八歳おまし〜き、

◎第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり、雄略の我父の皇子を殺し給ひ
し事を恨みて、御陵をほりて御屍をばづかしめむと宣ひしを、顯宗いさめまし
〜しによりて徳の及ばざる事を恥ちて、顯宗をささだて給ひけり、戊辰の年
即位、大倭の石上廣高^{いそのかみのひろたか}の宮にまします、天下を治め給ふ事十一年、五十歳おま
し〜き、

○瓊栗宮 十市郡○市邊の押羽皇子云々 安康天皇、嘗て押羽皇子に位を傳へんとせられし事あ
りければ、雄略天皇、深くこれを怨み、終に殺し給ひしなり○皇女一人 飯豐青皇女なり○丹波
國に隠れ給ひけるを云々 はじめ、父の皇女の殺され給ひし程は、丹波に逃れ給ひしが、後、播
磨に赴き給ひ、赤石郡縮見屯倉首、忍海部細目の家に仕へ給ひたり、故にこの時は、播磨にまし
あり○飯豐尊暫く位に居給ひさ 日本紀によるに、皇女は、清寧天皇の五年正月より十一月まで、
角刺宮にて政を秉り給ひさ、されば、まことには御代の中に數へ奉るべきなり○八釣宮 高市郡
○徳の及ばざる事を恥ちて云々 これは事實を誤りたり、顯宗の先に即位せられしは、播磨にま
しましはど、家僮となりて、一生をも送り給ふべきさまありしを、顯宗天皇奮ひて、われら皇
胤なるに、かくて朽果てんこと口惜しき次第なりとて、終に御名を顯はし給ひしかば、それより、

世に出で給ふに至りたり、されば、皇位を繼承するに至れるも、全く顯宗の御功と申すべしとて、仁賢天皇、強いて顯宗を先立て給ひしなり、かゝれば、徳の及ばざるを恥ぢ給ひしことはあれど、ろはこゝにいふ所と事實を異にしたり○顯宗いさめましくしによりて、これも事實を誤れり、元來、顯宗天皇は、活潑の御性質にましくければ、雄略天皇の、故なくて父命を殺し給ひしを憤り、陵を發さてろの仇を報せんとせられしを、仁賢帝、かく天位を嗣ぎ給ひし上は、雄略帝も祖父に當り給へば、其の御陵を發かんことは、孝にあらざとて、諫め止めましたるなり、されば、この事實は、反對となりたるなり○廣高宮 山邊郡、

◎第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀨列城の宮にましまさ、性さがなくまして、惡としてなさずと云ふ事なし、依て天祚もひさしからず、仁徳、さしも聖徳ましくしかど、この皇胤こゝにたえにき、聖徳へあならず百代にまつらる春秋にみゆ、どこそ見えられども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚多し、されば、上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらされば傳ふる事なし、堯の子丹朱不肖なりしは、舜に授け、舜の子商均、又不肖にして、夏の禹に讓られしが如し、堯舜より

の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども、紂が時無道にして永く亡びにき、天竺にも、佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る、轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領す、剩へ諸の鬼神を隨へたり、王法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ、八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施せる人なりき、ろの三世の孫、弗沙蜜多羅王の時、惡臣のそゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せむと云ふ惡念をおこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をおし殺せ、是より孔雀の種、永く絶えにき、あゝれば、先祖大なる徳有りとも、不徳の子孫、宗席の祭をたゝん事疑ひなし、この天皇、天下を治め給ふ事八年、十八歳おまし／＼と、

○列城宮 城上郡○性さがなくして惡としてなさずといふ事なし さがなしとは、暴虐にましますをいふ、日本紀によるに、天皇性質殘忍にして、殺すことを好み、或は孕婦を刳さ、人をして樹に登らしめ、その樹を伐り墮つるを見て樂とし、或は、下よりこれを射殺し、或は、矛を執りて人を水中に刺し給ふとぞ、種々の暴虐をなし給へるよしを記せり、されど、先哲の説に、こは、

この天皇の御事蹟と、百濟の末多王の事蹟とを混じたるものにて、この天皇は、かゝる御方にはあらで、賢明にましましなりといへり、それにつきては、考証あれど、今は畧す○聖徳は必ず百代にまつらる云々 これより人主たる者を誡めたる論にて、祖先是、聖徳ありとも頼むに足らず、たい自ら徳を修むべしとの意を述べたり○鐵輪飛び降る云々 前に、金銀銅鐵輪の寶、飛び來りて、各王の前に現れ、王出づる事あれば、その輪轉じて行くよしを載せ、又人壽二萬歲に至らん時、鐵輪王出で、南一州を領すべしとありたり、こゝに閻浮提を統領すとある閻浮提は、南瞻部州の事あれば、前にいへる鐵輪王を指すなるべし○三寶 佛法僧なり○舍利 佛骨をいふ○比丘 僧をいふ○四兵の衆 天竺の兵は、象馬車歩の四種に別れたる故に、四兵の衆といふ、これ皆、惡王を輔けて、塔を壞たむとせし者共あり、

◎第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總^{はやふさ}別の皇子、其子大迹^{おほき}の王、其子私斐^{ひみ}の王、其子彥主人^{ひこぢ}の王、其子男大迹^{おと}の王と申すは、この天皇にまします、御母は振媛^{ちりひめ}、垂仁七世の御孫なり、越前の國にましくけり、武烈^{ぶりつ}隠れ給ひて皇胤たににしまは、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇、王者の大度まとして、潜龍のいきほひ世にきてえ給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る、三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即き給ふ、今年己丑の年也、武烈かくれ給ひて後、大倭の磐余王の宮にまします

御女、手白香^{てしろか}の皇女を皇后とす、即位し給ひしより、誠に賢王にましく、應神

御子、多く聞え給ひしに、仁德賢王にて傳へましく、しゝと、御末たえにき、隼總別の御末、かく世をたもたせ給ふ事、いゝなる故に、あ、ればつかなし、仁德をば、大鷦鷯尊と申す、第八の御子をば隼總別と申す、仁德の御代に、兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき、隼の名にかちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや、もろこしにもかゝるためしあり、左傳に名をつくる事も、慎み重くすべき事にや、それも自天命也といへど、凡慮の及ぶべきにあらず、この天皇のたち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運と見え侍る、但、皇胤たえぬべかりし時、群臣撰び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり、天照大神の御本意にこそとみねたり、皇統にその人ましまさん時は、賢き諸王おはすとも、いゝでか望みをなし給ふべき、皇胤たえ給はんにとりては、賢にて天日嗣にうなはり給はむ事、則又天のゆるす所なり、この天皇をば、我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきもの哉、天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳にましく、き、

○應神第八の御子隼總別の皇子云々 これは誤りたり、天皇は、應神の皇子稚野毛二俣の孫に當り給へり、二俣皇子の子は、大迹王、其の子宇非王、其の子彥主人王、其の子男大迹王、即この

天皇にまします、されば天皇の、隼總別の皇子より出でたりといふは誤なり○潜龍の勢 皇子の賢徳ましますをいふ○玉穗宮 十市郡○いうなる故にかおぼつかなし 何故なるか、其の理たしかならずとなり、元來親房卿の説は、有徳者の子孫は必ず榮え、罪惡をなせる者の子孫は、必ず衰ふといふ説なるを以て、今かく聖徳ありし仁徳の御子孫は絶え、さまで御徳も無かりし、隼總別の皇子の御子孫の榮え給ふは、いふかしといへるなり○仁徳の御代に兄弟戯れて云々 日本紀古事記共に、この事なし、たゞ日本紀に、隼別皇子、嶋鳥皇女に向ひて、鵲と隼とは、孰か捷きと問ひ給ひしに、隼は捷しと答へ給ひしよしを載せたり、これを誤りて、暗記せられたるるべし○もろこしにもかゝる例あり これは、左傳桓公二年に、初、晋穆侯之夫人姜氏、以條之役生太子、命之曰仇、其弟以千畝之戰生、命之曰成師、々服曰、異哉君之名子也、夫名以制義、義以出禮、々以体政、々以正民、是以政成而民聽、易則生亂、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也、今君命太子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、兄其替乎とありて、果してこの言の如く、兄の跡絶れたることあり、それをいふなり○諸王 こゝにいふは、天皇の御子孫を申せるならん、令によるに、天皇の兄弟、及び皇子を、皆親王となし、其の外の皇族を諸王となすなり、なくて五世までは、諸王と稱することを得れども、皇親の限にはあらざる規定なりき○皇胤たえ給はんにとりては云々 もし、皇胤の絶え給はん場合ありたる時は、諸王なりとも、賢き御方の、皇位を嗣ぎ給はんは、まことに至當の事なるべしとあり、たえ給はんにとりてはとほは、絶え果て給はんといふ場合にはの意なり○この天皇とは云々 この天皇は、すなはち、天皇の御子孫を申せるならん、令によるに、天皇の兄弟、及び皇子を、皆親王となし、其の外の皇族を諸王となすなり、なくて五世までは、諸王と稱することを得れども、皇親の限にはあらざる規定なりき○皇胤たえ給はんにとりては云々 もし、皇胤の絶え給はん場合ありたる時は、諸王なりとも、賢き御方の、皇位を嗣ぎ給はんは、まことに至當の事なるべしとあり、たえ給はんにとりてはとほは、絶え果て給はんといふ場合にはの意なり○この天皇とは云々

べし恐ありしに、かくめでたく御代をつぎ給ひし故、かく稱し奉りむも、不當にはあらざるべしとなり、

◎第二十八代安閑天皇は、繼躰の太子、御母は日子姫、尾張の草香の連の女なり、

甲寅の年即位、大倭の勾金まかりかねの宮にまします、天下を治め給ふ事二年、七十歳おましくき、

◎第二十九代宣化天皇は、繼躰第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰の年即位、大倭の檜隈ひのくま盧入野いしほのの宮にまします、天下を治めたまふ事四年、七十三歳おましくき、

◎第三十代第二十一世欽明天皇は、繼躰第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄おましくしかど、この天皇の御末、世をたもち給ふ、御母方も仁徳の流にましますせば、猶も其遺徳盡すして、かく定り給ひけるにや、庚申の年即位、大倭の磯城島いしきじまの金刺かなさしの宮にまします、十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり、この國に傳來の始なり、釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝、永平十年に、佛法始めて彼の國に傳はる、それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐にハ北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも

即位三年なり、簡文帝の父をは武帝と申しき、大に佛法を崇められき、この御代の始つ方は武帝同時なり、この法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給へむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき、されど、この國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる、又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき、天皇聖德ましまして、三寶を感ぜられけるにこそ、群臣の諫によりて、その法をたてられずといへども、天皇の勅志にはあらずるにや、昔佛在世に、天竺の月蓋長者鑄奉りし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江にすてられしを、善光と云ふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき、今の善光寺これなり、この御時、八幡大菩薩、始めて垂迹まします、天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳おましますき、

○勾金宮 日本紀には、勾金橋宮とあり、こゝは、橋の字を脱したるものならん、高市郡なり○廬入野宮 高市郡○兩兄ましくしかども 安閑宣化の兩天皇なり○金刺宮 城上郡○佛法僧を渡しけり 日本紀によるに、十三年冬十月、百濟の聖明王、西部姫氏、達率怒喇斯致契等を遣はし、釋迦佛金銅像一軀、幡蓋、經論若干卷を獻じ、盛りに其の功德を稱賛し○後漢の明帝永平十年 我垂仁天皇の九十六年に當れり○群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき、

濟より佛像を獻じける時、天皇、群臣と議り給ひけるに、蘇我稻目等は、禮せ給ふべしといひしを、物部尾輿等は、禮すべからずと申しければ、天皇、これを稻目に預け、試に禮せしめ給ひき、然るに、幾程もあく疫病流行して、民多く死にければ、尾輿等奏して、これ佛を禮せるによる、速に廢し給ふべしと申しければ、天皇有司に勅して、佛像を難波の堀江に棄てしめられき○又私

に崇め仕へ奉る人もありき 蘇我稻目、馬子等なり○金像を傳へて渡し奉りける 前に記したる、百濟より渡ししもの即これなり、右のはか、別に傳來せしにはあらず○難波の堀江にすてられき 大和の豐浦寺の邊の堀江なり後世にいふ攝津の難波の堀江とは同じからず○善光といふ者とりて云々今の善光寺これなり この説確ならず、普通の傳には、本多善光といふ者、堀江より佛像を負ひて信濃に至り、堂塔を立て、これを安置せしよしなり、然して善光寺は、推古天皇十年、伊奈郡麻績里に草創せられしが、皇極天皇の御代、水内郡に移されたり、そのはじめ、本多善光願主となりて、建立せし寺ゆゑ、善光寺といふとなり、委しくは、塵添埃囊鈔に見えたり、

◎第三十一代第二十二世敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母は石媛の皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にまします、二年癸巳の年、天皇の御弟、豐日皇子の妃御子を誕生す、厩戸の皇子にまします、生れ給ひしより、さまぐの奇瑞あり、たゞ人にはまします、御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方にむきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき、佛法流布のため、

權化し給へる事疑ひなし、この佛舍利へ、今に大倭の法隆寺に崇め奉る、天皇、天下を治め給ふ事十四年、六十一歳れまししくき。

◎第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅塩姫、蘇我稻目の大臣の女なり、豊日尊と申す、厩戸皇子の父におはします、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします、佛法をあがめて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す、終に叛逆に及びぬ、厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる、則ち佛法を弘められにけり、天皇、天下を治め給ふ事二年、四十一歳おまししくき。

◎第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姊君娘、これも稻目の大臣の女なり、戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまします、天皇横死の相見え給ふ、愼みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ、天下を治め給ふ事五年、七十二歳おまししくき、ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のため殺され給ひきともいへり。

○譯語田宮 十市郡○豊日皇子の妃御子を誕生す 豊日皇子は、用明天皇にまします、妃は、大

と申し、又聰明にして、衆人の訴を一人して決斷し給ふによりて、豊日皇子とも申したり、歳にて東方にむきて云々、これらの事は、皇子を神聖ならしめんとて、作り設けし事と見ゆれば、信じ難し○列槻宮 十市郡○弓削の守屋の大連傾け申す、傾くとは、非とするをいふ、日本紀によると、二年四月、天皇群臣に詔して、佛法に歸せんと思ふ心あれば、其の可否を議せよと宣へり、物部守屋、中臣勝海と、國神に背きて他神を敬することの不可を述べ、然るに、馬子これに反して、僧を引きて宮に入れければ、守屋、馬子互に隙を生じ、終に戦ふに至り、守屋亡びて事平ぎぬ○倉橋宮 十市郡○横死の相 天命にて終らざるを横死といふ、相は人相なり○かの大臣のために殺され給ひきともいへり、實は、弑逆に遭ひ給ひしかれど、憚りてかく書かれたるなるべし、日本紀によると、天皇、馬子の專横を惡み、時もあらば、これを誅せんと心懸け給ひしが、或る時、山猪を献ずる者あり、天皇猪を指して、いづれの日か、朕が嫌ふ所の人を斬ること、この猪の如くなるを得んと詔へり、馬子聞きて恐れ、東漢直駒をして、天皇を弑し奉らしめき、實に惡みて餘りある逆賊といふべし。

◎第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり、御食炊屋姫の尊と申す、敏達天皇皇后とし給ふ、仁徳も異母の妹を妃と崇峻隠れ給ひし頃は、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします、昔神功皇后、六十餘年、天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇といひ號し奉らざるにや、この御門は、正位に即き給ひける

にこそ、即厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せ給ふ、攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり、これは偏に天下を治め給ひけり、太子聖德ましくしかば、天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし、太子未だ皇子にてましくし時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき、まとして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず、又神通自在にましくしき、御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき、天皇群臣、たうとみあがめ奉る事佛の如し、伽藍をたてらるゝ事四十餘ヶ所に及べり、又この國には、昔より人となほにして法令なども定らず、十二年甲子に、始めて冠位といふ事を定め、冠のしなによりて上下をさたむるに十二階あり十七年己巳に憲法十七ヶ條を作り奏し給ふ、内外典の深き道をさぐりて、むねを約にして作り給へるなり、天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき、このころほひは、唐には隋の世なり、南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をば北朝にてぞ治めける、隋は北朝の後周といひしが讓をうけたりき、後に南朝の陳を打ち平けて一統の世となれり、この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり、十二年己巳は、文帝の崩御の年なり、

より、始めて使を送り好を通じけり、隋帝の書に、皇帝恭問後皇とありしを、これは、唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申けるを、太子の給ひけるは、皇の字はたやすく用ひざることはなればとて、返報をもちかせ給ふ、さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣さる、これより、この國よりも常に使を遣さる、その使をば、遣隋大使となん名付られしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ、二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ、御年四十九、天皇を始め奉りて、天下の人悲み惜み申す事、父母に喪するが如し、皇位をもつぎましますべかりしども、權化の御事なれば、定めて故有りけんらし、御諡を聖德と名付け奉る、この天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳おましくき、

○仁德も異母の妹を云々 應神天皇、宮主宅姫を納れて、生ましめ給ひたる矢田皇女を、仁德天皇妃とし給ひたるをいふ○小墾田宮 高市郡○監國 左傳閔公二年に見ゆ、王の外に行く時、國に在りて、政事を執るをいふ○法服を着して云々 佛法の服を着、佛經を講じ給ひしをいふ○放光動地の瑞ありき 御身より光を放ち、地球も感じて震ひ動くばかりの祥瑞ありきとなり、これ説き給ふことの尊ければなり○伽藍 梵語、佛寺なり、譯して衆園といふ、道芽聖果を生殖すといふ義にて、名づけしなりとぞ○冠の品によりて上下を定むるに十二階あり 德、仁、禮、信、

義、智と號して、各大小に分ち、並に當色の繩を以てこれを繞ひ、頂は撮りすべて、囊の如くして縁を著けたるが、正月元日のみは、髻華を著けたりき、○憲法十七ヶ條　これ我が國にて、成文法を制定せし始なり、今、その大綱を擧ぐれば、第一は、人は和を貴しとすれば、忤ふことなきを宗とせざるべからず、第二は、篤く佛法僧を敬へ、第三は、詔を承けては必ず謹め、第四は、群卿百寮、禮を以て本とせよ、第五は、餐を絶ち欲を棄て、明に訴訟を辨へよ、第六は、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なれば、これに従ひて諂ひ媚ぶること勿れ、第七は、人各職掌あれば、各自の分を守りて、濫なることあるべからず、第八は、群卿百寮、早く朝し晏く退出せよ、第九は、信はこれ義の本なり、事毎に信あるべし、第十は、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ、第十一は、功過を明察して賞罰必ず當てよ、第十二は、國司國造、百姓より収斂すること勿れ、第十三は、諸の官に任せられたる者は、同じく職掌を知れ、第十四は、群臣百寮、嫉妬すること勿れ、第十五は、私に背いて公に向ふは臣の道なれば、これを守るべし、第十六は、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり、宜しく各自に於てすべし、第十七は、凡そ事は獨り斷すべからず、必ず衆と共にせよと、いふ箇條にして、或は教へ、或は誡め、或は懲らしたるものにて、憲法とはいへ、訓誡の箇條書といひて可なるべし、さて、この發布の年月を、十七年己巳とせるは誤にて、十二年甲子とあるべきなり、又冠位を定められしも、十二年にはあらで、十一年なれば、その意にて見るべし○かの國より始めて使を送り好を通じけり　この御代十五年に、大膽小野妹子を贈に遣はし、欽作順利を誦事とせられぬ、贈主に贈らるる書中曰はく、日出處天

子、致書日沒處天子無恙と、明年隋主、其の臣鴻臚寺掌客裴世清をして承らしめたり、皇帝恭問、皇といふは、其の返書の首にありし女なり○權化の御事あれば云々　權化とは、神佛の權りに人間と生れ來るをいふ、聖德太子は、その權化にましませば、天位にも即ち給はで、世を去り給ひしは、理由あることなるべしとなり、これまた、例の太子を神異にせんとていへることにて、信するに足らず、

◎第三十五代第二十四世舒明天皇は、忍坂大兄の皇子の子、敏達みんたの御孫なり、御母は糖手なつか姫の皇女、これも敏達みんたの御女なり、推古天皇ハ、聖德太子の御子に傳へ給はんと思ひ召しけるにや、されどまさしく敏達みんたの御孫、欽明の嫡曾孫にまします、又太子御病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとふとひましますに、天下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ、己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします、この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり、天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おまじくき、

◎第三十六代皇極天皇は、茅渟王ちゅうの女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達みんたの曾孫也、御母ハ吉備姫きびの女王と申しき、欽明天皇皇后とし給ふ、天智天武の御母なり、舒明かくれまして、皇子をさなくおひしましとかば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原

の宮にまします、この時に、蘇我蝦夷の大臣、馬子の大并にその子入鹿、朝權を專らにして、皇家をないがしろにせる心あり、その家を宮門と云ひ、諸子を王子となむ云ひける、上古よりの國記重寶、皆私の家に運び置きてけり、中にも入鹿悖逆の心甚し、聖德太子の、御子達の、科なくましくしをもはろばし奉る、爰に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり、中臣の鎌足の連と云ふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ、父蝦夷も、家に火をつけてうせぬ、國記重寶、みな焼けにけり、蘇我の一門、久しく權をどれりしあども、積惡の故にや、皆滅びぬ、山田石川丸と云ふ人ぞ、皇子と心をかよへし申しければ滅びざりける、この鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、あゝの命、殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします、中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやへづけ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命、神武の御代に祭事をつかさどる、上古は、神と皇と一にましくしあは、祭をつかさどるは、即政をとれる也、政の字の訓にてもしるべし、この後、天照大神、始めて伊勢の國にこづまりましむ時、種子命の末大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父小德冠御食子みけこまでも、その官にて仕へたり、鎌足に至りて、大勳をたて世

に寵せられしによりて、祖業を起し先烈をさかやかせられける、無止事なり、且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とてを覺え侍れ、後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる正一位、又中臣をあぐためて藤原の姓を給へり、内臣に任せらるゝ事はこの御代にはあらす、事の次にしるす、この天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕の王に譲り給ふ、御名を皇祖母の尊とぞ申しける

○されどまさしき敏達みんたつの御孫云々　こは、舒明天皇の御上を指せるなれど、文義いさゝか曖昧なり、嫡孫にまします故、位に即き給へりといふ意なるべし○天下の事を云々　天下の政事を、かくくせよとの事を、聖德太子の申付け給へりといふ意なり○欽明天皇皇后とし給ふ　欽明は、舒明の誤○河原宮　高市郡○蘇我蝦夷の大臣并に其の子入鹿云々　この御代元年、蝦夷家廟を葛城高宮といふ地に建て、八佾舞をなし、又は、國中の民を役して、預、二つの墓を造らしめ、己れの墓を大陵といひ、入鹿の墓を小陵といひき、かくして、死後人力を勞せしめざらんとなり、又蝦夷、私に紫冠を入鹿に授け、大臣に擬し、又次子と呼びて、物部大臣といひたり、加之、兩弟を甘櫛岡に築き、蝦夷の宅を呼びて宮門といひ、己の宅を谷宮門といひ、其の子を王子と稱し、宅外に柵を構へ、兵庫を設け、常に力人に命じ、兵器を持して守衛せしめぬ、蝦夷又宅を畝傍山の東に造り、池を鑿ち城を築き、庫を設け箭を儲け、己の出入する毎に、兵士五十人を率ゐて守衛とせり、其の僭横なること、斯の如し○聖德太子の御子達の云々　山背大兄王を滅し奉れるを

いふ、この時、舒明の皇子に、古人大兄と申すましましが、蘇我氏の出なりしかば、入鹿これを立てんとせり、然るに、聖徳の子山背大兄王、賢名ありしかば、入鹿深くこれを忌み、巨勢徳太巨等を遣はして、山背王の一族を斑鳩に襲はしめぬ、王馬骨を取りて内寝に置き、其の妃と子弟とを率ゐて、膽駒山に匿れられけるを、徳太巨、知らずして宮を焼きけるに、灰中に馬骨ありしかば、王等すでに死せりと信じて還りたり、既にして、入鹿、王の生存せらるゝを聞き、兵を遣りて攻めければ、王、斑鳩宮にて、終に自ら經れて死に給ひぬ、聖徳太子の後、廿三人、皆入鹿の爲に滅されけり○中臣の鎌足の連といふ人と云々 はじめ、鎌足、入鹿等の專横を惡み、いかにもして滅さんと思ひ、皇室の中にて、然るべき皇子を求め居たりしが、中大兄皇子の非凡なるを知り、深く心を属したり、一日、鎌足、中大兄に従ひ、鞠を法興寺に蹴たりしが、皇子の靴脱しければ、鎌足跪きてこれを奉り、皇子も亦跪きて受けられぬ、これを始の縁として、常に往來して、誅戮の謀を廻らさる、時に三韓朝貢せしかば、其の日事を行はんとせり、其の日、天皇、大極殿に御し、入鹿入りて待す、然れ共、入鹿物を疑ふ性質なりし故、劔を帶しければ、鎌足俳優して、これを解かしめぬ、中大兄、衛門府に命じ、悉く諸門を銷さしめ、自ら長槍を執りて殿の側に立ち、鎌足は、弓矢を持ちて警衛したり、鎌足更に、海犬養勝麿をして、雙劔を子麿、綱田に授けしめ、曰はしむらく、急に入りてこれを斬れど、子麿等、恐懼して食咽を下らず、鎌足叱してこれを勵ましめ、石川麿、表文を読み、將に盡さんとすれども、子麿等進まんとせす、石川麿、手勢を奪ふに、汗流れて去る、入鹿遂に門にけられ、石川麿、蘇我氏の命を奪はれぬ

に、覺えずかくの如しと答へぬ、皇子最早御座なり難しと、直ちに入鹿を斬り給ふに、子麿も亦進んでこれを斬りぬ、入鹿御座に向ひ、臣何の罪ありてかく誅せらるゝにかと奏しければ、中大兄具さに其の罪狀を奏し給ふ、天皇起ち殿内に入り給ひ、入鹿終に誅に伏しき○父蝦夷も家に火をつけて失せぬ云々 蝦夷、己の家に、天皇紀、國記、及び其の他の珍寶を秘藏したりしを、誅せらるゝに臨みて、皆焼きたり、たゞ國記のみは、船史惠尺といふ者、火中より取出だし、中大兄に奉りければ、焼けざることを得たりき○山田石川麿と云ふ人を云々 當時、蘇我氏の一門富強なりければ、悉く敵とせんは、得策にあらずとて、中大兄皇子、石川麿の女を納れて妃とし給ひぬ、されば石川麿も、心を傾けて皇子を助け奉りき○この命ことに天照大御神の勅をうけて云々 天孫降臨の時、天祖、特に兒屋根命、太玉命に勅して、祭祀を掌り、共に殿内に侍して、防衛をなすべしと命じ給へること、古語拾遺に見えたり○中臣といふ事も云々 此に二神といへるは、天照大御神と瓊々杵尊とを申し奉れるなるべし、實に中臣とは、中執臣といふ義にて、神と君との御中に立ちて、雙方の御爲を謀る職なること、延暦儀式帳に茂樺中執持而本末傾計受仕奉留云々とあるにて知られたり○無止事なり ヤムゴトナキコトなりと訓むべし、無上の光榮となり○且は神代よりの餘風なれば云々 我國の上古は、其の職を世々にしたりければ、藤原氏の祖先も、世々祭祀を掌りたり、上古は、祭政一致なりし故、祭を掌るは、即政を執れるなり、世降るに従ひ、祭政漸く二途に分れたりしかば、中臣氏は、朝政を掌るに遠くなりて、たゞ祭祀を掌るのみとなりたりき、鎌足に至り、世の乱離を憂ひ、慨然として匡濟の志を起し、終に中大

兄皇子を輔けて、志を遂げければ、又執政の職に備るに至りぬ、されば、鎌足の政事上に權力を得るに至りしは、祖先の業を恢復せしにはあらず、これ實に親房卿の、この論ある所以なり、至當の見解といふべし○内臣 左右大臣の下にあれば、後世の内大臣の如きものなるべし、孝德天皇の御代、これに任せらる○大臣に轉じ大織冠とある、こゝに大臣といへるは、内大臣とせられたることなるべし、天智天皇二年、鎌足病篤くなりければ、天皇、大海人皇子を遣はし、鎌足の第に就きて、藤原の姓を給ひ、大織冠を授け、内大臣とせられたり、さてこゝの内大臣は、後世にいふ内大臣とはことにして、最上の職たること、或は後世の太政大臣の如きものなるべきか、又大織冠といふは、同じ天皇の甲子歳、冠位を改めて、大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦、小錦、大山、小山、大乙、小乙（大錦以下は各上中下の三階にわかる）大建、小建の廿六階とせられたるが、大織は、其の第一なり、注に、正一位の名なりとあるも、そのよしなり、又藤原は大和高市郡の地名なるが、中臣氏、其處に在りければ賜へるなり、これより祭祀を掌る家は、中臣といふもあれど、他は大概藤原を名乗りたりき ○皇祖母の尊 メミオヤノミコトと訓むべし、なほ後世の太上天皇皇太后などいふに同じ

◎第三十七代孝德天皇は、皇極同母の弟なり、乙巳の年即位、攝津國長柄豊崎の宮にまします、この御時、始めて大臣を左右にわかれたる、大臣は成務の御時武内宿禰始めてこれに任ず、仲哀の御代に又大連の官を定められたる、

政をしれり、この御時、大連をやめて左右の大臣とす、又八省百官を定められたる、中臣鎌足を内臣になし給ふ、天下を治め給ふ事十年、五十九歳おましき、

◎第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり、重祚と云ふ事は、本朝には、こゝに始まれり、異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき、されど帝位をすつるまではなきにや、太甲あや、まちを悔いて徳ををさめしむば、本の如く天子とぞ、晉の世に桓立と云ひし者安帝の位を奪ひて、八十日ありて、義兵のために殺れしものは安帝位に歸り給ふ、唐の世となりて、則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしものども、中宗を捨てて盧陵王とす、同じ御子豫王を立てられしをも、又捨て、自位に居給ふ、後に中宗位に歸りて、唐の祚たえず、豫王も又重祚あり、これを睿宗と云ふ、これぞ、まさしき重祚なれど、二代にはたてず、中宗睿宗とぞ連ねたる、わが朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す、異朝にかはれり、これ天日嗣を重くする故か、先賢の義定めて由あるにや、乙卯の年即位、この度は、大倭の岡本にまします、後の岡本の宮と申す、この御世は、もろこしの唐の高宗の時に當れり、高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇皇太子、筑紫まで向はせ給ふ、されども三韓

終に唐に屬^つに^しあは^ば軍を^あへされぬ、この後も、三韓好を忘るゝまではなかりけり、皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり、孝徳の御代より太子に立ち給ふ、この御時は、攝政し給ふと見えたり、天皇天下を治め給ふ事七年、六十八歳おまじき

○豊崎宮 西成郡○この御時始めて大臣を左右にわかたる云々 大化元年、始めて左右大臣を置き、阿部内膳を左大臣となし、蘇我石川鷹を右大臣とせられぬ、されど、これは、必ずしも大臣を左右に分ちたりといふにはあらず、もとの大臣と、こゝにいふ大臣とは、別々のものなるべし、さて大臣と大連とは、こゝに記されたる如く、共に政事を執りたるものあるが、大臣は、臣姓の人々の代表者の如く、大連は連姓の代表者の如くありき、されば、兩者相並びて國政をとりしかり○又八省百官を定めらる 八省百官を置かれしは、大化二年なり、大寶令によるに、八省とは、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、宮内をいふなるが、この時置かれしは、其の職る所は、同じ事なるべけれど、其の名稱は異なるが如し、そは、日本紀中に、この後、後世の大炊寮を大炊省と記したればなり、百官は、すべての官員を含めていへるなり○重祚 重ねて踐祚あるをいふ、祚は御位なり○異朝には殷の太甲不明ありしかば云々 太甲は、成湯の子、殷の二代なり、伊尹は宰相の臣なり、太甲暴虐にして、伊尹の命をさかたりしかば、これを桐宮に幽閉して、自ら政を執りし、三年の後に復た即位し、伊尹を宰相に立てり、これより後、伊尹の例に倣ひて、自ら政を執りしは、重祚といふべし

るよしなり○晋の世に桓玄といひし者なり 安帝は、東晋の廢帝なり、これをた、一旦廢せられ、位を復したれば、重祚に似たり、この時我國にては、履中天皇の御代にあたり○唐の世となり云々 則天皇后は、則天武后ともいひて、高宗の後あり、太子中宗哲、位に即きしを、廢して盧陵王とし、房州に遷す、これより武后の專恣なる事のみなりしが、中宗位にかへりて後、武后殂し、睿宗位に即きたり、これ重祚にはあれど、二代には算へず、各一代に算へたり○これ天日嗣を重くする故か いふまでもなく、わが國は、系統を重んじ、ことに皇室にては、御即位より重きはなし、故に一度御位を去り給へば、たとひ、其の間に、他の天皇をしまさしむるも、あは二代に數へ奉るべきか、まして其の間に、他の帝をしませるをや、日嗣を重んじ給ふによること勿論なり○高麗を攻めしによりて救の兵を申し請ひしかば云々 この時、高麗百濟は、我國に屬したりしが、たゞ新羅のみ唐に屬し、唐兵を導きて二國を攻む、天皇、これを救はんとし給ひ、七年皇太子と共に筑紫に幸し給ひしが、朝倉宮にて崩じ給ひき、其の後、上毛野稚子、阿部比羅夫等を遣はし、援兵とし給ひたれど、二國振はざりしかば、終に兵を引きて還り來ぬ、其の後、三韓よりなほ朝貢絶えざりき、されどこの時にて、三韓との關係も、一段落をなしたるものといふべし

○第三十九代第廿五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり、壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします、即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす、又藤原朝臣の姓を給ふ、昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎なりびなじ、前後

封を給ふ事一萬五千戸なり、病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ、この天皇、中興の祖にまします、光仁の御祖也國忌は、時に隨ひて改まれども、これへ長くかはらぬ事になりき、天下を始め給ふ事十年、五十八歳おましゝき、

◎第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり、皇太子に立ちて、大倭にましゝき、天智は、近江にまします、御病ありしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げしゝせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけん、太子の位を自退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に入り給ふ、天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲へんとぞばかり給ひける、天皇密に芳野を出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へゐりて、東國の軍を召す、皇子高市參り給ひしを、大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は、尾張の國にぞ越に給ひける、國々皆隨ひ申ししは、不破の關の軍にうちかち、則ち勢多に臨みて合戦あり、皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ、大臣以下、或は誅に伏し、或は遠流せらる、軍に隨ひ申を罷、しなへに快りてこの實を行はる、壬申の年即位、大倭の國を平定す

の宮にまします、朝廷の法度多く定められにけり、上下漆ぬりの頭巾をきる事も、この御時より始まる、天下を治め給ふ事十五年、七十三歳おましゝき、

○大津宮 滋賀郡○昔の大勳を云々 蘇我入鹿等を誅滅したる事を指す○朝饗 饗はス、ムルなり、官職の榮達すること○この天皇中興の祖にまします 天皇皇太子たりて時より、學術を好み賢に任じ能を選び、大に唐制を酌量して、弊政を改められしかば、紀綱大に張りたり、されば後世天皇を以て中興の祖とす○國忌は云々 國忌とは、前帝の崩日に、其の御祭あるをいふ、故に代々其の日を異にするものあれど、この天皇のみは、代々國忌を存して、いづれの天皇の時も、國忌として御祭を行はせ給ひたり、これらの尊崇、他に異なるを以てなり○告げ知らせ申す人ありければ云々 天智帝、この天皇に後事を囑し給ひける前蘇賀安麿といふ者、密かに注意あるべきよしを申しければ、天皇終に東宮を去りて、吉野に去り給ひき○大友皇子猶危まれけるにや云々 天智帝崩じて、大友皇子位に即き給ふ、然るに、大海人皇子吉野にありて、潜に覬覦を懷き給ふよし聞えければ、天皇密にその備をなせ給ふ、時に朴井雄君といふ者あり、皇子に申して曰く、朝廷、美濃尾張に勅して、山陵役夫を差はし各兵器を執らしめらる、これ其の意山陵に在らずして、必らず事あらん、もし早く圖らずば、悔ゆども及ばざらんと、又人あり、告げて曰く、近江の京より大和の京に至るまで、處々に斥候を置き、菟道の橋を守る者に命じて、吉野の菟道を斷たしむと、天皇の妃、十市皇女、また書を以て皇子に告げければ、皇子人をして偵はしめ給ひて、まことにいふ所の如し、皇子乃ち怒りて曰く、わが世を遁るゝは、身を全くせんとて

のみ、今事すでに通る、手を束ねて死を得たんと、遂に兵を擧げられぬ、これより數々合戦ありしが、天皇終に利なくして、長柄山前にて崩じ給ひき○大臣以下或は誅に伏し或は遠流せらるる右大臣中臣金は害せられ、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等及び其の子孫は、悉く皆遠流に處せられき○飛鳥淨御原宮 高市郡○上下うるしぬりの頭巾云々 日本紀によるに、十一年六月、男女始めて髪を結ばしめ、漆紗冠を著けしめしよしを載せたり○この時の亂は、壬申歲に起りしかば、後世壬申の亂と稱す、なほ委しき顛末は、史書に就きて知りぬべし

○第四十一代持統天皇は、天智の御女なり、御母は越智娘、蘇我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にまじくしより妃とし給ふ、後に皇后とぞ、皇子草壁若くまじくしおば、皇后朝にのぞみ給ふ、戊子の年なり、庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にまします、草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす、文武にまします、前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す、この天皇、天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき、太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公と云ふ尊號ありて太上帝と號す、その後、後魏の顯祖、唐の高祖と宗睿宗等也、本朝にては昔の例にまじく、太上天皇と號せ給ひしは、高祖の尊号に準じてなり

の天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける、五十八歳にまじくし

○第四十二代文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり、御母は阿閉の皇女、天智の御女なり、後に元明天皇と申す丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします、この御時、

唐國の禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき、又即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ、これよりさきに、孝徳の御代に、大化白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀朱鳥など云ふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる、依て大寶を年號の始とするなり、又皇子を親王といふ事、この御時に始まる、又藤原の内大臣鎌足の子不比等ひなとの大臣、執政の臣にて、律令などを撰び定られき、藤原の氏、この大臣よりいよく盛になれり、四人の子おはしき、之を四門と云ふ、一門は、武智丸の大臣の流、南家と云ふ、二門は、參議中衛の大將房前の流、北家といふ、今の攝政大臣、及びさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし、三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ、四門は左京大夫麻呂の流、京家といひしが、早く絶えにけり、南家式家も儒胤にて、今に相續すといへども、唯北家のみ繁昌を、房前の大將人に異なる陰徳こそはしけめ、又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり、興福寺を建立す、この寺は、大職冠の建

立て、山背の山科に在しを、この大臣平城に移さる、仍て山科寺とも申す也、後に立筋と云ふ僧唐へ渡りて法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ、春日神は天兒屋根神を本とす、本社は河内の平岡に在す、春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事なり云々、然らばこの大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神第二は下總のこの香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す、まかれは藤原の氏の神は三の御殿にましますなり、天皇天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おまじき、

○皇子草壁若くまじしかば云々 按ずるに、草壁皇子、この時廿二歳にまじませば、御位に即き給ふこと能はざる程の御齡にもあらざれば、たゞ若くまじまししのみにもあらで他に故ありしなるべし○庚寅の春即位 これ前年草壁皇子の薨去ありしによる○藤原の宮 高市郡小原村○長岡の天皇と申す この事詳ならず、淳仁天皇の、天平實字二年八月に、岡宮御宇天皇といふ追號を奉りし事あり、うのことなるべし○後魏の顯祖 獻文帝弘といふ者、但、自ら太上皇帝と稱せしなり○唐高祖 神堯皇帝李淵なり○玄宗睿宗 睿宗名は旦、玄宗名は隆基、共に、高宗の子なり○この御時唐國の禮をうつして云々 天皇即位四年、淨大參刑部親王、直廣壹藤原不比等に敕して、重ねて律令を選定せしめらる明年八月成る、かくて次年に至り、元を建てて大寶といひ、始めて新令によりて、官名位號を改制し、位冠を賜ふを停めて位記に易へ、服色の制を定められたり、この時選定ありし律令は、養老年中に改正ありたるが、今は今に至るまで傳はりて、後世までの基となせり、さてこの大略は、唐制によられたれど、たゞ唐制をたゞしにたゞしに傳へて、

益せられし事は、後の律令に比較して明かに知らるべし○皇子を親王といふ事云々 上云は、皇子を何々の皇子と稱したりしを、この時より、皇兄弟、及び皇子を親王と稱するに至れり○南家北家 兩家相對して、京の南北にありしかば、かくいへり○京家式家 式家は、その祖宇合、式部卿なりしかばかくいひ、京家は、麻呂左京大夫たりしを以てなり○儒胤にて云々 儒者の家筋にて傳はるをいふ○人に異なる陰徳こうおはしけめ 此は、例の親房卿の議論にて、すべて子孫の繁榮するは、先祖の遺德によることなる故、今房前の子孫の、顯要の職に登るに至れるも、亦その祖房前の、非常の陰徳を施ししによるならんとなり○後に淡海公と申すあり 此は諡なり、例へば、良房を忠仁公といひ、基經を昭宣公といふ類なり○興福寺 鎌足、はじめ山城の山科に建てければ、山科寺ともいへり、不比等、元明天皇の和銅三年、これを南都に遷し立てぬ○後に玄昉といふ僧唐へ渡りて 玄昉の事は、後に見えたるが、其の入唐せしは、靈龜二年なり、法相宗は、佛法中にて、色心の諸法に於て、種々の名相を建つる宗旨なる故、かく名づけたるにて、初、孝德天皇の白雉四年、元興寺の道昭和尙、勅を奉じて唐に行き、玄奘三藏を師としてこの宗を傳へしが、玄昉に至り、智周大師に遇ひて、更にこれを極め、宗基始めて立ち、大に盛んになりき○氏の神春日明神も云々 春日明神は、注にもある如く、藤原氏の先祖、天兒屋根命を祀りたれば、氏神として藤原氏、ことに尊崇したりき、法相宗は、興福寺に擴めし緣故もあれば、春日明神も、特別にこの宗旨を保護し給ふとあり、但、神の佛法を守り給ふといふは、例の附會の説なり

◎第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川丸の大臣の女也、草壁太子の妃、文武の御母にまします、丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる、古には、代毎に都を改め、則その御門の御名によび奉りき、持統天皇、藤原の宮にましますを、文武始めて改め給はず、此元明天皇、平城に移りましますより、又七代の都になれりき、天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申ししが、六十一歳おまじくき、◎第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり、乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、うの日即位、十一月に改元、平城の宮にまします、この御時、百官に笏をもたしむ、五位以上は牙の笏、六位は木笏、天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おまじくき、

◎第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等（みよ）の大臣の女也、（みよ）豊櫻彦の尊と申す、をさなくまじくによりて、元明元正、まづ位に居給ひき、甲子の年即位改元、平城の宮にまします、この御代、大きに佛法を崇め給ふ事先代に超えたり、東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる、又諸國に國分寺、及び國分尼寺を建て、國土安穩の爲に、法花曼荼羅の經を講ずる、

多くの高僧、他國より來朝し、南天竺の波羅門僧正（いん）、（いん）林邑佛僧、唐の鑑真和尚等これなり、眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけりともいへり、この國にも行基菩薩、朗辨僧正など權化の人なり、天皇、波羅門僧正、行基、朗辨をば、四聖とぞ申し傳へたる、この御時、大宰少貳藤原廣繼と云ふ人、（いん）式部卿宇合の子也、謀叛の聞え有りて追討せらる、（いん）玄昉僧正の讒によりて靈となる、今の松浦の明神なり、祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき、左大臣長屋王（いん）太政大臣高市王の子、天武の御孫なり、罪ありて誅せらる、又陸奥の國より始めて黄金を奉る、この朝に金ある始めなり、國の司の王、賞有て三位に叙す、佛法繁昌の感應なりとぞ、天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇と申す、後に出家せさせ給ふ、天皇出家の始めなり、昔天武東宮の位を遁れて御くしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき、皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ、この天皇五十六歳おまじくき

○平城の宮に都を定らる 和銅三年三月、今の添上郡奈良町の地にうつさる、これを平城の都といふ、この御代より光仁天皇に至るまで七代の都なりき○この御門の御名によび奉りき 例へば神武天皇を橿原宮天皇と申し、崇神天皇を瑞籬宮天皇と申し奉るが如き、皆其の宮にて、天下を

知看しと天皇といふ義なり○文武始めて改め給はず なほ藤原宮にましまししをいふ、これ都を改め給はぬ始なりとの義なり○百官に笏を持たしむ 養老三三年、始めて百官、職事主典以上をして、笏を把らしめられぬ、註に牙の笏とあるは、獸の牙にて造りたる笏なり、木笏は、多く櫟の木にて造りたるものなり、又六位は、木笏とあれど、この六位のみに限るにもあらず、六位以下にても把笏を許さるゝ者は、亦木笏なり○東大寺を建立し云々 天平十五年、天皇々後の請によりて、東大寺を建てられん爲に、其の事を始められぬ、其の後種々の障ありて、漸く七年を経て、金銅盧舍那佛像も成りたりき○又諸國に國分寺及ひ國分尼寺を立て云々 天平九年、皇后の請によりて、諸國に國分寺を置かれぬ、又同じく十三年三月、詔して曰はく、この頃、年穀豊ならず、疫癘頻りに至れば、慙懼交々集りて、たゞ己を罪するのほかなし、されば、廣く人民のために、遍く福を求めんとて、前年馳驛して、天下の神宮を増飾せしめ、去年天下に令して、高さ一丈六尺なる釋迦牟尼佛の金像、各一鋪を造り、大般若經、各一部を寫さしめぬ、其の驗にや、その春以來、秋稼に至るまで、風雨時に順ひて五穀豐稔なりき、いかでか其の恩を謝し奉らざるべき、宜しく天下諸國をして、各七重塔一區を造り、金光明經、最勝王經、妙法蓮華經、各十部を寫さしむべし、朕又別に金字金光明、最勝王經を寫し、塔毎に各々一部を置き、國毎の僧寺に、封五千戸、水田十町を施し、尼寺に水田十町を施さん、僧寺には、必ず女僧を置き、金光明四天王護國の寺と名づけ、尼寺には十尼を置き、法華罪滅の寺と名づけ、僧尼は、毎月八日、最勝王經を轉讀し、月の半に至る毎に、波難勝を誦し、毎月六日、公報宣讀して生を救ふべきを誦す、國々

く恒に檢校を加ふべしとあり、本文いふ所は、この事なり○南天竺の波難勝門僧正 彼國、波難勝の種族ありしかば、かくいへり、天平八年、我國に來り、勝寶元年、東大寺大佛の銅像なりしかば、開眼の導師たり、同じく三年四月、僧正とありぬ、○鑒眞和尚 姓は淳子、支那廣陵江陽縣の人なり、天平勝寶六年、我國に來る、後に聖武帝大和尚とせられぬ、南都招提寺の開山なり○中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが云々 善無畏は、中天竺の或る國君ありしが、國を讓りて出家し、道德の名稱、天竺に冠たり、唐に來りて西明寺に住せり、三藏とは、經律論の三つに通ずる人をいふ、さてこの僧は、眞言の宗派なりしを、我國に來りて、眞言秘密の宗旨を廣むべき機會、未だ來らずとて、歸國せりとかいふといふ意あり、されど、この僧は、來りとは聞えず○行基菩薩高志氏、和泉國大鳥郡の人、聖武天皇天平十七年大僧正となりぬ、この號、こゝに始まる○良弁僧正百濟氏、近江志賀郡の人、幼にして鷲に攫せられ、春日に到りしが、義淵といふ者に助けられ、遂に華嚴の奥旨を極めぬ、聖武帝特に尊崇せられ、東大寺建立の際、僧正たらしめ給ひき○權化の人なり 名僧、善智識と云いふ意にて、もと佛の、世人を救はん爲に、權りに人間に化主したるよしにて、かくいへるなり○大宰少貳藤原廣繼云々 この御代、僧玄昉といふ者あり、靈龜年中、唐國に留學し、歸朝の後、世に用ひられしが、屢内道場に入り、說法をなすによりて皇后に近侍しければ、醜聲頗る外に聞えぬ、廣繼、時に太宰少貳たりしが、深く玄昉を惡み、上書して其の罪を聲らし、且つ黨與、吉備眞備を除かんと請へり、天皇許し給はず、時に廣嗣の妻、京師にありけるが、玄昉これを好さんとしければ、妻書を以てこれを告げぬ、廣嗣益

怒りて、終に兵を擧げて叛く、敕して大野東人を大將軍とし、飯麿を副將軍とし、これを討たしめらる、廣嗣これを板櫃川に禦ぎて敗れ、知駕島に匿れしが、終に捕へられて誅せられき、廣嗣志は皇室に忠ありしかば、其の行爲宜しきを得ざりしかば、終に反賊となりぬ、悲むべし○依りて靈となる松浦明神これなり 天平十七年、玄防の穢行増長しければ、終に筑紫に貶せられぬ、然るに明年死去したれば、これ廣嗣の靈のしわざなりと評しけり、後吉備眞備、又筑前寺とせられて彼國に至りしが、恐懼の念を懷き、廣嗣のために祠を立て、鏡尊廟といへり、これ即、松浦明神なり○左大臣長屋王罪ありて誅せらる 天平元年二月、左京の人、漆部君足、中臣東人、密かに、左大臣長屋王、左道を學び、國家を傾けんとすと告げ奉りぬ、天皇夜使を遣はして、三關を固守せしめ、式部卿藤原宇合等に命じて、六衛府の兵を將ゐて王の宅を圍ましめ、後舍人親王、新田部親王等を遣ひし、王の宅に就いて、究問せしめ、ついで自盡せしめられぬ、一族また多く自殺し、交通せる者多く流罪に處せられき、按ずるに、長屋王の事甚だ詳ならず、史家稱してこれを冤ありといへども、其の由さだかならず、恐らくは、これ藤原氏等、その勢力を惡みて、こゝに至らしめたるものならん○又陸奥の國より始めて黄金を奉る 天平勝寶二年なり、この年、盧舍那佛の銅像出來せしかば、塗金足らざりしかば、天皇大に憂ひましき、に、陸奥守百濟敬福、黄金の出でたるよしを奏して献りければ、天皇大に歡び、敬福のもと從五位上なりしを、特に賞めて從三位とせられぬ、黄金は、陸奥國小田郡より出でたるよし、高麗集に見えたり

ば、東大寺の佛像の體骨柱を建てし時は、手づから其の繩を引給ひ、又佛像に向ひ、自ら三尊の奴と稱し給ひし事もありき、これたゞ天皇のみならず、皇后光明子も、亦預りて力ありしが如し、されば、後には、共に出家し給ひしなり、光明子は、藤原不比等の女なり

◎第四十六代孝謙天皇ハ、聖武天皇の御女、御母ハ皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり、聖武の皇子安積の親王、世を早くして後、男子ましまさず、仍りて此皇女立ち給ひき、己丑の年即位改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十年、大炊の王を養子として皇太子とす、位を譲りて太上天皇と申す、出家せさせ給ひて、平城の西宮になむまじくける、

◎第四十七代淡路廢帝ハ、一品舍人親王の子、天武の御孫也、御母ハ上總介當麻の老か女なり、舍人親王ハ、皇子の中に御身の才もまじけるにや、知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり、日本紀も、この親王勅を承りて撰び給ふ、後に追號ありて盡敬天皇と申す、孝謙天皇御子ましまさず、亦御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ、但年號なども改められず、女帝の御まじなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事有ありて淡路の國に移され給ふ、三十三歳おまじくき、

○安積親王云々 神龜五年九月薨す○己丑の年即位改元 天平勝實と改元あり○知太政官事 太政大臣に似たる職なれど、太政大臣には容易に任せられぬ當時の規定なりしかば、假りに、かゝる職を置かれしなり、元正天皇の養老四年の事なりき○日本紀も云々 養老四年五月、撰定なりて奏上す、本紀三十卷、系圖一卷あり、これより前、天武天皇、諸家の記録多く虚偽を傳へ、正實の旨を失へるを憂へ給ひ、帝紀を撰録して奏上せしめられんとせり、時に稗田阿禮といふ者ありて、記憶力に富みたりしかば、先代の舊事を暗誦せしめられき、然るに天皇崩じて其の事成らず、元明天皇に至り、太安萬侶に勅して、阿禮の誦む舊事を撰録して奉らしめ給ひき、和銅五年正月成りし古事記、即これなり、されどなほ飽かぬ所もありしかば、重ねて舍人親王、太安萬侶、其の他の人々に勅して、日本紀を撰定せしめられしなり、これ實に國史編輯の始なり、この後、續日本紀、日本後紀など、次々に出來たるも、皆これに倣ひてなり、さて日本紀は、上神代より、下持統天皇に至るまでの記録にて、正しくは日本書紀といふべきを、畧ては日本紀とのみいへり○盡敬天皇と申す 舍人親王は、この天皇の父命に當らせ給ふを以て、天平勝字三年六月、崇道盡敬皇帝といふ尊號を奉られき○女帝 孝謙天皇なり○事有りて淡路の國に移され給ふ 孝謙天皇は、藤原仲麿、僧道鏡などを寵愛ありて、宜しからぬ風聞もありたれば、天皇これを諫め給ふをりもありけり、これ既に、孝謙の御心に協はざりしあらんに、折ふし仲麿亂を起しければ、帝をりとの事に與り給へりとして、位を下し、淡路公となし、藤原下麻呂をして配所となし、これ一院に幽し給へりといふ事なり

○第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚也、康成の正月一日更に即位、同七日改元

太上天皇、密に藤原の武智丸（すけのまる）の大臣の第二の子押勝を幸し給ひき、大師（その時本）改めて大正一位になる、見給へば多ましきとて、藤原に二字をそへて、惠美の姓を

給ひき、天下の政しかしながら委任せられにけり、後に道鏡と云ふ法師（月削の氏の人なり）

又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとして

に、事顯はれて誅に伏しぬ、帝も淡路に移され給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに

出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極也けんか

し、唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太宗かくれ

給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺におへしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて

皇后とす、諫め申す人多かりしあども用ひられず、高宗崩じて、中宗位に居たま

ひしを退け、睿宗を立られしをも、又退けて、自帝位に即き、國を大周と改む、唐

の名を失へんども給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしあども、捨て

て諸王とし自のやあら武氏の輩を以て、國を傳へしめんとさへし給ひき、その

時こそ、法師も官者もあまた寵せられて、世に譏るゝためし多く侍りしか、この道鏡始めは大臣に准して（日本准大臣の）はじめにや

大臣禪師といひしを、大政大臣になし

給ふ、うれによりて、つきぐ納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡、世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は、唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、況や俗官に任ずる事有べあらぬ事にこそ、されどももろこしにも、南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にまじらひしを黒衣宰相といひき、但これは官に任ずとは見え梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりては、あまた聞えき、肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平けし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時、天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官をおくらる、司空は大臣の官なり則天の朝より、この女帝の御代まで六十年はありにや、兩國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳おましき、天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに皇胤ましまさず、この女帝にて絶え給ひぬ、女帝かくれ給ひしかば、道鏡をば下野の講師にたてて流しなされしにや、道鏡は流しにたてられたるなり

られたりしを、猶あかずして皇位につかんと思ふ志有りけり、女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸と云ふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける、大菩薩さま、託宣ありて更に許されず、清丸歸參して有のまゝに奏聞す、道鏡いありをなして、清丸がよぼろ筋を斷ちて、土佐の國に流し遣はす、清丸愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來て、その疵をいやしてけり、光仁、位に即き給ひしかば、則召し歸へさる、神威をたうとび申して河内國に寺を立て神願寺といふ、後に高雄の山に移し立つ、今の神護寺これなり、件の比までは、神威もあぐいちじるき事なりき、道鏡終に望をどげず、女帝も亦程なくあぐれ給ふ、宗廟社稷をやすくする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

○太上天皇密に云々、こゝに太上天皇といへるは、孝謙天皇なり、淳仁の御代の事を、立返りていふあれば、太上天皇とは記せるなり○幸し給ひき、寵愛ありしをいふ○大師、天平寶字二年、官號を改易して太政官を乾政官といふ、太政大臣を太師といひ、左大臣を太傅といひ、右大臣を太保といひ、大納言を御史大夫といひ、先年より置きし紫微中臺を坤宮官といひ、中衛大將を太尉といひき、これ全く押勝の奏して行ひし所なり、されば太師は、平常の太政大臣に同じ○庚戌

の年正月一日更に即位 庚戌は、光仁天皇の即位せられし年の干支にして、寶龜元年なり、この天皇の即位せられしは、天平神護元年にして乙巳なれば、こゝに庚戌とあるは誤なり○見給へばあましさとして云々 孝謙天皇、押勝を見給ふ時は、嬉しく思召さるゝ由にて、笑みといふ意にて、惠美の姓を賜はりたりとなり、これ水鏡の説なり、續日本紀によれば、天皇の押勝に下し給ひたる勅に、鎌足以來、世有明德、翼輔皇室、君曆十帝、年殆一百、朝廷無事、海内清平、由此論之、曠世無匹、汎惠之美、莫美於斯、自今以後、宜姓中加惠美二字、禁暴勝強止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中、汝卿良尙、故字曰尙舅云々、とあり、蓋し一は内實にして一は表面の事なるべし、又この時まで、藤原仲麿といひしを、この後惠美押勝といひしなり○天下の政しかながら委任せられたりしかしあがらば、悉皆といふ義なり○後に道鏡といふ法師 道鏡は、弓削氏にして河内の人なりしが、禪行を以て聞えしかば、天皇召して内道場に入れ、禪師とし給ひしが、終に寵を得るに至りたり○押勝怒をなし云々 天平寶字八年、押勝、道鏡の常に太上天皇に侍して寵を得、己の寵の、やゝ衰へしを憤り、潜に不軌を圖り、太上天皇に請ひて、近畿の都督使となりて兵事を統べ、武藝を簡閲するに托して、兵を集む、其の大政官の印を用ふるを以て、大外記高丘比良麿、禍の己に及ばん事を懼れ、密かにこれを奏し、諸省、又其の變あらんことを奏しければ、勅して押勝の官爵を削り、兵を發して追討せしめらる、押勝、塩燒王を立てて帝となし、近江にありて官軍と戦ひしが、終に斬殺せられて、事平きぬ○唐の則天武后は太宗の女御にて云々 武后は、唐の荊州の都督武士曠の女にして、大原の人なり、年十四にして、太宗の妃となりて、後宮に入らるるの後、本文にいふ所の如く、高宗の皇后となりしを、高宗、眼病にて政事を自ら執ること能はざりしかば、武后、代りてこれを聞き、遂に専恣を極めて、唐室を乱したりき○大臣禪師といひしを大政大臣になし給ふ 大臣禪師とせられしは、天平寶字八年なり、その勅に、朕既に國家の天子たれば、宜しく出家の大臣を置くべしと宣ひて、道鏡の職分封戸、一に大臣に准せられたり、又天平神護元年に及び、道鏡を大政大臣禪師となし、文武百官に詔して拜賀せしめ、僧尼の度縁には、悉く道鏡の印を用ひしめられき○それによりてつぎ、納言參議にも法師を交へなされにき 天平神護二年、山階寺の僧基眞、道鏡と共に、種々佛法の奇特を顯はしければ詔して道鏡に法王の位を授け、基眞に姓を物部淨志と賜ひ、法參議を授け、隨身兵八人を賜ひ、又基眞の師圓興に、法臣の位を授け給ひき、其の後、又詔して法王月料は供御に准じ、法臣は大納言に准じ、法參議は參議に准ずべしと宣ひたり、これらをいふあり○僧正僧統などいふ事のありし 共に僧尼の取締役なり、正は、政の義にて、政令を敷きて非違を糾すなり、統は、總括して過なからしむるなり○黒衣宰相 宰相は、大臣參議の如く、政事に與る者の稱なり、袈裟衣の、黒色の服にて、政務に參せし故、世人かゝる稱をつけしあり○金吾將軍 我が國の近衛大將あとの類にて天子の側にありて、防衛を事とする職なり○特進試鴻臚卿 鴻臚卿は外交官なれば、これは特に擢せられたる外務大臣試補ともいふべき職をいふ○開府儀同三司 これは、位にて、我が國にていへば、從一位に當れり、開府とは、支那にて古、私家に府を開き、屬僚を置きしことあれば、それを許さるゝをいふなり、儀同三司は、取扱向は三司に同様なりとの意にて、三司とは、司職、司徒、

司馬、の三公をいふ○下野の講師になして流し下されにき 光仁天皇寶龜元年八月、道鏡不臣の罪を糺して、造下野藥師寺別當とせられき、其の罪は、死罪にも該當すべきを、先帝の寵幸ありしものをければ、刑するに忍びずとて、かくはせられしなり、講師とは、當時諸國にありて、佛法を講ずる者をいふ、故に藥師寺別當の意味を取りて、本文に講師とは記されたるなるべし○猶わかずして皇位につかんといふ志ありけり 神護景雲三年、道鏡驕僭甚だしく、殆んど帝位をも凌がんばかりなりしかば、太宰の主神、習宜阿蘇麿、これに媚び、宇佐八幡の神教なりと稱し、奏して曰はく、道鏡をして帝位に即かしめば、天下永く自ら太平ならん、道鏡聞きて大に喜びぬ、天皇、道鏡を幸し給へば、これに惑ひ給ひ、夢に托して和氣清麻呂をして、神誨を受けしめらる、發するに臨み、道鏡利害を説きてこれを警む、清麿、宇佐に詣りて神教を請ひしに、神、人に憑りて宣はく、我國家開闢以來、君臣の分定めり、臣を以て君とせしこと、未だこれあらず、天日嗣は、必ず皇緒を立て、無道の人、速かに掃蕩せよと、清麿歸りて神教を奏せしに、道鏡大に怒り、清麿を以て、神教と矯り朝廷を欺罔するものとなし、姓名を別部磯麿とおし、大隅に流し、途にて殺さしめむとせしが、果さざりき、天皇崩じて後、清麿召還されて、頗る信用せられぬ○清丸がよばる筋を斷ちて云々 よばるは、脛の字を書きて、足の脚をいふ、足の筋を斷ちたるなり、又土佐に流すよしに記されたるは、誤なるべし、清丸は、始因幡の員外介に貶したるを、追ひて大隅國に流されたるなればなり○河内國に寺を立て神願寺といふ 清麿、私に八幡宮を勧請して、神願寺と立てたるなり、

寺を定額とせられたり、然るに其の地勢、沙泥にして墳墓に宜しからざりしゆは、後に和氣縣等、の請により、高雄寺と相替へ、神護國祚真言寺といへり、高雄山は、山城國高野郡なり○皇統を定め奉る事は云々 稱徳天皇崩じて皇嗣未だ定らず、時に藤原百川は、白壁王を立てんとせしを、吉備眞備は異議ありしかば、百川、兄の良繼、從兄の永手と議り、遺詔と矯り、宣命使をして宣命を讀ましむ、其の意、蓋し白壁王年長せられし上功勞あり、故に皇太子となすといふにありければ、眞備默然たり、百川、終に王を立て奉りぬ、これ光仁天皇なり

◎第四十九代第二十七世光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり 皇子の第三の

御子なり、追號ありて 御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり、白壁王と申田原の天皇と申す、 とき、天平年中に御年二十九にて、從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき、稱徳あくれまし、このは、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人、この天皇に心ざし奉りて、ばかりことをめぐりして定め申してき、天武、世をしり給ひしより争ひ申す人なかりき、然れども、天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し國家をも安じ給へり、この君のあく繼體に備り給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ、先皇太子に立ち、則受禪、御年六 今年庚戌の年なり、十月に即

位、十一月に改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おま
し〜き、

○第五十代第二十八世桓武天皇へ、光仁第一の子、御母は、皇太后高野の新笠、贈
太政大臣乙繼の女なり、光仁即位の始、井上^のの内親王^{聖武の御女}を以て皇后とす、か
の所生の皇子早良親王、太子に立ち給ひき、然るを百川の朝臣、この天皇にうけ
つがしめ奉らんと心ざして、又はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を捨て、
終に皇太子にすゑ奉りき、その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立
ちて申しけりどぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子せめられて失せ
給ひにき、死靈を安められんためにや、太子は、後に追號ありて崇道天皇と申す、
辛酉の年即位、壬戌に改元、始めは、平城にまします、山背の長岡に移りて、十年
計都なりしが、又今の平安城に移さる、山背の國をも改めて山城といふ、永代に
かはるまじくなんはからへせ給ひける、昔聖德太子蜂岡^{太秦}にのぼり給ひて、
今の城を見廻らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を移されてかは
るまじき所なりとて、給ひけるを申し傳へたるその年紀なりと云ふ、

代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや、この天皇、大きに佛法を
あがめ給ふ、延暦二十三年、傳教、弘法、勅を受けて唐へ渡り給ふ、その時則唐朝
へ使を遣はさる、大使は、參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸の朝臣なり、傳教は
天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝
せらる、弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ、この御時東夷叛亂しけ
れば、坂上の田村丸を征東大將軍になして遣はされしに、悉く平げて歸りまう
でけり、この田村丸は、武勇人に勝れたりき、初は近衛の將監になり、少將にうつ
り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたり、文をも兼ね
たればにや、納言の官にもものぼりにける、子孫は今に文士にてぞ傳はれる、天皇、
天下を治め給ふ事二十四年七十歳おまし〜き、

○田原の天皇 實龜元年十一月、田原天皇といふ諡を奉られぬ、大和添上郡、田原の陵に葬り奉
りしを以てなり○皇胤の中を選び申しけるに云々 前條にいへるが如し○争ひ申す人あかりき
稱徳天皇に至るまで、たゞ天武の御子孫のみ皇位を繼ぎ給ひしをいふ○天智御兄にて云々 天智
帝と天武帝とにつきて申さば、天智は御兄、天武は御弟にましませり、且つ天智、まづ皇位を嗣
ぎ給ひ、久しく皇太子とありて、或は入鹿蝦夷などの逆臣を誅し、或は百般の制度を改めて、國

家の益を謀らせ給へり、其の御功大ありといふべし○なほ正にかへるべきいはれなるにこそ、これ篇中を貫ける親房卿の議論あり、今より見れば、眞理にはあらじと思はるれど、其の世には、斯る事をも信じたれば、君はこれを聞きて上に愼ませ給ひ、臣はこれを讀みて下に恐れ、よく國家を保ちたりしなり、されば、この論の世教に益ありしこと疑なきなり○十一月に改元、寶龜と改元ありき○平城宮にまします 元明天皇以後七代、いつもこの奈良の宮にましましたるなり○井上内親王 親王に對して、皇女の親王を内親王と申すなり○かの所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき 早良親王の母は、高野新笠にましますば、井上皇后の御子にはあらず、且又、早良親王の皇太子となりて廢せられ給ひしは、桓武天皇の御代にして、光仁の御代にあらず、故にこゝは、井上皇后の生み給ひて、光仁天皇の東宮たりし他戸親王を諱りたるものなり○又はかりごとをめぐらし云々 百川、皇后に不良の行を勸めしにより、天皇の寵愛衰へしかば、皇后、天皇を呪詛せられぬ、百川よりて天皇に奏し、急に皇后、及び東宮なる他戸親王を廢し、桓武天皇を皇太子としたるをいふ、さて天皇、餘りに事の急なるを以て、許し給はざりしを、四十日まで屈せず、強ひて請ひしかば、天皇も遂にせむかたなく許し給ひき○皇后前太子せめられて失せ給ひにき井上皇后、及び他戸親王は、廢せられて後、幽閉せられしが、自殺して死に給ひき○怨靈をやすめられんためにや云々崇道天皇と申す この文も、前と同じく、他戸親王と早良親王との事を混亂したり、井上皇后、他戸親王、毫末の後、怪異ありしかば、必ずこの誤なりんとて、延暦十九年、皇后の位を廢し、崇道天皇と改元せられたるなり、井上皇后、他戸親王は、

この時に他戸親王には、別に尊號ありきとは見えず、早良親王には、崇道天皇といふ尊號を奉られたり、故に本文いふ所、早良親王に崇道天皇の號を贈られたりといふは正しけれど、これを井上皇后の御腹なりといふと、光仁天皇の時の東宮なりとせるは誤なり○辛酉の年 天應元年○壬戌に改元 延暦と號す○山背の長岡に移りて十年許都なりしが云々 延暦三年、藤原種繼等の勸により、乙訓郡長岡に宮室を營み始め、其の年十一月其處に遷り給ひたり、然れども、長岡の地不便なりければ、十年を経るも其の經營充分ならず、功費勝げて計ふべからず、中宮大夫和氣清麻呂、密かに奏して、遊獵に託して葛野の地を相し、都を其處に遷させ給へと申ししかば、それに從ひ給ひき、かくて延暦十三年こゝに遷り給ひ、十一月詔して曰はく、この國は、山河帶の如くに廻り、自然に城を作せり、よりて山背を改めて山城とすべし、又庶民新京の利を謳歌して太平を樂むにより、號して平安京といはん、又近江國滋賀郡の古津は、先帝の舊都あり、今輦下に接したれば、昔の號を追ひ大津と改むべしと宣ひたり、これより平安城、萬世不易の都となりたり、抑も、この地は、葛野郡宇太村にして、いはゆる四神相應の地なり、都は、大別して、京城、皇城、宮城の三となすべし、京城は、朱雀門以内にして、京坊その中に在り、一條より九條までに別る、皇城は、いはゆる十二門以内あり、こゝには、八省及び諸寮諸司ありて、諸官の事務を執る所なり、宮城は、皇居なり、清涼殿後涼殿を始め、女御更衣などのまします殿舎、悉くこの内にあり、其の結構實に目を驚かす許なりき、又京城は、朱雀大路を以て、路を左右に別ち、左京右京といひしが、足利時代應仁の亂起りし時、其の半は、兵燹に罹りて、後まで其の跡

法大師の弟子になり、眞如親王と申すへこれなり、藥子仲成等は誅にふしぬ、上皇五十一歳おましくき。

○丙戌年即位改元 大同と改元あり○尙侍藤原の藥子を寵しましけるに云々、藥子は藤原種繼の女なり、はじめ藤原繩主に適さしが、その長女皇太子の宮に侍するに及び、藥子東宮宣旨となりて、親しく仕へ奉りしかば、寵愛せられぬ、桓武帝これを逐ひ給ひしを、太子即位せられて尙侍の官となり、寵愛深かりければ、漸く威權を弄し、兄仲成、また右兵衛督となり、勢を恃みて驕り高ぶりけり、既にして嵯峨帝、位に即き給ひ、天皇太上皇と號して平城にましましけるを、藥子勸めて重祚せしめ奉り、已、后とならんと謀り、弘仁元年、太上天皇の詔と矯り、都を平城に遷すよしをいひければ、人心恟々たり、天皇、諸關を固め、仲成を捕へ、藥子仲成の官爵を削り、其の罪を露はされぬ、太上天皇、大に怒り、藥子と同車して伊勢に赴き給ふ、天皇、坂上田村麻呂、文室綿麻呂をして路を遮らしめ給ひ、仲成をも誅せしめ給ひしかば、太上天皇、事の成らざるを知り、宮に還りて髪を削り給へり、藥子また藥を仰ぎて死に、事平ぎぬ○東宮高岳親王も捨てられて同じく出家 高岳親王の母は、木工頭伊勢老人の女なり、大同四年東宮となり給ひしが年なほ幼なりしかば、時人稱して躰居太子といへり、かくて弘仁元年、藥子の亂によりて廢せられしが、十三年四品に叙せられ、尋いで僧となり、眞如と號し、東寺にて修行せられたるなり

○第五十一代第二十九世嵯峨天皇は桓武帝の御子なり、大平天皇の御孫なり、

立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元、この天皇幼年より聰明にして、

書を好み、諸藝を習ひ給ふ、又謙讓の尺度もましくけり、桓武帝の帝、鍾愛無雙の御子になんおほしける、儲君に居給ひけるも、父の御門繼躰のために顧命しまし、けるにこそ、格式なども、この御時より撰び始められにき、又深く佛法を崇め給ふ、先世に、美濃の國神野と云ふ所に貴き僧ありけり、橘太後の先世にねんころに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ、御諱を神野と申しけるも自然に叶へり、傳教御名最澄弘法御名空海兩大師、唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこう弘まり侍りけれ、この兩大師、たゞなる人におへせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり、今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰を求め出で、唐までもたれたり、天台山のぼりて、智者大師天台の宗おこりて四代の祖なり、天台大師とも云ふ、六代の正統道遂和尚に謁して、その宗を習はれしに、かの山に智者歸寂より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき、試にこの鑰にてあけらるるにどくこほらず、一山こそぞりて渴仰しけり、依りて一宗の奥義のこる所なく傳へられたりとぞ、その後慈覺智證兩大師、又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよく盛になりて、天下に流布せり、

○太弟 東宮をいふ、天皇の皇子の時は太子といひ、皇弟の時は太弟といふ○己丑の年 大同四年なり○庚寅に改元 弘仁と改む○謙讓の大度もましましけり 物事を高ふり給はず、よくへり下り給ふ御徳を、身に備へさせ給ひきとなり○鍾愛無雙 他に雙ふ者なきはゞ、特にこの皇子を愛し給ひしをいふ○儲君 かねてより天位を嗣がせんとて、設け置き給ふ君といふ意にて、即ち東宮の御事なり○繼體のために願命しましけるにこそ 御代を嗣がしめ給はんとて、特に命じ給ひたる御事あるべしとなり○格式なども云々 弘仁十一年、藤原冬嗣等、勅を奉りて弘仁格式を撰したるが、その後、貞觀年中、及び延喜年中、格式を撰進せしめられたる事あるを以て、この御時より撰び始められにきといへるなり、さて格とは、すでに律令なきて定まりたる法律を變更し、又は、さらでも臨時に必要ありて發布する法度をいふ、又式とは、諸官諸司にて、遵守すべき諸制度などをいふなり○橘太後の先世にねんごろに給仕しけるを感じて云々 橘太後は、嵯峨天皇の皇后、嘉智子といひて、橘の清友の女あり、この皇后、前世に、神野の高僧のために懇に仕へたりを以て、その僧、大に感動し、この度、皇后と同時代に再生して天皇となりたるありと聞けり、天皇の御名を神野と申すも、自づからその事に合へりといふ意なり、されどこれ又、例の牽強附會の説なり○傳教弘法兩大師云々 この事前にいへり○この兩大師なる人におはせず 二人共に常人にあらずして、佛者の再誕、即ち權化の人と見えたりとなり、英傑なるをいふ○傳教入唐以前より云々 桓武天皇延暦四年、最澄始めて比叡山に上り、草舎を結び、經文を讀み、五經の太極を講じたり、時に年十九なり、時に七十七、山頂に一室を築き、坐して

自ら等身藥師佛の像を刻して安置せしが、これ根本中堂の地なり、修行は修行と同一の人の言ある錦 舌とは、錦の横に出でたるものにて、うれにて鏡の開くべく造らるゝなり、八個あるは、世の常の物にはあらぬよしなり○天台山 國清寺といふ、支那揚州天台縣の西一百十里にあり、又桐柏山ともいふ○智者大師 陳隋二朝の國師たり、俗姓は陳、潁川の人、果願寺にて出家し、天台宗四代の祖なりき、死後諡して、天台智者大師といへり○六代の正統道邃和尚 道邃は、天台宗の正統を繼ぎたる六代目の和尚にて、智者の次は、章安、法華、天宮、左溪、荆溪にして、その次は道邃なり、道邃の事は、上にいへり○歸寂 死去するをいふ○一山こぞりて渴仰しけり 天台山中の人々、悉く傳教大師を仰ぎ尊びたるをいふ○依りて一宗の興義殘る所なく傳へられたりとし 延暦廿三年、傳教天台山に至りしに、道邃その人傑なるを知り、所傳の一心三觀の旨を授けて曰はく、道を弘むるは人に在り、人よく道を持す、吾が道これより行はれんとて、并せて菩薩の三聚大戒をも授けぬ、又佛隴寺の（これも天台山中にあり）行滿座主に遇ひしに、行滿語りて曰はく、昔、智者大師門人に告げて曰はく、我が滅後二百余年、我が法東國に傳はらんといはれしが、祖識虛しからず、今子にあふ、子は實にその人なりといひて、乃判溪以上の諸籍、秘記を悉く出だして傳教に與へ、汝、此の法文を持して海東傳燈の始祖となれといひき、以上、元亨釋書に見えたる所なるが、本文にいふはこれなり○慈覺智證兩大師 慈覺名は圓仁、下野都賀郡の人なり、九歳にして出家し、傳教に従ひて教を承け、承和二年入唐し、後延暦寺の座主となりぬ、貞觀六年諡を慈覺と賜ひき、智證は、名を圓珍といひ、讃岐國那珂郡の人なり、十五歳にして出

家し、仁壽三年入唐せしが、歸朝の後延曆寺の座主となりぬ、智證の諡を賜ひしは、延喜五年な

唐國亂れしより、經教多く失せぬ、道遂より四代に當れる義寂と云ふ人まで、唯

觀心を傳へて、宗義を明らかにする事絶えにけるにや、吳越國の忠懿王姓は錢、名は鏐、唐の末つかたより

東南の吳越を領して偏霸の主たり、此宗の衰へぬ事を歎きて、使者十人を差してわが朝に送り、教

典を求めしむ、悉く寫し畢りて歸りぬ、義寂これを見明めて、更にこの宗を再興

す、もろこしには、五代の中後唐の末様なりければ、わが朝には朱雀天皇の御代

にや當りけん、日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗は、かへりて本

とされるなり、凡傳教、かの宗の秘密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳が印記の文あり悉く一

宗の論疏を寫し國に歸れる事も、釋志磐が佛祖統記にのせたり異朝の書に見えたり、弘法は母懷

胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ、寶龜五年甲寅六月十五

日に誕生、この日、唐の大曆九年六月十五日に當れり、不空三藏入滅す、依てかの

後身と申すなり、且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり、誓ひて密

藏を弘めむとあるもの故にや、渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神

異ありしかば、唐の主顧宗義を傳へしに當りて、

○唯觀心を傳へて宗義を明むる事絶えにけるにや、觀心とは、天台宗に三觀といふ事ありて、

は照了の義にて、一念の心を觀照するをいふ、さればこの意は、經論等は、兵亂によりて紛失

せむ故、たゞ觀心の法を傳へ行ふのみにて、書によりて宗義を明むる事は、絶えてあらざりしな

らんとなり○偏覇の主たり、邊界の地にありて霸王なりとの義○五代の中後唐の末様なりければ

云々 五代は後梁、後唐、後晉、後漢、後周なり、吳越國の忠懿王の死去せざるは、朱雀天皇の承

平二年なれば、使を遣はししは、醍醐天皇の御代なるべし○かの宗の秘密を傳へられたる事も云

々 天台宗の秘密を傳へたる事を記せる文は、傳教大師將來目錄に見えたり、その内、ここに必

要なる條を擧ぐれば、又遇龍象達公、摠萬行於一心了、殘途三觀、親承秘密、理絕名言、猶慮他方學

徒不能信受、爰請當州印記、安可不任爲憑、台州刺史上柱國淳給書とあり、淳給とある、即陸淳な

り○釋志磐が佛祖統記に見えたり、佛祖統記四十二に、永貞元年日本國沙門最澄來學、教於天台遂

法師、盡寫一宗論疏以歸、爲日本傳教之始也と見ゆ○弘法は母懷胎の始云々 弘法の母は、阿刀氏、

梵僧懷に入ると夢みて懷妊し、十二月にして生れたりとぞ○不空三藏 不空は、南天竺の人な

り、年十五出家せしが、後に僧龍智に遇ひて、五部灌頂、眞言秘典五百餘部を授かりぬ、天寶五

年唐に歸化し、大曆九年六月、大興善寺にて寂せり○かの後身 弘法は、不空三藏の生れ代りな

りと傳ふるよしなり○且は惠果和尚の告にもわれと汝と久しき契約あり云々 惠果は馬氏、京兆

の人、不空の弟子あり、十五歳にして代宗のために宮中に迎へられ、遂に三代皇帝の灌頂國師たり、

しかりきと、又衆徒を顧みて曰はく、この沙門は、第三地の菩薩なりといへりと云○五筆の藝、口に一筆をくはへ、左右の手足に、各一筆を持ち、五行並びに書せしかば、唐帝順宗、これに五筆和尚の號を授けぬ、

かの惠果は、眞言第六の祖師也、不空の弟子和尙六人の附法あり、劔南の惟上、河北の

義圓、金剛一界を傳ふ新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界を傳ふ青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ義明

ハ唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす、弘法六人の中に瀉瓶た

り、惠果の俗弟子吳般が纂の詞有り然れば眞言の宗には正統なりといふべきにや、これ又異朝の書

に見えたるなり、傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしと云、在唐

幾もなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとふらはれけ

り、又今はこの流絶えにたり、慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子

法全に逢ひて傳へらる、凡本朝流布の宗今ハ七宗なり、この中にも眞言天台の

二宗は、祖師の意巧、専ら鎮護國家のためと心ざされけるにや、比叡山には比叡と云ふ事、桓武傳教と心を一にして興隆せられし故に名付く、彼山の顯密並びて紹隆す、殊に天子本

命の道場を立て、御願を祈る地なり、これは密に又根本中堂を止觀院と云ふ、法

○六人の附法あり、惠果に親しく授けて傳へたる弟子六人あるといふ○兩部を傳ふ、金剛

界、大悲胎藏の兩部なり○瀉瓶の師、唐の天子灌頂の師あり○瀉瓶たり、こは、瓶の水を移すと

いふ義より起りて、弟子の、宗師の法を遺りなくわが身に受け傳ふるをいふ、吳巖が詞には、日

本沙門空海來求聖教、以兩部秘奧、壇儀、印契、漢梵無差、悉受於心、猶如瀉瓶、云々と見ゆ○弘法に

とふらはれけり、傳教は、佛法の疑を弘法に就きて質問せりとなり○七宗、天台、眞言、花嚴、

三論、法相、律、禪を七宗といふ○祖師の意巧、専ら鎮護國家のためと心ざされけるにや、宗祖の

心構へ、主として國家を護りて、安穩ならしめんといふ志なりしが如しといふ意なり○比叡山に

は顯密並びて紹隆す、延曆寺にては、顯教、密藏ともに續き榮えたりとなり、顯密は、約めてい

へば、天台、眞言の二宗ともいふべけれど、佛弟子機に應じて開說せしを顯といひ、佛氏の祕奧

の實說を密といふなりと云○比叡といふ事云々、こは、桓武天皇、傳教と共に、興隆せられしに

よるといふは非にして、その以前より日吉といふ名ありて、神社には、大山咋神を祀れりしを、

佛法さかりになりて、勢に壓せられ、有れども無きが如くにされるなり○天子本命の道場を立て

御願を祈る地あり、天皇、國家の安穩を佛に祈り給はんとために、立てさせ給ひたる御願寺なる

よしなり○法花の經文につき天台の宗義によるに云々、止觀といふは、天台宗の奧儀なれば、そ

の語を採りて、院に名づけたるを以て見れば、この寺の天台宗を代表して、國家の鎮護となるべ

き事は、經文によるも、又は宗義によるも、明白なることなり

ひて、永く眞言の寺とす、諸宗の雜住を許さざる地なり、この宗を神通乗と云ふ、如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり、就中、わが國は、神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり、この故にや唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ、相應の宗なりといふ理にや、大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ、もとは勘解由使の應なり大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗に依て深意あるべし、三流の眞言、何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり、延喜の御宇に、綱所の印鑑を、東寺の一の阿闍梨に預けらる、仍りて、法務の事を知行して諸宗の一座たり、山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり、この天皇、諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも、傳教弘法、御歸依深かりき、傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗、表をあけて争ひ申しとらねど、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる、弘法は、殊更師資の御約ありければ重くし給ひけるぞや

なりき○如來果上の法門にして諸教に超えたる極秘密と思へり、佛敎中の第一に位したる宗旨なれば、その傳法は、容易にはおし難う事とせりといふ意○就中わが國は云々所説に符合せり、この宗は、天地開闢以來の世のさまを説くこと、よくわが古傳説に合したる所ありとなり○相應の宗なりといふも理にや、この宗、支那にては、唐の末に衰へ、宋に至りて絶えたるが、却りて我が國に傳はりて隆盛となりたり、されば、世人の、わが國に協ひたる宗旨なりといふも、道理あることと思はるとなり○宮中に眞言院を立つ、淳和天皇の天長六年、始めてこれをたつ、僧空海、唐の内道場に准じて建立せられんことを請ひたればなり、内道場は、支那隋の世より始れる、佛法を修する所なり○もとは勘解由使の廳なり、眞言院の在る場所は、もと勘解由使の役所のありし所となり、勘解由使は、解由狀を勘ふる役なり、凡官人遷替あるをり、前官の人、任官中公事の懈怠なく、又任中公物の不足なき時は、新任の官人より、解由狀とて証書を與ふる定なり、されども時によりては、新舊の官人ども、なれあひて、不公平の事なきにしもあらず、よりてうの狀に依怙の沙汰ありや無しやを勘ふる、これ即勘解由使の職掌なり○毎年正月この所にて御修法あり、毎年正月八日より十四日まで、眞言院にて行はる、御修法の次第は、今年金剛界あれば、明年は胎藏界を行ひ、年々に替るゝ修せらるゝなり○稼穡豐饒の秘法なり、年穀類の、よく實る事を祈らせ給ふ大切の御修法なりとなり○十八日の觀音供、毎月十八日、東寺の長者たる人、仁壽殿にて此の事を勤むるにて、天皇御祈のためなり、時によりては、眞言院にて行はるゝ事もあり○晦日の御念誦、毎月の晦日に、主上佛を念じ經文を誦し給ふをいふ○三流の眞言、次に舉

げたる如く、延暦寺、園城寺、東寺の三流をいふ〇何れといふべきならねど、何れを上、何れを下と、その優劣をいふべきならねどといふ意なり〇むねと東寺によれり、東寺は、右の如く、皇城の鎮のために建てられし御寺あるによりて、その尊崇も他に異れり、かくてその東寺は、眞言なる故、東寺を尊崇すれば、勢眞言宗を尊ばざるべからざるに至る、故に眞言の諸宗の上に位するも、おもに東寺あるによりといふべし〇綱所の印諡を東寺の一の阿闍梨に預けらる、僧尼取締所の、印及び鑑を東寺に住する首席の僧に管理せしめられたりにて、阿闍梨は僧官にて、阿闍梨耶といふ梵語の訛れるなり、譯すれば軌範、又は正行隨といふ義にて、能く弟子の行を糾正するより名づけしものなり〇諸宗の一座たり、諸宗中にて第一に位したりとなり〇山門寺門、延暦寺、園城寺なり、世に山は多くあれど、京都にては比叡山ことに名高く、寺といふ寺は多くあれど園城寺（三井寺）ことに名高き故、山門寺門といふことも、固有名詞の如く用ひらるゝなり〇顯密を兼ねたれど宗の長をも天台座主といふめり、天台眞言の二宗を兼帶したる寺にはあれど、天台を主とする方なれば、その寺の長者を、天台座主と稱したりとなり〇傳教弘法御歸依深かりき、天皇は、諸宗の僧の中にて、特に最澄と空海とを信仰し給へるをいふ〇傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを云々、弘仁十年、最澄奏して、圓宗大乘戒壇を建てん事を乞ひぬ、天皇表を平城の諸寺に降し給ひて、建否を議せしめられしかば、護命及び最澄等、表を抗けてその不可を陳せしが、最澄又これを駁し〇終に戒壇の建立を許され本朝四ヶ所の戒壇となることと許されしは、弘仁十二年六月なり、四ヶ所の戒壇とは、東大寺、南都、延暦寺、興福寺なり、觀世音寺、延暦寺をいふ〇師資の御約ありければ、天皇は、弘法の弟子となりて給ひしといふ事にて、師資とは、師は道を弟子に傳へ弟子は學を師に資るといふに起りて、師弟をいふ〇重くし給ひけると云、弘法を尊崇し給ひたるをいふ

この兩宗の外、花嚴三論は、東大寺にこれを弘めらるゝ、その花嚴は、唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、この寺は、則この宗に依りて建立せられけるにや、大花嚴寺と云ふ名あり、三論は、東晉の同時に後秦と云ふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり、孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける、然らば最前流布の教にや、その後、道慈律師請來して大安寺に弘めき、今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる、日本の定惠和尚大織冠の子也、その國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす、今の法相は、玄昉僧正と云ふ人、唐して泗川の智周大師の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ、春日の神も、殊更この宗を擁護し給ふなるべし、此の三宗に天台を加へて四家の大乗と云ふ、俱舍成實など云ふは小乗なり、道慈律師、同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて別にこの宗を立つる事なし、わが國

大乘純熟の地なればにや、小乗を習ふ人のなきなり。

花嚴三論 元亨釋書に、花嚴は、如來始成之高趣也、三論は、諸法蕩滌之深理也と見ゆ、華嚴の名は、同書に華、喻行門可樂能敷理事之劫、嚴即依正莊嚴といひ、三論の名は、中觀論、百論、十二門論といふ事より起れるよしをいへり○杜順和尚 杜順は、杜氏にして法順といふ號なりし故、杜順といひたり、唐の太宗の頃の人、雙陞の者、これに遇ふ時は、忽ち聞え忽ち語ることを得るに至る、諸國を遊歴して、阿彌陀を念ずることを勧めき、死ぬる年八十四○朗辨僧正 傳記上にいへり○東晋の同時に 東晋と同時代といふに同じ○羅什三藏といふ師來りて云々 羅什は、天竺の人、七歳にして出家し、師に従ひて經を受け、日に千偈を誦し、遂に方等を務め、小乗を學ぶを歎じて、廣く義要を求め、中百二論、及び十二門等を受誦し、三論宗を興しぬ、後秦の姚長、什の名を聞き、これを招きしが、其子興、長安に延き、國師の禮を以てこれを遇しき、後長安に卒しぬ○孝徳の御世に高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける 惠觀又は慧灌と書す、高麗國の人、隋に入りて嘉祥吉藏の三論宗の旨を受けぬ、推古天皇の三十三年、我が國に來りしが、敕して元興寺に居らしめき、その夏旱ありければ、詔によりて青衣を着て三論を講じ雨を祈りしに、大雨忽ち降りぬ、よりて僧正たらしめられき、されば孝徳の御世とあるは誤なり○その後道慈律師請來して大安寺に弘めき 道慈は、額田氏、大和國の人あり、吳の智藏に事へて三論の學をうけ、大寶年中入唐して益、その旨を究め、歸朝の後大安寺に居りて、その宗を擴めき○興福寺 上にいへり、又、山階寺といふ○法相宗 元亨釋書に、法相宗は、唯識論を以て、一切諸法を唯識に收攝するなり、法相宗とあり○玄奘三藏 姓は陳、名は祥、年少き時、兄の長暉法師に隨ひて、淨土寺に住し、維摩及び法華經を誦しぬ、後長安に達し、莊嚴寺に住し、又蜀郡に至り、諸經論を受けしが、一度聞きて忘れざりき、時の人稱して神人といへり、唐の貞觀二年、印度に入り、既に罽賓國に至りし時、道けはしく虎豹ありて過ぐることを難かりしに、一の老僧、頭面に瘡痕ありて、身体より膿血を出だせる者あり、口づから多心經を授け、笑をして誦しめぬ、よりて山川平易なるを得、虎豹も亦去りしかば、遂に佛の國に至り、經六百餘部を取り京師に還りぬ、それより勅を奉じて諸經を翻譯すること七十三部、千三百餘卷に及び、麟徳元年寂しぬ、六十五歳なりき○定慧和尚 藤原鎌足の長子なり、白雉四年遣唐使に隨ひて唐にゆき、長安城に到り、白鳳七年歸朝せしが、其の間、慧日寺の神泰を師としたり、後多武峰の塔を造りぬ、和銅七年八十餘にして卒しき○歸朝の後世を早くす 右の如く八十歳餘にて死去せしなれば、これは誤なるべし○玄昉僧正 すでにいへり○泗州の智周大師 傳記詳ならず、但し玄昉の弟子親基の弟子あり○春日の神も云々 此はすでにいへる如く、興福寺は、藤原氏の建立にて、春日神は、藤原氏の先祖にましませばなり○この三宗に天台を加へて四家の大乘といふ 三宗は、華嚴、三論、法相なり、大乘とは、よく諸法を運載して邊底を盡すものをいふ○俱舍成實などいふは小乗なり 俱舍は、元亨釋書に俱舍也、舍此云藏、則庫藏之總名也といひ、界根世業聖智、定破事理兼施者、俱舍也といへり、又成實は、同書に成謂成就圓滿、實謂眞實不虛といひ、攝諸名相而、設于理者成實也といへり、さて俱舍は、玄昉によりて弘められ、成實は、道慈によりて宣布せられたり、小乗とは、大乘に對したる

稱にて、如來の根を觀し、機に投じて、方便施設せしものをいふ○依學の宗にて別にこの宗を立つる事なし 俱舍成實は、學問によりてその名目あるのみにて、別に一宗派として、立てたるものにはあらずとなり○純熟 よく馴れ染みて貫貫となるをいふ

又律宗は、大小に通ずる也、鑒眞和尚來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍につくならぬ事に成りけき、中古よりこのかた、その名はありにて、戒躰を守る事だにも絶えにけるを、南都の思圓上人等、章疏を見明めて戒師となる、北京には、我禪上人入宋して、かの主の律法を傳へてこれを弘む、南北の律再興して、かの宗に入る輩は、威儀を具することふるきが如し、禪宗は、佛心宗とも云ふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず、江を渡りて北朝に至る、嵩山と云ふ所に留まり、面壁して年を送られけり、後に惠可これを嗣く、惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし、嗣法南北に相ある、北宗の流をは、傳教慈覺傳へて歸朝せられき、安然和尚慈覺の孫弟子教時諍論と云ふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつらねたり、されどけ傳ふる人なく絶えにき、

○又律宗は大小に通ずるなり 律宗は、大衆小衆のいづれにもあつたる宗門なるをいふ、律は、法蘭西の義、元亨釋書に、律者比丘僧相之嘉範也と見ゆ○鑒眞和尚來朝して云々 鑒眞は、唐子氏、廣

陵江陽縣の人、孝謙天皇の天平勝寶六年、我が國に來りて、奈良の招提寺を建て律宗を弘めぬ○戒壇を立て云々 菩薩戒を受けしむべき壇場を立て、其處にて戒を受けざる者は、僧徒の戸籍に編入せざることに定めたりとなり○南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師とある 奈良の僧侶尊圓晴覺盛、慈禪などいふ者と、律宗の經論を研究して受戒の師となりたるをいふ、思圓名は敬尊、諡號を興正菩薩といふ、大和國の人、十一歳醍醐の睿賢といふ者を師とし、十七にして落髮せしが、常に律宗の不振を歎き、同志の徒と謀り、奈良西大寺に居て盛に戒法を弘め、頻りに佛經を究めぬ、龜山天皇、宮中に召して菩薩大戒を受けさせ給へり、正應三年西大寺にて終れり、年は九十なりき○北京には我禪上人入宋してかの土の律法を傳へてこれを弘む 北京は、奈良を南都といふに對し、山城の京都をいふ、我禪は俊昶といひて、肥後の國の人、十八歳にして落髮し、十九歳にして大宰府にて戒を受けしが、後に京に出で、入宋の志あり、建久十年宋に渡り、諸國を経て大に佛法を究め、建曆元年歸朝し泉涌寺に居り、大に律宗を興しぬ、安貞元年六十二歳にして死せり○禪宗は佛心宗ともいふ佛の教外別傳の宗なりとぞ 禪は、秦にて思惟修といふ、心中にて思惟して理を悟るなり、されば佛心宗ともいふ、教外別傳といふも、これを文字に顯はさずして、參禪工夫によりて悟らしむる宗旨なればなりといふ○天竺の達磨大師 達磨、姓は刹帝利、本名は菩提多羅、南天竺香至王の第三子なり、磐若多羅より法を嗣ぎしが、後梁の普通元年

支那に來り武帝と合はす、去りて北朝に至り、嵩山の少林寺に留り、面壁して坐すること九年に及び、唐の代宗、圓覺大師と諡したりき○武帝に機叶はず、武帝の意に合はざるをいふ○後に惠可これを嗣ぐ、惠可初の名は神光、啓陽武牢姬氏の子なり、實靜禪師といふ者に就きて出家せしが、後に達磨より、正法眼藏并に信衣を受けぬ、隋の文帝開皇十三年に寂せしが、唐の德宗、諡して太祖禪師といひき○弘忍禪師、潯川黃梅縣の人なり、母夫なくして孕みければ、父母大に惡みてこれを逐ひぬ、生れて後、母子乞食してありけるほどに、一人の智者、兒の相を見て、凡ならざるを知り、連れ歸りて弟子とせしが、遂に佛法を興しき、上元二年死せり、後太滿禪師といふ號を贈られぬ○嗣法南北に相わかる、嗣法とは、宗派の系統をいふ、北は神秀の流、南は惠能の流なり○安然和尚、傳教の裔なり、その著教時諍論、又教時問答といふ○されど受け傳ふる人なくて絶えにき、禪宗はその位置よりいへば、眞言宗の次に位したる程のものなれども、その北宗の流を受け傳ふる人なくて、斷絶せりとなり

近代となりて南宗の流多く傳はる、異朝には南宗の下に五家あり、その中臨濟宗の下より又二流となる、これを五家七宗と云ふ、本朝には榮西僧正、黃龍の流を汲みて傳來の後に、聖一上人、石霜の下つゝた虎丘の流れを無準にうく、かの宗の弘まる事は、この兩師よりの事なり、打ちつゞき異朝の僧もまた來朝してこの國よりも渡りて傳へしは、諸家の禪多く流布せり、五家七宗とはいへども、

以前の顯密權實等の不同には相似なり、いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり、弘仁の御宇より眞言、天台の盛にされる事を、聊しるし侍るにつきて、大方の宗も傳來の趣きを載せたり、極めて誤り多く侍らん

○異朝には南宗の下に五家あり、五家とは、臨際、雲門、曹洞、潯仰、法眼をいふ○又二流とある、揚岐、黃龍といへり○榮西僧正、黃龍の流を汲みて傳來の後に、榮西は、備中吉備津の宮人なり、後鳥羽天皇の文治三年末に渡り、建久二年歸朝し、東山建仁寺に居りき、建保二年寂しぬ、榮西は、宋に行き、僧黃龍の宗派を學びて、我が國に傳來したるをいふ○聖一上人、石霜の下つゝた虎丘の流を無準にうく、聖一は、四條天皇の嘉禎元年末に入り、徑山寺に登り法を受け、仁治二年歸朝し、東福寺を造りき、花園天皇の御代、國師の號を賜はりぬ、さて本文の意は、聖一は、石霜の法統なる虎丘の流派を無準といふ僧より授かりて、我が國に弘めぬとなり、但石霜と虎丘とは地名にて、揚岐の流を指したるあり○以前の顯密權實等の不同には相似べからず、たゞ五家七宗とのみいへば、その區別に大ある差ある如くなれど、然るにはあらざるべしとなり、顯密權實とは、或は顯教とか、秘密藏とか、或は權空假設の宗、實相の宗などいひて、種々教法の立方に相違する所あるをいふなり○直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり、人々己の心中にて、禪理の工夫だに積めば、その儘にて成佛すといへる達磨の主旨をば、離れざる宗などの意なり○弘仁の御宇、嵯峨天皇の御代○大方の宗に傳來の趣を載せたり、我が國に渡來せる二宗のほかの佛教にも大略の由來を書き載せたるよしなり

但君としては、いづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事ぞ、國家攘災の御計なるべき、菩薩大士もつゝある宗あり、わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ教あり、一宗に志ある人、餘宗を謗り賤しむ、大きな誤りなり、人の根機品々なれば教法も無盡なり、況やわが信する宗をたに明めずして、未だ知らざる教を謗らんは、極めたる罪業にや、われはこの宗に歸すれども、人は、またかゝる宗に心ざを、共に隨分の益あるべし、これ皆今生一世の値偶にあらず、國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり、且は佛教にあらざる、儒道の二教、乃至諸の道、賤しき藝までもおこし用ふるを、聖代と云ふべきなり

○但君としてはいづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事を云々、かく佛教は、多くの宗派に分れてはあれど、國を治め給ふ御身につきて申さば、何宗なりとて、その大要を聞知し給ひて其のよき所々を用ひ給はん事は、天下の災害を除き給はんよき御手段と考へらるゝなり、菩薩大士もつかさどる宗ありわが朝の明神も取分き擁護し給ふ教あり、菩薩大士などいふ高德の佛僧も、皆各々の主として關係する宗旨あり、又我が國の大神等も各々特別に保護し給ふ宗教のものぞあり、さて菩薩とは、菩提薩埵の意なり、菩提は佛道の義、薩埵は衆生の義にして、

諸の佛道を明けて衆生を成就せしむる故にかくいふなり、又七つとは、七教に依りて人心を導く大行を行ひ大果を證する人をいふ、この二つを合せていへば、種々の佛、種々の高僧等といふ義なり○人の根機品々なれば教法も無盡なり、人心の異なるは、なほその面の如く、種々に分れたれば、これを教導する宗旨も、亦數限なく多きことなり、根機とは性質をいふ○極めたる罪業にや、甚しき罪科といふべし○共に隨分の益あるべし、各々ろの身分々に應じて、得益あるべしとなり○これ皆今生一世の値偶にあらず、かく種々に隨喜信仰する所のあるは、現世のみのめぐり合せにあらず、前世よりの約束事なれば、深き因縁あることと知りて、忽にすべからずとなり

○輔政の人、君主を輔けて政事を執る人、即ち攝政關白の類をいふ○機を漏さずして、如何なる場合、如何なる人あるも、決して差支へきやう、諸説を網羅するをいふ○儒道の二教乃至諸の道賤しき藝までもおこし用ふるを聖代といふべきなり、孔子の儒道、老子の道教以下、種々の學術技藝に至るまでも振興して、世の益をなさむるを、國家太平ある聖天子の御代といふべきものぞといふ意にて、國君は、廣く世益を計らせ給ふべきを知らせたり

凡男夫へ、稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は、紡績を事として自も衣、人をもあたゝかならしむ、賤しきに似たれども人倫の大本なり、天の時に隨ひ、地の利によれり、この外商沽の利を通ずるもあり、工巧の態を好むもなり、仕官に心ざすもあり、これを四民と云ふ、仕官するにとりて文武の二道

あり、座して以て道を論ずるは文士の道なり、この道に明かならば相とするに堪へたり、征て以て功を立つるは武人のわざなり、このわざに譽あるは將とするに足れり、さては文武の二は暫くも捨て給ふべからず、世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす、國治まれる時は、文を右にし、武を左にすともいへり古に右を上にす、よりてしかくの如く様々なる道を用ひて民の愁をやすめ、各あらそひなからしめん事を本とすべし、民の賦斂を厚くして自の心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり、わが國は王種のはる事はなけれども、政亂れぬれば曆數も久しあらず、繼躰も違ふためし所々にしるし侍りぬ、況や人の臣としてその職を守るべきにおきてをや

○稼穡を勤め 耕し草ぎる事、即農桑の業を勵むをいふ○紡績を事として うみつむぐこと、即經織を業務とするをいふ○人倫の大本 人道の基礎をなすとの意○天の時に隨ひ地の利によれり四季の寒暖、風雨の多少により、或は土地の高低、肥瘠によりて、種々の方法により耕作すればかくはいふあり○商沽の利を通ずるもあり 諸商賈物品の有無を通じて、相互に不足なきに至らしむるをいふ○工巧の態を好むもあり 諸細工藝術に志して、名を天下に擧ぐるもありとの意なり○仕官に心をすもあり 諸官省の吏員となりて身を立つるもありとの意なり○これに四民あり

いはゆる士農工商なり○この道に明かならば相とするに堪へたり 此に通ずるは、國家を治むる手段方法なり、よくこれに通ぜば大臣とするに足るべきをいふ○このわざに譽ありは將とするに足れり 征討の事に長じたりとならば、大將軍として用ふるにふさわしかるべしとあり○武を右にし文を左にす云々 此は、文武の二つは、一日も廢すべからざるものにはあれど、治世と乱世とによりて、その輕重あるをいへるなり○民の賦斂を厚くして 人民より多く租税を徵集することあり○自の心をほしきまゝにする事は 上に位する者、たゞ自己の快樂を遂ぐるを目的とするをいふ○政亂れぬれば曆數も久しからず云々 政事に不都合の事ありて、人民のよく治まらざるに至りては、一天皇の長く世を保ちましまさぬこととなり、即ち前にもいひたる如く、聖徳のまします天皇の御子孫は、永く立ち榮え給ひ、さらぬは程なくその御系統の絶え給ふをいふ、繼體も違ふとは、他の天皇の御子孫の天位に即き給ふをいふなり○況や人の臣としてその職を守るべきにおきてをや 一天萬乘の君にても、右の如くなれば、まして臣下たる者の、各自の職分を守りて、私慾を慎むべきはいふまでもなきことなり、もしこれに違はば、氏の衰へんことも、甚だ明かなるべしとなり

抑民を導くにづきて、諸道諸藝皆要樞なり、古には、詩書禮樂を以て國を治むる四術とす、本朝は、四術の學を立てらるゝ事慥かならざれども、紀傳明經明法の三道に、詩書禮を攝すべきにころ、算道を加へて四道と云ふ、代々に用ひられ、其

職を置かるゝ事なれば、くはしくしるすにあたはず、醫陰陽の兩道、又これ國の至要なり、金石絲竹の樂は、四學の一にて、専ら政をする本なり、今は藝能のごとくに思へる無念の事なり、風を移し俗をふるには、樂よりよきはなしといへり、一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ興衰をしるべき道とて見えたり、又詩賦歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異也、然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる、末の世なれども、人を感じしむる道なり、これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐ教なるべし、かればいづれか心の源を明め正に歸る術なからん、輪扁が輪を削りて、齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をさとらしむる類もあり、乃至圍碁彈碁の戲までも、愚なる心を治め、輕々しきわざを留めんがためなり、但うの源にもとづかずとも、一藝は學ぶべき事にや、孔子も飽食終日心を用ふる所なからんよりは、博奕をだにせよと侍るめり、まして一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め理をさとる志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごとともなりなん、一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生をこり、自もさとり、他にもさとりしめん事、萬の道、その理一つなるべし、

○神皇正統記講義
極めて要用あるをいふ○禮樂 禮儀音樂なり○紀傳明經明法 これは、古、我國の大學寮にて教授せし學科にて、紀傳とは、歴史科にして、文章科を兼ねたるものにて、三史文選等を研究せしものなり、明經は、専ら經書を修むる學科にして、詩經、書經、易經、左傳の如きを研究せり、次に明法は、法律を學ぶ學科にて、多くはわが國の大寶の律令を研究せり、さてこれらは、それ試験を経て官吏に登用せられしものなり○詩書禮を攝すべきにこそ 右の三道の中に、詩道、書道、禮道をも兼ね修めしめたるものと思はるゝの意なり○算道 數學あり、教科書は、支那の九章三條、海島、周髀、五曹、九司などいふを用ひたり○四道といふ 右四道のうち、後には文章盛んになりて、紀傳といふ名稱は、殆んど壓せらるゝに至れり、さて四道には、それ博士ありて、大學寮にて學生に教授し、試験を行ひて、及落を定め及第せしものは、その道々により、種々の官吏に任用せしものなり、委しくは令義解、延喜式などに就きて知るべし○くはしくしるにあたはず 詳述するまでもなければ、大略をのみいへりとなり○醫陰陽の兩道 醫には、鍼術、按摩術、咒禁術、產科などありたり、陰陽道とは、陰陽を推し吉凶を判するものにて、天文曆數の事を兼ねたり、書籍は、周易、新撰陰陽書、五行大義などを用ひたり○金石絲竹 金石とは鉦鼓磬の類をいひ、絲竹とは琴琵琶の類をいふ○専ら政をする本あり 音樂は、人の心を和らげて、邪曲を去らしむる効あるを以て、古より禮樂刑政などいひて、大切にしたるをいふ○無念の事あり 口惜しき義などの意なり○風を移し俗をかふるには云々 孔子の語人民の惡風卑俗

を轉じて、高尚優雅の長風俗たらしむる、音楽を第一とするよしあり○五聲十二律 五聲は、宮商角徵羽、十二律は、黃鐘大簇姑洗蕤賓夷則無射の六律と、大呂夾鐘仲呂林鐘南呂應鐘の六呂とをいふ○今の人の好む所詩學の本には異なり 古は詩を賦し歌を詠するも、風俗を察し人心の邪正を知り、人倫を和ぐる媒とあしたりしが、後世は、たゞ遊興の具とするに過ぎず、故にその本に違へり○然れども一心より起りてよろづの言の葉となる 古今集の序に、ひとつ心を種として、よろづの言の葉とぞなれりけるといへる如く、たゞ一心に基づきて、幾千萬言の情をいひ表はし、人を感動せしむるをいふ○末の世 後世、古を去ること遠き時代なり○かゝればいづれか心の源を明らか正に歸る術なからん かく些細の藝能なども、人心を正くするに效ある事なれば、世にあるもの、いづれか人心の本源を清くし、正道に立返らしむる媒とならずあてあるべき、そのことをなすは、たゞよく運用するにありとの意なり○輪扁が輪を削りて齊の桓公を教へ この事、莊子天道篇に見えたり、桓公一日、書を堂上に讀みてありし時、輪扁は、輪を堂下に削きてありき、既にして輪扁椎鑿を釋てて上りつ、桓公に問ひて曰はく、失禮にはあれど、公は何をか讀み給ふ、承はりたしといふ、公この書は、聖人の言なりと答へしに、輪扁おし返して、聖人はなほ世にあるものか、將すでに死せりやといふに、公すでに死したりといふ、扁またしからば公の讀ませ給ふは、古人の糟粕とこそ考へ候へ、いかなる益のあることにか、いとおぼつかなしといふ、桓公腹を怒らしていひけるは、われ國家のために書を讀めるなり、汝の如き卑しき業をなす者、いかでか、るの是非をいふことを得る、いふ所理あらばよし、もし無きは、首足所を鼻にせん

然れども、臣の從事する業によりて、これを觀るに、その輪を削ること徐かなる時は、甘くして緩に過ぐ、疾き時は、苦くして入り難し、故に徐かにもせず疾くもせずして、始めて程よく合ふものあり、その程合は、たゞわが手心にて得たるものなれば、口にも述べ難く、圖にもあらわし難し、臣、子に授けんとするも論し難く、子、臣に受けんとするも叶ひ難し、されば、臣の年はや七十に餘りぬれど、かく輪の御用を勤むるなり、古の聖人、あにこれと同じからざらんや、その極秘とする所は、傳ふるを得ずして死し、書に傳ふる所は、たゞその糟粕のみならん、これ臣の、公の讀まるゝは、古人の糟粕なりと申したる所以ありといひければ、桓公もその理に服しきとなん○弓工が弓をつくりて唐の太宗をさとしむる類もあり 此は貞觀政要に見えたり、その事を記さば、貞觀の初、太宗、蕭瑀に語りて曰はく、朕少かりし時、弓矢を好み、自らよくその妙を盡しつと思ひたり、然るに近頃、十餘の良弓を得たるを以て、弓工に示しに、皆良材にあらざるといへり、朕怪みてその故を問ひしに、彼答へて、凡そ木は、その心正しからざれば、脉理皆曲れり、それを弓とするに、よし勁しとも、箭の行くこと直からず、良弓といふべからず、今陛下の示し給へるも、かゝる類なりといへり、朕これによりて始めて悟りぬ、朕弓矢を以て四方を定めつる間、弓を用ひしこと幾何なるを知らざるに、なほその理を得ず、況んや今、朕の天下に君たること日淺し、治むる理を知らざるべきこと、いまだ弓にだも及ばず、弓射る術だに知らざるに、いかでかその理を得ることあらんといひきとなり○圍碁彈碁 圍碁は碁をうつこと、彈碁は、兩

人盤に對し、黑白の碁子を指にて彈き當ることの多少にて、勝負を定むる戲なり○但るの源にもとづかずとも一藝は學ぶべき事にや 右の如く、古の人々は、一の遊藝に至るまでも、世人に益あれどてなしたる事なれど、後世は、その意を知るもの稀になりたり、然しながら、その本源の意味によらずとも、人たる者は、なほ一藝一技は、學ぶを可なりとすべしとの意なり○孔子も飽食終日心を用ふる所なからんよりは云々と侍るめり 博奕はばくちなり、孔子聖人の教にも、たゞ飲食して、光陰を徒費せんよりは、博奕にてもなす方、なほ可なりといはれたり、世人の惡しとする博奕にても、なほ何事をもせざるには、勝れり、されば世の常の一藝を學ばん事は、然るべしといふ意なり○本を明め理をさぐる志あらば云々出離のはかりごとともなりなん 理世の要とは、世を治むる要具をいひ、出離のはかりごととは、この世の利慾を離るる手段をいふ、一道にても一藝にても、よくその根本のいはれを明にし、そを行ふによりて、それらの道理を會得する、意志あらば、それを擴し張りて、一身にも一家にも一國にも及ぼして、利益を得ること少からざるべしとあり○一氣一心にもとづけ五大五行により相剋相生をしり自もさと他にもさしらしめん事萬の道その理一つなるべし この大意は、人々の心意を本として、天地の理、世事の通塞を知り、これを身に行ひ、これを人に施し、悟らしめん事に於いては、世に數多くの道はあれど、いづれもこれらの事に歸着すべしとなり、五大五行は、地水火風空と木火土金水となり、相剋相生とは、陰陽家の説にて、右の五行の、相剋ち相生するをいへるにて、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生ずるは相生なり、木は土に剋ち、土は水に剋ち、水は火

この御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明く、文章も巧みに、書藝も勝れ給へりし、宮城の東面の額も、御みづからかゝしめ給ひき、天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に譲りて太上天皇と申す、帝都の西嵯峨山と云ふ所に、離宮をしめてぞましくける、一旦、國を譲り給ひしのみならず、行末迄も授けましまさんの御心ざしにや、新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をうむき給ひけるこそありがたけれ、上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや、昔仁徳兄弟、相譲り給ひし後には聞あざりし事なり、五十七歳おましくき、

○この御門　嵯峨天皇○儒學も明かに云々　天皇は、ことに詩文を好まれ、佳辰令月毎に、群臣を召して、詩を賦し文を作らしめ給ひ、自ら製作せ給へるよし、國史に見えたり○書藝も勝れ給へりし　當時、天皇及び空海、橘逸勢を本朝の三筆といへり○宮城の東面の額　陽明、待賢、郁若の三門の額なり○離宮をしめてゐましきける　別莊を作りてあしきたるなり○行末までも授けましきさんの御心ざしにや　後々まで末長く、皇位を淳和天皇の御子孫に譲り給はん御志なり

しなるべしとの意○新帝の御子 淳和天皇の皇子なり○世をそむき給ふ 出家せさせ給ひしといふ○昔仁徳兄弟相譲り給ひし後には云々 嵯峨の上皇と、淳和の皇子恒世親王と、互に義を重んじて、彼方の御子孫に御子孫にと、皇位を譲り給ひまは、仁徳と宇治稚郎子と、相互に譲りあひ給ひし以後には、更になき美事と申し奉るべしとなり

◎第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す、桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり、癸卯の年即位、甲辰に改元、天下を治め給ふ事十年、太子に譲りて太上天皇と申す、この時兩上皇ましくければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき、嵯峨の帝の御掟にや、東宮には、又この帝の御子恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれまじき後、故ありてすてくれ給ひき、五十七歳おましくき、

◎第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良（これよりさき御諱慥ならず、多くは乳母の姓にまじはる）、深草の帝とも申す、嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり、癸丑の年即位、甲寅に改元、この天皇は、西院の御門の猶子の義にまじくければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ、或時は兩皇同所にして觀禮も有りけりとぞ、わが國のさかりなりし事は、この比はひにや有りけん、遣唐使も常

にあり、歸朝の後、建禮門の前、わが國の寶物の市を立て、群臣に給はする事もありき、律令は文武の御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける、天下を治め給ふ事十七年、四十一歳おましくき、

◎第五十五代文德天皇、諱は道康（みちやす）、田村の帝とも申す、仁明第二の子、御母は太皇太后藤原の順子（よしの）、左大臣冬嗣の女なり、庚午の年即位、辛未に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歳れましくき、

○西院の帝とも申す 遜位の後淳和院にましましし、この院を又西院とも申しけるにより、かくもいへるなり○癸卯の年 弘仁十四年○甲辰に改元 天長といふ○恒貞親王立ち給ひしが云々 親王は、幼稚の御時より人に勝れ、讀書を好まれければ、嵯峨太上天皇、奇として愛せられき、仁明天皇即位せられし後、親王を立て皇太子とせられしを、父の太上天皇聞きて再度辭し給ひしかども聽き給はず、太子また表を上りて辭せられしかど、なほ許されず、嵯峨の太上天皇、また教督を加へ給ひしかば、其のまゝとなりぬ、すでにして、兩太上天皇崩じ給ひ、太子の勢孤立せしはどに、東宮の帶力伴健岑、橘逸勢等、東宮を奉じて東國に赴き、亂を起さんとする者あり、健岑等捕へらる、太子大に懼れ、表をあげて位を辭す、然れどもあほ許されず、適、匿名の書を投じ、この乱源は、實に太子にありと告ぐる者ありければ、天皇これに感ひ、遂に太子を廢す、太子淳和院の東亭に住せられしかば、世に享子親王と稱す、これより専ら佛道を修し、又他

事無かりきといふ○諱は正良　こゝに諱といふは、たゞ御名といふ義なり、支那にて、生前に呼ばし名を、死後に至りて諱むといふ事あれど、わが國にはさることなし、されど支那にていふ諱は、我國にていふ實名の如く、其の人生前、最も大切にせし所の名なれば、そのさまこゝにいふ御名に似たれば、かくはいへるなり、諱といふ字義によりて、忌みたる事と思はば、誤を招くべし○これよりさき御諱儲あらず　上代は、後世の如く、命名といふ事なく、人よりその徳を稱へ、その行爲につきてなぞ申ししものあれば、普通には、自づから御名の明かならぬもありしなり、こゝにいふは、詳に詮議しての上にはあらずと知るべし○多くは乳母の姓などを云々　上代は、夫婦居を共にせぬ風習なりければ、其の子は、多く母の許に養はれたるなり、從ひて母の居所なごにより、其の子の名をも呼びしものなり、皇族の御上は、必ずしも然るにはあらざれども、なほ御名は、母に縁故あるを用ひられしものあれば、かく記されたるなり○深草の帝とも申す　崩御の後、山城深草の山に葬り奉りたるによる○癸丑の年　天長十年なり○甲寅に改元　承和といふ○猶子の義にましくければ　猶子は、實の御子あらねど、御子分として位を傳へ給ふをいふ○朝覲も兩皇にせさせ給ふ　朝覲とは、支那にては、諸侯の天子に朝するをいひたれど、我國にては、天皇の父母に見え給ふをいふなり、嵯峨には、實の御子、淳和には御猶子にましませば、かゝりしあり○遣唐使も常にあり　藤原常嗣等を唐に遣はし給ひしが、其儀甚だ鄭重なりければ、かく書されたるものなるべし○歸朝の後建禮門の前に云々　續日本後紀によると、承和六年、常嗣等歸朝しければ、建禮門前に三の櫓を張り、唐より持來りし雜物を置き、内藏寮の僧人、及

文義につきて、互に異同を論じ、果てしなき事もありければ、前代淳和天皇、右大臣清原夏野等て、今に傳はるものこれなり○田村の帝　山城乙訓郡田村の陵に葬り奉る、故にかくも稱するなり○五條の後　京の五條の家に住ませ給ひし故なり、物語文などに見えて、二條の後と共に名高き后なり○庚午の年　嘉祥三年○辛未に改元　仁壽といふ、

○第五十六代清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す、文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の後攝政太政大臣良房の女なり、わが朝は、幼主位に居給ふ事は、外祖良房の大臣、始めて攝政せらる、攝政と云ふ事は、もろこしには、唐堯の時、虞舜を登げ用ひて政を任せ給ひき、これを攝政といふ、あくて三十年ありて正位をうけられき、殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す、これは保衡といふ、阿衡とその心は攝政なり、周の世に周公旦又大聖なりき、文王の子武王の弟成王の叔父なり、武王の代には三公につくなり、成王若くて位につき給

ひしかば、周公自南面して攝政す、成王をおきて南面せられたりともみえたり漢の昭帝、又幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政す、中にも周公霍氏をぞ先蹤にも申すめる、本朝にハ、應神生れ給ひて、襁褓にましくしかば、神功皇后天位に居給ふ、然れども攝政と申し傳へたり、これは今の義にハ異なり、推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ、これぞ帝は位に備りて、天下の政しかしながら攝政の御まゝなりけり、齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ、元明の御代の末つ方、皇女淨足姫きよたりしの尊元正天皇の御事也暫く攝政し給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事は始まりにける、

○水尾の帝とも申す 御出家の後、丹波國桑田郡水尾山にましまししによる○染殿の後 染殿にましまししによる、染殿は、もと段物を染むるより起れる名なり、この后も、また名高き御方あり○戊寅の年 天安二年○己卯に改元 貞觀といふ○攝政 天皇の本主に代りて、天下の政を執るをいふ○虞舜を登げ用ひて云々 此は、帝位を譲らんとして、まづ天下を治め得べき器なりや否やを試みんとて、政を任せたるなり○保衡阿衡 書經の太甲篇の注に、阿衡、衡平也、商之官名也、言天下之所歸平也とあり、この人あるによりて、天下の政を治め、人民を安んずるなりとの意なり、

は、太師、太保、太傅なり、南面は、支那にて天子の位をれば、周公は太傅となり、天子に代はりて攝政すとなり○博陸侯霍光云々 霍光字は子孟、前漢霍去病の弟なり、武帝の遺詔を受けて昭帝を輔佐し、博陸侯に封せられぬ、但博陸は地名にはあらず○大司馬 漢の代の三公の一、兵馬の權を掌れり○先蹤にも申すめる 蹤はあとなり、さきに行ひたるあとなれば、おほ先例といはんが如し○襁褓にましくしかば 字書に、襁褓は負兒衣也と見えたり、幼少におはせしをいふ○攝政と申し傳へたり 御即位ありしと同じかりしかど、應神天皇は、前にも見えたる如く、胎中天皇とも申す程にて、御腹の中にましましし時より、天下を知看しし譯なれば、皇后は、天皇御成長まで、代りて政を執り給ひしなり、これその攝政と申し傳へたる理由なり○しかしかがら 其の儘、悉く、全くなといふ義あること、上にもいへるが如し○御まゝなりけり 意の任なりとなり○中大兄の皇太子 後の天智天皇なり、

但この藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々にしるし侍りき、淡海公の後、參議中衛大將房前、うの子大納言眞樞まことうの子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如くさあえすやありけん、内麻呂の子冬嗣ふゆつぎの大臣、左大臣と云ふ、後に贈太政大臣、藤原の衰へぬる事をなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立てゝ祈り申されけり、この時明神、役夫に交りて、補陀落の、南の岸に、

堂立て、今ぞさかへん、北の藤波、と詠じ給ひけるとぞ、この時に源氏の人數多
失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり、皇子皇孫の源の姓を給ひ、高
官高位に至る事は、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき、されどもかの一門
の榮えし事、誠に祈請にこたへたりとへみえたり、

○淡海公の後 淡海公は藤原不比等なり、死して後、淡海公といふ謚を賜はりしによりかくいふ○
上二代の如く云々 上二代は、藤原鎌足と不比等を指す○中衛大將 官名なり、後世はなけれ
ど、平城朝の間、一時置かれたる官にて、六衛府の類なりき○興福寺に南圓堂を立て、祈り申さ
れけり 興福寺、又は山階寺ともいふ、弘仁四年其の中に南圓堂といふを建て、藤氏の隆盛を
祈りたるなり○この時明神役夫に交りて 明神は、藤氏の祖春日明神なり、佛寺を興すは善業な
れば、明神も役夫となりて、其の役を助け給ひ、次の如き歌を詠じ給ひたるよしなり、これも又例
の附會の妄説なるべし○補陀落の南の岸に云々 補陀落は、山の名、觀世音菩薩のまします淨土
にあり、されば有難き山の名なれば、今興福寺の南の岸に、此の南圓堂を建て、觀音の像を安置
せしを、准へてよみしなるべし、北の藤波とは、冬嗣の家筋は、藤氏の北家なれば、これまた雅
へていへるなり、一首の意は、かくめでたき清淨の地に、南圓堂を建て、氏の榮を祈る心の殊
勝なれば、神佛も必ず感應しなして、程もなく北家も隆盛におもむかんものなり、南と
北と對し、岸といふ藤波といふ所、これ歌の趣を添へたるものなり○この時に源氏の人數多し

にけり云々 藤氏の隆盛なるは、神佛の威にて、源氏を滅したるといふ事あり
祈請にこたへたり 此へは應ずといふ意なるべし、祈請に應じて靈驗ありしをいふ、

大かた、この大臣、遠きおもむはかりおはしけるにこそ、子孫親族の學問を勧め
んために、勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家、これをつかさ
どりて人を教ふる所なり、あの大學の南に、この院を立てられしや、南曹とぞ
申すめる、氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取
り行はる、良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳へりて、絶えぬ事になり
にけり、幼主の時ばかりあとおぼえしかど、攝政關白も定まれる職になりぬ、自
攝關と云ふ名をどめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれば、執政の義あはる
事なし、天皇おとなび給ひければ、攝政、まつりごとを歸し奉りて、太政大臣にて
白河に閑居せられにけり、君は外孫にましますせば、猶も權を専らにせらるゝも、
争ふ人あるまじくや、されど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參などもせら
れざりけり、

○勸學院を建立す 嵯峨天皇の弘仁十二年これを立つ、封戸を析きて藤氏の子弟を教ふ、拾芥抄
によるに、三條の北壬生の西にありしよしなり、其の地、即ち大學寮の南かりしあるべし○大學

寮に東西の曹司あり云々 菅原、大江の二氏の建てしは、文章院といへり、これを東西の曹司に分ち、弟子を教へたり、設立は、勸學院よりは後なり○氏の長者たる人 我國上代の、系統を殊の外重んじければ、朝廷に仕奉るにも、同じ氏中にて、本系の家の人、他の支族たる人を支配して仕奉りたりき、やゝ後となりても、其の風存し居て、一族の中にて、官位譜第、第一の人を氏の長者といひて、其の氏の權力を把りたるものなり、藤原氏などは、勢力ありしかば、氏の長者も、名高きものにて、其の印として、朱器臺盤を傳ふる義などもありき○氏の社 春日神社の事なり、春日は藤氏の祖、天兒屋根命を祀りたる社なれば、その尊崇、他に異なりしなり○自攝關と云ふ名をといめらるゝ時も 時の天皇の御心持にて、自然に攝政關白の職を置かれざる時といふ意にて、といめらるゝは、停止せらるゝなり○内覽の臣を置かれたれば云々 内覽といふは、臣下より上奏する書類を、内々にて檢覽するをいふ、かくて其の可否に従ひて、己の意見を述べることを得ければ、其の實執政にて、攝政關白とことなることもあきなり○天皇おとなび給ひければ これよりは、又この御代につきての事なり、この天皇は、清和天皇なり○常に朝參などもせられざりけり 家にのみ籠り居て、朝廷に出仕することも、常にはせざりしとなり、

その比大納言伴善男と云ふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける、時に三公太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相の左大臣を失ひて、その闕に望み任せんと相計りて、先應天門を燒かしむ、左大臣世を亂らんとする企なりと議奏す、天皇驚き給ひて、

ひて、此の事を聞き、驚き遽てられける餘に、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して、馳参して申なだめられにけり、その後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる、この大臣の忠節誠に無止事になん、天皇佛法に歸し給ひて、常に脱屣の御志有りき、慈覺大師に受戒し給ふ、法號を授け奉らる、素眞と申す、在位の帝、法號をつぎ給ふ事、よのつねならぬにや、昔隋の煬帝の晋王といひし時、天台の智者に受戒して總持と云ふ名をつかれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ひられにけるにや、又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山石清水に遷り給ふ、天皇きこしめして、勅使を遣し、その所を點し、諸の工に仰せて新宮をつくりて宗廟に擬せらる、鎮坐の次第は、上に見えたり天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて退らせ給ふ、中三年計ありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ、丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて練行しましとが、程なくかくれ給ふ、御年三十一歳おましとくき、

○伴善男といふ人寵ありて云々 伴善男は、大伴國道の子なり、嵯峨天皇の諱に觸るゝを以て、姓を伴と改む、清和天皇の貞觀六年、善男事によりて左大臣源信と隙を生じ、いかにもして、信を

罪に陥れ、己これに代らんと志し、八年春、應天門を燒きて信の爲す所と誣告せしが、事顯はれて、善男は伊豆に流され、其の黨與、罪を蒙る者多かりき○烏帽子直衣を着ながら 正しくは、束帶して衣冠を整へて參内すべき筈あるに、この時は、非常に遽てたる時なりしかば、其の儀に及ばず、烏帽子直衣を着たる畧服のまゝにて、參内したるをいふ○この大臣の忠節云々 太政大臣良房の忠節をいふ、良房當時、白河に閑居してありたるにもかゝらず、信の誣告にあひたるを救はんとて、かく急速に參内せられたる、まことに朝廷を思ふこと切なるによりとなり○脱屣 天位を退きて、佛門に入り給ふをいふ○慈覺大師 比叡山延曆寺の僧圓仁なり○在位の帝法號をつぎ給ふ事云々 この事恐らくは誤なるべし、素真といふは、この天皇遜位の後、元慶三年五月落飾せさせ給ひし後の法號なり、されば、御在位中に法號を受け給ひたりとは見えす、思ひ誤りなるべきか○昔隋の煬帝の晋王といひし時云々 煬帝は、隋の二代にて、名を廣といひき、始、晋王たりしが、後讓を受けて即位しぬ、天台の智者とは、天台山國清寺の智者大師をいふ○よからぬ君の例なれど云々 煬帝は、乱暴にして奢侈に耽り、天下の人心を失ひ、遂に隋室を滅すに至りし人なれば、彼にならふは、好ましからぬ譯なれど、一方よりいへば、智者大師の戒を授けし遺跡ともいふべければ、その方を採りて行ひ給ひしあるべしとなり○又この御時宇佐の八幡大菩薩云々 男山に鎮座ありしは、貞觀元年九月あり、なほ委しくは、應神天皇の條に見えたり○慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ 圓仁の弟子となりて、灌頂の禮を受け給へるよしなり、灌頂とは、香水を頂に滴ぐ事にて、佛門の儀式なり○續行しきしは、佛道を修行し給ひしなり、

○第五十七代陽成天皇 諱は清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、
と申 贈太政大臣長良の女也、丁酉の年即位改元、右大臣基經攝政して太政大臣に任ず、
この大臣は良房の養子あり、實は中納言長良の男、この天皇の外舅あり、忠仁公の故事の如し、この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり、昔漢の霍光昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立てて天子とす、昌邑不徳にして器にたへず、即廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき、霍光が大功とくしるし傳へ侍るめれ、この大臣まさき外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下のため大義を思ひて、定め行はれける、いとめでたし、されば、一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白は、この大臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりける、つきく大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり、積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ、天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳おまじくき、

○藤原の高子二條の后と申す 高子はタカイコと訓むべし、二條の后といふは、二條の第に住せられしによる、この后も、また五條染殿の后なほに同じく、物語などにて名高き后なり○丁酉の年即位改元 貞觀十九年を元慶と改む○忠仁公の故事の如し 良房攝政たりし時と異ならずとな

り、夏房薨じて美濃公に封せられ、諡を忠仁と賜ひしかば、かくいふなり○中納言長良 冬嗣の長子、高子の父贈太政大臣なり○この天皇性惡にして人主の器に堪へず云々 天皇昏狂、動もすれば人君の舉動を失ひ給ふ、最も馬を好み、密に厩を禁中に造りてこれを養ひ給ひ、小野清如善く馬を養ふを以て寵せられ、紀正直、道術を好み、禁中に出入し、常に懇懃しければ、基經悉くこれを逐ひたれど、天皇亦は悛め給はず、後には人をして樹に登らしめ、培ちてこれを殺し、祈年祭ありける日、手づから人を斬り給ふなど、大方ならぬ暴行を爲し給ひければ、基經深くこれを憂へ、終に廢立を行ふに至りたり○昔漢の靈光云々 靈光の事は上にいへり○昌邑不徳にして器に堪へず 昌邑王名は賀、袁王尊の子武帝の孫なり、淫戲度なかりしかば、光これを廢しぬ、器に堪へずとは、天子の器量なきをいふ、○天下のため大義を思ひて定め行はれたるいふのでなし 此の論は、甚だいかゞはしきことなり、支那にては、古より易姓の國なれば、時によりては、君を尊ぶこと天の如くなるもあれど、又これを塵芥の如くに視ることもあれば、從つて廢立を行ふことも多く、いづゆる天下は、一人の天下にあらずとも、民の爲に君を立つともいふ説ある程なれば、強ち惡しきことにはあらずるべし、されども、わが國は然らず、萬世一系の天皇を戴き、この國もとより皇室の御所有にしあれば、たとひいかやうなる事、君主の上にありぬとも、臣下として、廢立を行ふこと甚だしき逆罪といふべきなり、當時のさまを思ふに、基經後に關白ともなれる程にて、其據る所は、彼の靈光なれば、この廢立も、亦彼が故智によりしあるべし、藤原氏の、長く權威を保つに至りたるも、光孝天皇を擁立せしむる事なれば、基經の言を廢せしは、

大義のためなりぬるべからず、よき大義のためとするも、我國には、かゝる大義なし、親卿卿は、後に北條氏を論じて、深くうの不臣を責められたれば、何ぞをれと同一の筆法を以て、これをも責められざりしぞ、されども翻りて考ふるに、親房卿は、常に君のために説を立てられて、臣下の事は次にせられたり、故に君徳の完き時は、臣を責めらるゝ事もあれど、少し君徳欠くる事あれば、まづこれを諫め奉るを常とす、今こゝに、基經の行を稱したるも、恐らくは、又この意に出でしものあるべし、されば讀む者、たゞ尋常の論として見るべからず○されば一家にも人こそ多く聞えしかども云々 これまた、例の因果應報論にて、首肯し難き説といふべし、この大臣の末の、永く攝關たりしは、幸に相當の人物いで、外戚の威を失はざりしによるなり、基經の行爲の善なりしによるとは見えす、

◎第五十八代第三十一世光孝天皇諱ハ時康^{ときやす}小松の帝とも申す、仁明第二の子、御母ハ贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり、陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公諸の皇子を相し申されけり、この天皇、一品式部卿、兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて、小松の宮にましくけるに、俄にまうでゝ見給ひければ、人主の器量、餘の皇子達に勝れまじけるによりて、即儀衛をとゝのへて迎へ申されけり、本位の服を着しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき、今年甲辰の年なり、乙巳に改元、踐祚の始、攝政を改めて關白とぞ、これわが朝の關白の

始なり、漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを、萬機の政猶光に關り白さしめよとありし、その名を取りて授けられにけり、この天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや、その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして、正五位下になし給ひけりどぞ、久しく絶えにける芹川の御幸など有りて、古き跡をおこさるゝ事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳おましゝき、

○小松の帝 次に見えたる如く、小松の宮にましましたるによる○昭宣公 基經なり、寛平三年薨じ、越前公に封せられ、昭宣と諡を賜はりたるによる○御年たかくて たかくは、年の多きをいふ、親王時に五十六歳におはしましき○俄にまうで見給ひければ云々 親王を立て奉らんとする心ありければ、基經其の宮に詣りぬ、久しくして、いと質素なる装束にて、接し給ひしが、隱かに來意を尋ね給ひければ、基經、大に其の人君の度あるに感じ、推戴の意を陳べ、親王も諾し給ひき、是より先、基經、良房の大變に列する事ありけるが、如何なる過失にか、響應を掌る者、尊者の膳に供ふべき雉足を忘れたり、俄の事にて、別に備ふべき間もなかりしかば、取敢へず、親王の御前のを取りてつくろひぬ、親王何の景色もなく、靜かにわが前の燭を滅し、過を掩ひ給ひたり、基經、遙かにこれを見てありしが、深く其の雅量に服し、折もあらばと思ひ居りしに、この度の事ありければ、終に親王を立て奉らしなり○本位の服を着しなりと云々 本位の服

は、一品式部卿の攝政なり、攝政は、天皇の御事なり、本内は皇宮なり、いふたれもその親王のまゝにて、内裏に赴き給ひしをいふ○今年甲辰の年 元慶八年○乙巳に改元 仁和といふ○攝政を改めて關白とす 攝政も關白も、共に政事を執る職なれども、攝政は、幼主に代りて政を攝する義、關白は、萬機の政に關り、其の得失を白す義にて、其の原は、次に見えたる如く、漢の霍光より起れり○萬機の政 種々の政治といふ義にて、たゞ一事のみならず、種々の事件起り來るをいふ○御志も深かりしにや 天皇も、基經を深く寵愛し給ひしあらんとなり○其の子を殿上にめして云々 仁和二年正月、天皇、基經の長子時平を召して、冠禮を仁壽殿にて行はせ給ひ、手づから冠を加へられぬ、冠巾は、皆服御の物を賜へり、即日從五位下に叙し、參議橘廣相に敕して位記を作らしめ、親ら黃紙に書してこれを賜ひき○久しく絶えにける芹川の御幸などありて云々 類聚國史に、延暦十五年正月遊獵于芹川野と見えたるをばじめ、この行幸極めて多く、仁明天皇の頃までは、なほ行幸ありしが、其の後五十年ほど絶えて行はれず、この御代の仁和二年、これを再興せられぬ、芹川は、山城國紀伊郡にあり、

大らた、天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり、あくるし侍るも更に珍しうらぬ事なれども、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがためなり、わが國は、神國なれば、天照大神の御はからひにまろせられたるにや、されど、その中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には

正路に歸れども、一旦もしづませ給ふためしもあり、これは、皆自なさせ給ふ御科也、冥助の空しきにあらざる、佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなはならしめんとこそし給へど、衆生の果報しなく、にうくる所の性れなじからず、十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹、善惡又まちく、なり、かゝれば本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき、神武より景行まで十二代ハ、御子孫そのまゝに續がせ給へり、疑はしからず、日本武尊世を早くしまし、に依りて、御弟成務へだより給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へましく、仲哀應神の御後に、仁德傳へたまへりしが、武烈惡王にて日嗣絶えましく、時、應神五世の御孫にて、繼體天皇撰ばれ立ち給ふ、これなん珍しきためしに侍るされど二つをならべて争ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上に、その御身、賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひましくければ、とかくの疑有るべからず、

○大かた天皇の世つぎをしるせる文云々、これより又例の意見を述べられたるなり、およう天皇の御代々々のことを書きたる歴代天皇のものは、今あるに其の數をいふなり、

らぬ事なれども云々、故に、今われ親房の、かく歴代帝王の御事を書き記すも、別に珍重すべきにはあらざる事なり、然るに、なほかゝるは、神代より天皇の御系統の、正しくましますよしを、人々に知らしめんとに外ならざるなり、これ實に本書大体の主意なり○天照大神の御はからひにまかせられたるにや、實に天照大御神の定めさせ給へるまゝに、皇統連綿として、天壤と窮まりなし、こゝに、まかせられたるにやと、疑の詞を以て記されたるは、皇室の御事なれば、謙遜せられしあり、其の實疑はれたるにはあらず○されどその中に御誤あれば曆數も久しからず、いはゆる易姓などいふ事はなければ、天皇もし御過失まします時は、永く御代を保ち給ふことなしとあり、即ち世を早くしましますか、又は御子孫の絶えさせ給ふなどいふ○又終には正路に歸れども一旦もしづませ給ふためしもあり、我身の御系統正しくましますにもせよ、正しきまゝには傳はらで、暫しは、他の天皇の御系統、榮えさせ給ふ先例もなきにあらずとなり、一旦もしづませ給ふとは、たゞ一度、暫時の間とは申せ、運惡くましますをいふ○これハ皆自なさせ給ふ御科なり、これらの事、皆天皇の御身を愼み、國家の事を憂へ給はざるが、致す所なる故、自らの御過失によると申し奉るべしとなり○冥助、幽冥よりの御助、神佛の加護○衆生の果報しなく、にうくる所の性おなじからず、人類の、前世になしたる因果應報、善惡種々なるのみならず、生れつき得たる性質、邪正、また不同なり、故にたゞ神佛の力のみにて、人民を救護せんことは、難しとなり○十善の戒力にて天子とはあり給へども云々、十善は、十惡を行はぬことにて、即不

殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒、不食肉、不貪嗔、不邪見、不毀謗、不欺誑これなり、さて佛説に、この十善を守りし者は、その力によりて、帝王の位を保つといふことあるにより、たゞ天皇とあり給ひし事を、かく申したるなり、かく天皇の御上にても、種々の御性質の御方ありて、その御行爲も、さまざま故、種々の御ありさまとせらるるといふ意○かゝれば本を本として正に歸り云々 かゝるわけ故、たゞ前代の跡をうけてのみ、政を行はせ給ふべきにもあらず、本に立歸りて正しきを行ひ、元を思召して邪なるを捨てられん事が、天祖の御心には協ひ奉るべしとあり、以下は事實につきて、其の証を擧ぐるなり○これなん珍しき例に侍る 繼体の、皇太子に立ち給ひたるにもあらず、又遙かに隔りたる前代の御孫にましましてばなり○されば二つをならべ争ふ時にこそ傍正の疑もあれ云々 皇系二派に分れましたるをりならば、彼方は正系にして、此方は傍系にまします、故に彼方は、正しく御位を踏ませ給ふべき御方なりなせといふ事の評議も起るべき事なれど、この御時のはさる類にあらず、この天皇ましまして僅かに皇胤の絶えましまぬといふべきありさまなれば、とかく申すべきにあらずとなり、

その後相續ぎて、天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流、久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし、又政も亂りがはしく聞えしうは、慥なる御讓なくて絶にけき、光仁又傍より撰ばれて立ちたまふ、是なん又繼體天皇の御事に似給へる然れ共天智は正統にてましく、第一の御子

大友を、誤りて天下をえ給はざりしかば、第二の皇子にて施基の御子御科なり

し、その御子なれば、この天皇の立ち給へる事、正理に歸るとぞ申し侍るべき、今の光孝、又昭宣公の撰にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しるも賢才諸親王に勝れましくければ、疑ひなき天命とこそ見え侍れ、かやうに傍より出で給ふ事、これまで三代なり、人のなせる事とは心得奉るまじきなり、さきにしるし侍る理を、よく辨へらるべき者哉、光孝より上つ方は一向上古なり、よろづの例を勘ふるも仁和より下つ方をそ申すめる、古すら、猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ、まして末の世には、まさき御讓なくては、たもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり、この御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたゞしく傳へられにたる、上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり、二神の御誓違はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや、

○天智は正統にてましく、天智天皇を正統と申すは、天武の御兄にまします上、先に御位に即き給ひしを以てなり○第二の皇子にて施基の御子御科なり、施基の皇子は、天智天皇の第二の皇

子にましまして御過失なし、光仁は、その御子にましまして、天位につき給ふこと至當なりとなり○今の光孝又昭宣公の選にて立ち給ふといへども、この文、いさゝか通じ難き心ちす、立給ふといへどもは、立ち給ひたり、さるはあとの意なり、然るに、いへどもといへるは、常例に違ひたれども意にて、書かれたればならん○仁明の太子文徳の御流なりしかと陽成惡王にて云々、こは、陽成天皇は、文徳帝の御系統にて、其の文徳帝は、仁明天皇の第一の皇子にましまして故、陽成は、正統の御系統にまじつれど、惡王なれば、是非もなしといふ意なり○かやうに傍より云々、繼躰、光仁、光孝の三代なり○人のなせる事とは心得奉るまじきなり、神明のなし給ひし事と畏み思ふべき事となり○光孝より上つ方は一向上古なり云々、光孝天皇の御代より以前は、物全く上古のありさまにて、規則立ちたる事少し、萬事の先例を勘考するにも、この天皇以後の事を引きていふぞとあり、仁和は、光孝天皇御即位以後の年號なり、さて光孝より以前を上古といへるは、たゞ人心のおほらかかりしといふのみならず、藤原氏の權勢強からざりし故、御政事も天皇の御心より出づるといふありさまにて、後世藤原氏攝關とありし時の上よりいへば、不充分の事のみなる故、かくはいはれしものか、然らざれば、たゞこの御代をかぎりて、上古を分たるゝこと、何の理由もなかるべければなり○古すら猶かゝる理にて云々、さて光孝以前の上古の人心正しき時にても、やはりなほ斯の如き理由にて、皇位を受け給ひたるあれば、まして後世となりて、人心不正なる時にては、確實に御譲りあらせらるゝにあらすは、正統の御方とは、申上げ難き事なりとの意、これもより正當の理なるが、略に北朝の正しきと云ふを論せるなり○

誓は御契約なり、上は帝王云々といふは、光孝天皇より後村上天皇までの事に、かく久しき間も、變らせ給はずあるをいふ、なりぬるにやは、証の詞なれど、意はなりにたりなどの義なり

◎第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、御母皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給はらせまします、そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂の大神顯れて、皇位につきあせ給ふべき由を示し申されけり、踐祚の後、あの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ、仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達を置きて讓をうけ給ふ、先親王とし、皇太子に立ち即受禪、同年の冬即位、中一年ありて己酉に改元、踐祚の始より太政大臣基經、又關白せらる、この關白薨じて後、暫くその人なし、天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申す、中一年計ありて出家せさせ給ふ、御年三十三にや、若きより、この御志有りきとぞ仰せ給ひける

○元慶の比孫王にて云々、元慶は、陽成天皇の御代なり、その頃は、光孝天皇いまだ親王にてましましし故、その御子たる天皇は、天皇の孫王にまさせざるなり、又その頃は、源氏の姓を給はり

て侍從に任せられたれば、王侍從と申したりき○そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに云々又其の頃、王は鷹狩を好まれけるが、或る時俄かに天地冥くなりて、賀茂の明神顯はれ給ひ、春は種々の祭多くて社頭も賑はしけれど、秋はまことに寂しければ、祭を行はせ給ふべきよし、諭し給ひけるを、王辭して、そは天皇おとにこそ申し給ふべけれ、われらの如きは、行はしむべき力も侍らずと申されたれば、大神は、否、さにあらず、程なく自由に行はせ給ふ事を得る場合來りなると宣ひけり、王はまことに不思議に思はれけるに、程なく天位に即き給ふに至りたれば、寛平元年十一月廿一日酉の日に、賀茂の臨時祭を行はせ給ひき、こは臨時とはいへど、毎年恒例に行はるゝにて、酉の日に定められしは、申請ひ給ひし日酉なりければありといふ○御兄の御子達

是忠是貞の兩親王なり○巳酉に改元 寛平といふ○暫くその人なし 攝政關白に任すべき人なかりし故、その職を欠きたるをいふ

弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ、又智證大師の弟子増命僧正にも、于時法橋なり比叡山にてうけさせ給へり、弘法の流を

宗とせさせ給ひければ、その御法流とて今にたえず仁和寺に傳へ侍るはこれ

なり、凡弘法の流に廣澤仁和小野醍醐並勸修寺の二つあり、廣澤は、法皇の御弟子寛空

僧正、寛空の弟子寛朝僧正、敦實親王、法皇御孫寛朝廣澤に生まれしかば、かの流といふ、この

後代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじはらず法流をうつけられて師範となる事は、法皇御孫にあらざれば、御室は代々親王也、小

する事の有るにや、然れども年戒劣られける故に、法皇御灌頂の時は、色衆につらなりて、嘆徳と云ふ事を勤められたりき、延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も、相つぎて護持申し、同じく崇重ありき、綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる正の法務はいつも東寺の一の長者なり、諸寺になるはみな權の法務なり、又仁和寺の御室は總の法務にて、綱所を召仕はるゝ事は後白河院以來の事か

○弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて 四代は、弘法、眞雅、源行、益信なり、益信は品治氏、備後の人にして、行教和尚の弟あり、始法相宗を學び、後に眞言に入りぬ、仁和二年、傳法阿闍梨の位を受け昌泰三年僧正とありぬ、延喜六年圓成寺にて寂しき、後本覺大師の諡號を賜はりたり、御師とは、受戒の師をいふ○又智證大師の弟子増命僧正にも比叡山にてうけさせ給へり智證名は圓珍、和氣氏、讃岐の人なり、十五歳延暦寺に入りて、義眞の弟子となりぬ、それより名僧智識の名漸く高し、仁壽三年入唐し、諸寺を遊歴して天安三年歸朝せり、貞觀十年延暦寺の座主となり、後僧都に任せらる、醍醐天皇の御代、諡を智證大師と賜はりき、増命は京都の人、梁原氏なり、齋衡二年叡山に登りて佛門に入りぬ、延喜五年宇多上皇、延暦寺に登りて灌頂を受けさせ給ひ、六年座主となり、後僧となる、延長五年敕して靜觀といふ諡を賜ひき○弘法の流を宗とせさせ給ひければ云々 天皇は、弘法大師の宗派を主として受繼ぎ給ひし故、宇多の御法流とい

ひて、後々までも、その御法統を仁和寺に相續せりとあり○廣澤小野の二つあり 廣澤は、嵯峨の地名なり、寛朝、その地の遍照寺にて、密宗を修めしかば、これを廣澤流といひたり、小野も亦地名にて、山城醍醐の北なり、仁海僧正、その地に愛茶羅寺を立て、密宗を講せしかば、その派を小野の派と稱す、註に仁和寺、醍醐、勸修寺とあるは、いづれも、この二流の法統を傳へし寺の名なり○寛空僧正 河内の人、文室氏なり、始神日の弟子となり、後に寛平法皇の密宗灌頂を受けぬ、康保元年僧正となり、又金剛峰寺の座主ともなりき、天祿年中死す、年八十九○寛朝僧正 式部卿敦實親王の第二の御子なり、寛空に従ひて密宗を極め、廣澤の流を啓く、寛和二年大僧正となりぬ○その後代々の御室相傳へて云々 仁和四年、宇多天皇、山城葛野郡に仁和寺を造り給ひ、後延喜元年、その側に御室を造り、其處にて修行しましたり、その後、引續き親王にて、その法統を受け給ひ、凡人は、この統を嗣ぎたることあらずとなり○聖實僧正 讃岐の人なり、十六歳出家して諸宗を修め、名山靈地に行きて勤行せり、寛平二年、貞觀寺の座主となり延喜二年僧正となりぬ○知法無雙の人なりき 双なき佛道に通せし人の意○大師の嫡流と稱する事のあるにや 聖實は、弘法大師の正統の流派なりといふ傳説もありたるをいふ○年戒劣られける故にか 佛道修行の年限、いまだ積らざりし故なるかとの意あり○色衆嘆徳 いづれも、役僧の名稱あり○護持僧 宮中に出入して聖体を加持し奉る僧なり○觀賢僧正 讃岐の人秦氏なり、延喜廿一年、敕によりて紫衣一襲を持ちて高野山に至り、弘法大師に着しめさ、又醍醐寺の座主となり、僧正ともありぬ○綱中の法務を興寺の一阿闍梨に付けられしもの時より始り

僧尼取給所の事務を、東寺に住する首僧の阿闍梨に任せられし事。この觀賢よりなりとの意なり

この僧正は高野に詣で、大師入定の窟を開きて、御髪を剃り、法服など着せよへ申し人なり、その弟子淳祐石山の内供と云ふ、相伴ひけれども、終に見奉らず、師の僧正、その手を取りて、御身にふれしめけりとぞ、淳祐罪障の至りを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元杲僧都に延命院と云ふ許可ばありにて、授職を許さず、勅定に依りて、法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ、彼元杲の弟子仁海僧正、又知法の人なりき、小野と云ふ所にすまれけるより、小野の流といふ、然れば、法皇は兩流の法主にましますなり、王位を去て釋門に入る事は、その例おほしといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼躰し給へる、ありがたきためしにや、今の世までも賢ありし事には、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ、上代によれは、無爲の御政なりけんとおしはかられ侍る、菅氏の才名に依りて、大納言大將まで登用し給ひしもこの御時なり、又讓國の時、さまぐ、教へ申されし、寛平の御誠とて、君臣仰きて見奉る事も有り、昔もろこしにも、天下の明德は、虞舜より始まると見たり、唐堯の用ひられ給ひしに依りて、舜の徳

も顯れ、天下の道も明かになりけけるとぞ、二代の明德を以て、この事おしはかり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代にぞあくれさせ給ひける、七十六歳おまし〜き

○この僧正は高野に詣でて云々 延喜廿一年、敕して弘法大師の衣服汚れたりとて紫衣一襲を贈らるる事ありしに、觀賢の選に中りて高野山に赴きぬ、すでに入りて、入定の崖扉を啓きしかば、雲霧に蔽はれて、儀容を見るべからず、賢、祈ること暫くにして、四邊晴れ髪髮皆見ゆ、便ち剃落して衣を換へしが、諸弟子は見るに能はず、時に淳祐童侍たりしかば、賢その手を執りて、大師の膝に觸れしめしが、その手後までも香しかりきとぞ、かくて賢は、後世大師の形体の見難きにより、疑を致さんことを恐れ、石を重ねて、固く封じたりきといふ○淳祐罪障の至を歎きて云々許可ばかりにて授職を許さず 淳祐は、菅原淳茂の子なり、後に石山寺に住しき、さて淳祐は、右の如く、大師を見ることも出来ざる程の身なれば、我が身の罪科多きことを歎き、身を卑くし、謙遜する心ありしにより、己の弟子元果に向ひ、許可の灌頂を受くる時の師とはなりたれど、授職灌頂の師となる事は、及びなき事として許さざりきとなり、許可灌頂とは、佛門に入るを許す時の事、授職灌頂とは、法階の進む時行ふものをいふ、元果は、藤原氏、諸宗を學び内供奉となり、東宮に侍せり、長徳元年卒りぬ、仁海僧正、姓氏詳ならず、元果の弟子となりて、衆流の佛學を究め、小野の地に寺を建て、密派を開き後僧正となり、寛仁二年勅によりて

も御子孫繼體し給へるありがためしにや 且又天皇の御子孫は、永く皇位を嗣ぎ給ひたり。かゝる事は、まことに類稀なる尊き例と申すべきとなり○賢かりし事には 天下太平國家安穩なる賢皇の例には、醍醐村上の兩天皇を申し奉るとなり○無爲の御政なりけんとおしはかられ侍る 徳化下に及びて、天下太平なるをいふ、無爲は、爲すこともなくて、下の治まるあり○菅氏の才名に依りて云々 菅原道真公才學ありければ、不次に登用して、大納言大將まで出世せしめ給ひしも、この天皇にましませりとなり、即賢才を任じ給へるをいふ○又讓國の時さま〜歎へ申されし寛平の御誠とて云々 御身の経験せさせ給へる事、時政の得失、臣僚の賢否など、すべて數十條を記し、醍醐天皇に遺し給ひたる、これを寛平遺誠といふ、寛平は、當時の年號なり○唐堯の用ひられ給ひしに依りて云々 唐堯の用ひたるによりてといふにて、舜の徳、いかに勝れたればとて、堯のこれを登用する事なくば、その徳も顯れまじ、されば、堯ももとより賢なるものぞといふ意なり○二代の明德を以て云々 堯舜二代の明德ありしを以て、この宇多醍醐兩帝の、明德ましましし御事を考へ奉るべしとなり

◎六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女也、丁巳の年即位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき、後に左右の大臣に任

じて、共に萬機を内覽せられけりぞ、御門御年十四にて位につき給ふ、をさなくまじくしめども、聰明叡哲に聞えたまひき、兩大臣天下の政をせられしが、右相へ年もたけ才も賢くて、天下の望む所也、左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし、或時、上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任せらるべしと云ふ定めありて、既にめし仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されてやみぬ、この事世にもれにけるにや、左相憤を含み、様々の讒をまうけて、終に傾け奉りし事こそあさましけれ、この君の御一失と申し傳へ侍り。

○丁巳 寛平九年○戊午に改元 昌泰といふ○菅氏は菅原道真公なり尊びて名をかゝざるなり○共に萬機を内覽せられけりぞ 朝政に與るをいふ、萬機は、帝王の政一日萬機なりといふことありて、政事といふ義、内覽は、内々にて覽るといふ義にて、表向攝政關白とはならざれど、なほ政事に關係せしめらるゝ時、かゝる名目を以てせられたるものあり○譜代の器 藤原氏の嫡統といふ意あり、譜代とは、代々朝廷に仕へ、系圖正しく功勞あるをいふ、器は人物といふ義、時平は、基經の長子なればかくはいふなり○或時上皇の御在所朱雀院に行幸云々 昌泰三年、天皇、朱雀院に行幸ありて、密に法皇と議り給ひけるは、左右の大臣、相並びて共に朝政を秉るは、統一を欠く恐ありて便よろしからず、一人に任せらるべきなりと、因りて道真を召して論し給ひけるは、天下の政、今より汝専らこれを奏決して、また時平を煩はざれと、道真固くこれを承

して受けず、且つ奏して曰はく、既に臣を召して何事も無しとせば、群臣必ずこれを惟ひべしと詩を賦して献じければ、天皇及び法皇、各々御衣を賜ひて罷みぬ、尋いで大將を罷めんと請ひしがども、許し給はざりき○その事世にもれけるにや 道真のみに、天下の政事を任せらるべしといふ事、世間に漏れ聞えたればならんとなり○左相憤を含み云々 時平は左大臣なれば、左相といふ、時平は譜代なれど、道真あるがために勢なきこと故、かねて不平なりきに、右の事を聞き、深く恨み、藤原菅根、源光等と謀り、道真、その女婿齊世親王を立て、廢立を行はんとすといひ、遂に延喜元年正月廿五日、道真を太宰權帥に左遷せしむるに至れり、傾け奉りしとは、罪に陥れしをいふ○この君の御一失と申し傳へ侍り 天皇は、政治上の事によく意を用ひ給ひて、延喜の善政と稱する程なれど、この事のみは、一の御過失なりと世人の稱し居るよしなり、

但菅氏は權化の御事なれば、末世のためにもや有りけん、ばかりがたし、善相公清行朝臣は、この事未だ萌さざりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰なくてこの事出来にき、さきにも申し侍りし、わが國には幼主の立ち給ふ事、昔はなかりしことなり、貞觀元慶の二代始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて天下を治めらる、この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなく御みづから政をしらせまじくける、猶御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけん、聖も賢も一失はあるべきにこそ、その趣き

經書にみえたり、されば曾子是我日三省吾躬といふ、季文子是三思ともいふ、聖徳のほまれましまさんにつけても、いよく慎みますべき事なり、

○但菅氏の權化の御事なれば末世のためにもやありけんはかりがたし、然しながら道眞は、大賢の人なれば、かく讒にあひたるも、後世の人々をして、誠むる所あらしめん爲なりしも測るべからずとなり、權化は、神佛の權りにこの世に化生して、人を救ふをいふ、末世は後世あり、後世は、人心邪惡になりて、世の終に近づく故、佛法にて末世といふなり○善相公清行朝臣、三善清行なり○菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど云々、清行、道眞に書を贈りて、延喜元年は、辛酉にて革命の年なれば事あるべし、ことに日蝕もありて、臣君の明を蔽ふ象を天に表はせば、余、君の御身に災禍のあらんことを恐る、宜しく位を去りて隠遁せらるべしといひしかど、道眞は聽かざりき、沙汰なくてとは、致仕の事なきをいふ○貞觀元慶の二代、清和、陽成なり○忠仁公昭宣公、良房、基經なり○聖も賢も一失はあるべきにこそ云々、聖賢ありとて、なほ少かの過失はあるべきをいふ、智者も千慮に一失ありをいふは、これなり○されば曾子是我日三省吾躬といふ、曾子は孔子の弟子、曾參あり、三省とは、日々わが身に過失はあるまじきかなかりしかど、その言行に注意に注意を重ねるをいふ論語に見ゆ○季文子是三思ともいふ、これも論語に、季文子三思而後行之孔子曰二是可とあるを指せり、三思も、事を行はんとして、幾度も考ふるなり○聖徳のはまれましまさんにつけても云々、右の如くなる故、凡慮の者は、もとよりにて、天皇の御徳すべしとせ給ふよしの名譽世にかけられぬ御身にても、愈々、言行に注意せられしむべきなり、

昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内の大臣を誅せられんとし給ひき、かれはよく遁れて明められたり、この度の事凡慮に及びがたし、程なく神と顯れて、今に至るまで靈驗無双なり、末世の益を施さんためにや、讒をいれし大臣は、後なくなりぬ、同心ありける類も、皆神罰を蒙りにき、この君久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふ事、上代にこえたり、天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき、延喜七年丁卯の年、もろこの唐滅びて梁と云ふ國に遷りにけり、打ちつゝき後唐晋漢周となん云ふ五代ありき、この天皇、天下を治め給ふ事三十三年、四十六歳おまじき、

○昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて云々、武内の弟甘内、その兄筑紫によりて反するよしを奏しければ、天皇使を遣りて殺さしめられしに、武内は、身代によりて都に免れ來て、遂に罪なきを明にえたり、委しくは、その條にいへり○この度の事凡慮に及びがたし、菅公の事は、凡人の智識にては解し難しとなり、元來親房卿の論は、因果應報論なれば、今菅公の罪なくして、かく禍にあひ給ひしのみならず、權化ともいふべき身にて免れ給はざりしは、如何にも卿の定理にては論

に難きなり、故にこの事は、例外ともいふべしとの意にて、かくいはれしなり○程なく神と顯はれて 延喜五年、味酒安行、太宰府の安樂寺に神殿を設け、號けて天滿大自在天神と申ししが、後に北野に、一夜の中に千株の松を生せしめ給ひしといふ事ありて、其處にも御社を建て奉りき、且つ御崇ありとて、朝廷よりも屢位階を進められき○末世の益を施さんためにや云々 菅公は、後世讒言などする者を懲し、世の利益を蒙らしめ給はんとの御意なりしか、讒言せし時平公は、子孫斷絶せりとあり○同心ありける類も云々 源光は落馬して死し、菅根、清貫、稀世などは、雷火に打たれて死にたり、それらをいふ○徳政を好み行はせ給ふこと云々 寒夜に御衣を脱して、人民の寒苦を察し給へる類、いと多し○たぐへ申しき たぐへは類するなり、准へ奉る程の御聖徳ぞとなり○五代 梁唐晋漢周なり、後世、これに後の字を加へて先代と別てり、

◎第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄保明の太子彦と申す 早世、その御子慶頼の太子も、うちつゝきあくれまししおは、保明一腹の御弟にて立ち給ふ、庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平昭宣公の三男、後眞信公と云ふ、攝政せらる、寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき、この君、又幼主にて立ち給ふに依りて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ、この御時、平の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり、高望は葛原の親王の孫、平の姓を給、執政の家につかうまゝつりけるが、使

の宣旨を望み申しけり、不許なるによりて憤りをなし、東國に下向して叛逆をおこしてけり、先、伯父常陸の國の大椋國香をせめしかば、國香ハ自殺しぬ、これより坂東をおこなびかし、下總の國相馬郡に居所をしめ都と名づけ、自平親王と稱し、官爵を成し與へけり、これによりて天下騒動す、

○御兄保明の太子 文献彦太子といふ、延喜四年太子に立ち給ひしが、延長元年薨せられぬ○慶頼王 御母は藤原時平の女、延長元年太子に立ち給ひしが、同じく三年薨せられたり○保明一腹の御弟 朱雀天皇は、保明親王と同胞の御兄にましますをいふ、共に御母は、藤原の穩子なり○庚寅の年 延長八年○辛卯に改元 承平といふ○外舅左大臣忠平 外舅は母方の叔父あり、忠平は、穩子の兄弟なれば、かくいへり○寛平に昭宣公薨じて 寛平は、宇多天皇の御代をいふ、宇多天皇の御時、執政たりし藤原基經薨去せし後は、醍醐天皇御一代を過すまでは、攝政關白なかりしなり○又幼主にて立ち給ふによりて 八歳にて即位せられしをいふ○高望が孫なり 高望の子は、良將といふ、將門は、その子なり○執政の家につかうまゝつりけるに 藤原忠平の家に仕へたるをいふ○使の宣旨を望み申しけり 檢非違使の別當たらんことを願ひしよしなり、使とは、檢非違使の畧稱にて、檢非違使には、長官、次官、その他の役人あれど、天皇の勅宣によりて補せらるゝは、長官たる別當のみなれば、使の宣旨とは、その別當とある勅命をいふなり、さて檢非違使は、非違を檢察し、斷獄、訴訟等の事を掌れり○東國に下向して叛逆をおこしてけり 將

門は、以前東國にありしが、中頃京都に上り忠平に仕へしが、望協はざりしかば、不平を懷き、再び東國に下り、兵を起したるなり、且つ純友と共に、比叡山に登りて、内裏を見、その盛觀を羨み、約して東西にて兵をあげたるよし、後に見えたり○常陸の國の大楳國香 大楳は、國の廳の役人にて、次官の次の役なり、國香は、良將の兄、貞盛の父なり○これより坂東をおしなびかし 東國を征服せるをいふ、この坂東は、關東といふに同じ○下總國相馬郡に居所をしめ 居所をしめとは、住居を定めたるをいふ、こゝには、相馬郡とあれど、扶桑畧記には、猿島郡石井郷とあり、將門は、相馬小二郎とも稱する程なれば、相馬にありしは勿論なれど、都は猿島に建てたるなり○都と名づけ自平親王と稱し官爵を威し與へけ はじめ、將門の兵を揚げし時、武藏權守に、興世王といふ者ありき、狂暴の振舞ありしかば、國司に逐はれて下總に走り、將門に依り、心を協せて計を廻らしぬ、將門常陸を犯しし後、興世王これに説いて曰はく、それ一國を取るも罪、死に抵り、坂東を取るも亦死せん、均しく死せんには、何ぞ坂東を取らざると、將門悦んで曰はく、よし、吾は皇孫なり、まづ八國を取り、然る後王城を指さんと、頻りに諸國を畧し、遂に都を建て、自を天皇に擬し、文武の百官を具へしが、たゞ曆博士のみは、その人を得ず、甚だくるしみきとぞ、官爵は、官位に同じ、

參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基、清和の御末六孫王と云ふ、賴義義家等なり藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として差遣さる、平貞盛、國香の子なり藤原秀郷等、心を

にして將門をほろぼして、うの首を奉りしかば、諸將は道より歸り参りけり、

將門は承平五年二月に事をおこし、天

慶三年二月に滅びぬ、其間六年あり、藤原の純友といふもの、あの將門に同意して西國

にて叛亂せしをば、少將小野の好古を遣はして追討せらる、天慶四年に純友はころされぬかくて

天下しづまりにき、延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出で來る、天皇もおだやかになし、けり、又貞信公の執政なりしおぼ、政の違ふ事は侍らじ、時の災難にこそぞ覺え侍る、天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立て、天位を譲りて尊號あり、後に出家せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おまし、

○參議民部卿

參議は、太政官の役人にして、勅を奉じて太政官中の政を議する職掌なり、民部

卿は、民部省の長官にて、諸國の風土、戸口、人民の事などを掌る職なり○右衛門督 衛門は、

宮城守護の武官左右に別れたり、督はその長官なり○六孫王といふ 清和天皇の第六子、貞純親

王の子なれば、かくいへり○平貞盛藤原秀郷等心を一にして云々 心を一にしてとは、よく一致

したるをいふ、貞盛には、父の仇なり、秀郷は、始、將門に従はんとて行きて見しかど、將軍の

度量なきを知り、去りて貞盛に屬し、共に兵を合せて將門を討ちたり、その功によりて、秀郷は

從四位下に叙せられ、下野武藏二國の守に任せられ、貞盛は、從五位上に叙せられ、右馬介に任

せられぬ○諸將は道より歸り参りけり 忠文等は、兵を率ゐて駿河國清見關まで來りしかど、亂

平ぎぬと聞きて、立返りたりき○將門は承平五年に事を起し云々 普通の書には、多く天慶二年十一月とせり、まことに朝廷に抗せしは、その頃よりなれど、徒黨を集めて暴行をなししは、本註にいへるが如し、されば古書には、多く承平の將門、天慶の純友と稱して、この乱を記したり○藤原の純友といふ者 純友は、藤原長良の曾孫にして、太宰少貳良範の子あり、天慶二年、純友伊豫椽たり、將門の叛けるを聞き、これに應じ、大筏を作りて海面に泛べ、土を以てこれを蔽ひ、草木を植ゑて官軍に備へ、四國を掠畧しぬ○少將小野好古を遣はして追討せらる 少將は、右近衛少將にて、禁衛の武官なり、朝廷好古を山陽道追捕使として、純友を討たしめられぬ、天慶四年、好古諸將と力を協せ、純友と筑前に戦ひ、その船艦を焼きしかば、純友辛く逃れて、伊豫に至りしを、警固使橘遠保、之を擒にしたり、尋いて獄中に死して、乱全く平ぎぬ○政の違ふ事は侍らじ 天下の政治に、非法、非道の事は、行はざりしならんとなり○時の災難にこそとず覺ゆ侍る この時に、廻り來れる不幸なりと考へらるどあり、即全く偶然の出来事なるべきをいふなり、されど實際は、當時のありさまは、京都は、漸く文弱の風増長して奢侈に流れ、地方には、豪族の土地を兼併して勢を得る者、漸く多くなり來り、政府は、これを制する能はず、制せざれば、益私威を姿にするに至りたり、將門純友などは、その特に表面に顯はれたるものなり、故に當時の政は、表面は靜穩なりしかども、内實は、やうやく乱兆を萌したりといふべし○太宰の帥の親王 親王にて、太宰府の長官たる、太宰帥の官を持ち給へるをいふ、太宰府は、筑紫を總管せる役所なり○尊號あり 太上天皇の尊號を奉れるをいふ、



